

第14回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号 (12月15日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	13
○報告第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第292号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第293号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第294号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第295号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第296号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第297号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○請願・陳情について	32
○散会の宣告	32

第2号 (12月16日)

○議事日程	33
-------	----

○本日の会議に付した事件	3 3
○出席議員	3 3
○欠席議員	3 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 3
○事務局職員出席者	3 3
○開議の宣告	3 4
○一般質問	3 4
今 泉 文 克 君	3 4
円 谷 寛 君	4 8
木 原 秀 男 君	7 0
小 林 政 次 君	9 4
井土川 好 高 君	1 0 6
○休会について	1 1 2
○散会の宣告	1 1 3

第 3 号 (12月19日)

○議事日程	1 1 5
○本日の会議に付した事件	1 1 5
○出席議員	1 1 5
○欠席議員	1 1 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 6
○事務局職員出席者	1 1 6
○開議の宣告	1 1 7
○議案第298号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第299号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第300号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
○議案第301号～議案第303号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第304号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 2 7
○公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙	1 2 9
○議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について	1 3 2
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 3 2

○日程の追加	1 3 3
○意見書案第 2 1 号及び意見書案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
○閉議の宣告	1 3 6
○町長挨拶	1 3 6
○閉会の宣告	1 3 7
○署名議員	1 3 9

鏡石町告示第88号

第14回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年12月11日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成26年12月15日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

不応招議員（なし）

第 1 号

平成26年第14回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成26年12月15日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の説明
日程第 5 報告第 58号 専決処分した事件の承認について
日程第 6 議案第292号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第293号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第294号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第295号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 議案第296号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第297号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第12 請願・陳情について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君
7番	井土川 好高 君	8番	大河原 正雄 君
9番	今泉 文克 君	10番	仲沼 義春 君
11番	木原 秀男 君	12番	渡辺 定己 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	健康福祉課長	小貫秀明君
産業課長	小貫正信君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	教育課長	関根邦夫君
会計管理者 兼室長	長谷川静男君	農業委員会 事務局局長	車田光男君
原子力災害 対策室長心得	菊地勝弘君	農業委員会 会長	菊地榮助君
教育委員会 委員長	塩田重男君	選挙管理 委員会委員長	渡邊俊廣君
監査委員	根本次男君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	主幹	岡部フミ子
-------------	------	----	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。
ただいまから第14回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。
3番、菊地洋君。

〔議会運営委員長 菊地 洋君 登壇〕

- 3番（議会運営委員長 菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。
第14回鏡石町議会定例会の会期日程が決まっておりますので、ご報告を申し上げます。
第14回鏡石町議会定例会会期予定表、平成26年12月15日月曜日招集。日次、日、曜、会議内容の順でご報告申し上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり町長から挨拶があります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。
第14回鏡石町議会定例会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様には、師走を迎え公私ともにお忙しいところご出席を賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。
今定例会につきましては、報告1件、条例の一部改正5件、指定管理者の指定1件、社会福祉災害復旧等の一般会計並びに特別会計の補正予算6議案、災害公営住宅建設工事請負契約変更締結議案1件、合わせまして14件の議案を提案するものであります。
何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶といたします。
よろしく申し上げます。
-

◎開議の宣告

- 議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ち

に本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、4番、長田守弘君、5番、小林政次君、6番、畑幸一君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から12月19日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、会期は5日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査及び定期監査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査並びに過日実施いたしました定期監査の結果を報告申し上げます。

まず、例月出納検査の結果を報告申し上げます。

いつものとおり3カ月分をまとめて報告させていただきます。よろしく申し上げます。

1、検査の対象、平成26年8月分、平成26年9月分、平成26年10月分、以上、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、平成26年8月分につきましては、平成26年9月25日木曜日午前9時50

分から正午まで。平成26年9月分につきましては、平成26年10月27日月曜日午前9時55分から午前11時50分まで。平成26年10月分につきましては、平成26年11月25日火曜日午前9時55分から正午まで。

以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におきまして、次の4名の方の出席をいただきました。会計管理者兼出納室長、上下水道課参事兼課長ほか2名。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金・預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書等の照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成26年8月分、平成26年9月分、平成26年10月分ともに、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金・預金・基金の残高は、添付資料のとおりでございます。以上、例月出納検査報告を申し上げます。

続いて、定期監査の結果を報告申し上げます。

1、検査の対象、平成26年度各課の所管事務執行状況。

2、実施検査年月日、平成26年10月14日火曜日から10月16日木曜日までの3日間。

3、実施場所、議会会議室、このほか抽出事業の現地調査を実施いたしました。

4、監査委員、根本次男、木原秀男。

5、出席者職氏名、詳細につきましてはお手元の報告書に記載のとおりでございます。

個々の職氏名は省略させていただきます。

6、監査の手続、平成26年度各課の所管事務について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き、監査を実施いたしました。

7、監査の結果、各課ともに異常はございませんでした。

なお、主な質疑等につきましては、報告書原本に添付させていただいております。

以上のとおり報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、8番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○8番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会の報告をいたします。

議事日程第1号、平成26年10月24日（金曜日）午後1時30分開議。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第11号 平成26年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第1号）。

第4、議案第12号 平成25年度須賀川地方広域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

第5、報告第2号 専決処分の報告について。

いずれも3件の議案は可決承認されております。

以上で報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、6番、畑幸一君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 畑 幸一君 登壇〕

○6番（須賀川地方保健環境組合議会議員 畑 幸一君） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合定例会のご報告をいたします。

議事日程第1号、平成26年10月24日（金曜日）午前10時30分開議。

第1、会期の決定、本日限り。

第2、会議録署名議員の指名、8番、大倉雅志議員、9番、畑幸一、本人です。10番、相楽健雄議員の3名です。

第3、報告第1号 平成25年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算継続費の通次繰越しについて、質疑なし。討論なし。認定されました。

第4、議案第4号 平成25年度須賀川地方保健環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑なし。討論なし。認定されました。

第5、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて、質疑なし。討論なし。承認されました。

第6、議案第6号 平成26年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第1号）、8番、大倉雅志議員より補正予算と事業展開についての質疑がありましたが、討論はなし。第6号は可決されました。

詳細は、お手元の配付資料にて記載されております。

以上をもって、定例会のご報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、1番、円谷寛君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君 登壇〕

○1番（公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君） 公立岩瀬病院企業団の議会は、9月29日に開催をされました。お手元に資料が配付されていますので、参考にさせていただきたいん

ですが、まず会期の日程は1日限りでございます。

会議録署名議員については、省略いたします。

報告第2号は、平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計継続費の精算報告についてでございますが、これは2ページにありますように、建設改良費のうち、災害復旧事業について繰り越してきたものを精算したものでございますので、詳しくは2ページをごらんいただきたいというふうに思います。

日程第4は、報告第3号 平成25年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計決算についてでございますが、これもお手元の資料のとおり、かなりの赤字を計上しております。大変、病院のいろいろな事情、医者不足とかいろいろなものがございまして、これだけの赤字、経常損益が2億3,600万円というものを計上しているということでございますので、詳しくは後でござんになっていただきたいというふうに思います。

日程第5、報告第4号 平成25年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計資金不足比率については、これもお手元の資料に記載されておりますので、後でござんになっていただきたいというふうに思います。資金不足は別になんということではありません。

日程第6は、議案第5号 平成26年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）でございますが、これはマスコミなどでも取り上げられておりますように、須賀川、岩瀬及び石川地方地域医療懇談会というものがございまして、そこで公立岩瀬病院に対して、産科、婦人科の開設を目指すということを決めて、今日までいろいろ努力をしてきたわけでございますが、これがめどが立ったということで、これから必要となる建設の規模、産科、婦人科病棟の整備をしていかなくちやなりませんので、そのためにどの程度の費用がかかるかなど、計画の全体像を精査するために、地質調査と基本設計業務に伴う委託費用というものを補正予算案として提案するというものでございました。これもお手元の資料のとおりでございますので、後でゆっくりごらんいただきたいと思います。この議案については、原案どおり可決されましたことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、常任委員会所管事務調査の報告を求めます。

4番、長田守弘君。

〔総務文教常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○4番（総務文教常任委員長 長田守弘君） おはようございます。

報告いたします。

平成26年12月15日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、長田守弘。

総務文教常任委員会所管事務調査報告。

平成26年10月20日から21日まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査目的、所管事務調査について先進自治体等の実態を調査し、議会並びに行政運営に資するため実施した。

2、調査事項、（1）庁舎建設事業について、（2）文化体育施設等の管理運営について。

3、調査先、（1）宮城県大和町、（2）宮城県美里町。

4、参加者、総務文教常任委員5名、議会事務局長、計6名。

5、調査結果……………

〔「省略」の声あり〕

○4番（総務文教常任委員長 長田守弘君） はい。省略をさせていただきます。7ページのまとめに入ります。

大和町役場庁舎は、広大な敷地面積に3階建ての大規模な庁舎が身障者や高齢者対応様式で建設されている。新庁舎建設に当たっては、8回にわたり増改築を行ってきた旧庁舎の老朽化と耐震化の問題があり、特に目立った反対の声はなかったようだ。建設費についても基金の積み立てが13億円あり、他に防衛相の補助金1億円もあったため、無理な財政出動がなかった。

敷地、デザイン、窓口、そして省エネルギー等について新時代に対応した工夫がなされているため、随所に住民サービスの向上や事務執行の効率化が図られていることは、単に箱物をつくるだけではなく、新庁舎を住民の共感を得る町行政・地方自治のシンボルとしていくという理念に基づくもので、ソフトインフラの観点からも大いに参考となった。

新庁舎のオープンに当たっては、来庁者のために総合案内係を配置し、わかりやすい案内が行われた。これはオープン当初のみの計画であったが、住民から好評の声が多く出たため、2年たった現在も行われている。

新庁舎は、土地区画整理事業地内の広大な敷地の中に建設されており、周辺には目をみはるような企業や店舗が進出してきている。平坦な地形と優位性のある交通体系等、当町との共通点もあり、大きな町づくりの点からも大いに参考になるものがあつた。

美里町では、旧小牛田町図書館を、ジャーナリストであり評論家であった千葉亀雄氏より資料等の寄附を受けたのを機に、関連資料等を展示し、文学館として運営することになった。故千葉亀雄氏の書斎を復元展示したコーナーや、美術品展示や町民ギャラリーのスペースを設けるなど、複合施設として観光資源の一翼も担っていると感じた。

「東京から離れたところでも、東京と同じものが見れる」ことをコンセプトに建設された文化会館は、指定管理者制度により委託事業によって管理運営されている。年3回は自主事

業を行う契約となっており、来春には川中美幸コンサートが予定されている。また、町民劇場として町内の若者を中心とした演劇も行われており、宣伝ポスターを地元の農林高校の美術部が手がけるなど、文化の向上が図られている。10、11月の2カ月間で20の催事が予定されており、積極的にインフラを活用するソフトインフラ事業が育成されていることは有意義であった。

温水スイミングセンターについては、体育協会に指定管理を委託しているが、体育協会は他の野球場や体育館など9つの施設を一括して受託している。各施設はいずれも隣接しているため、効率的な管理体制が可能となっているように感じた。また、町内小学生の使用料が無料であることは、健康体力づくりの観点からはうなずけるものであるが、一方、受益者負担の考えもあり、要は目的と成果の問題であると考えます。

当町においても、図書館、プール、そして陸上競技場等多くの施設があり、こうした類似自治体の管理運営状況は大いに参考となるものがあつた。今後の議員活動に生かしていきたい。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、8番、大河原正雄君。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄君 登壇〕

○8番（産業厚生常任委員長 大河原正雄君） おはようございます。

平成26年12月15日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、大河原正雄。

産業厚生常任委員会所管事務調査報告書。

平成26年10月22日から23日まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告をいたします。

記。

1、調査目的、産業厚生常任委員会所管事項について、先進地自治体等の実態を視察調査し、我が町の議会並びに行政運営に資する。

2、調査事項、（1）産業振興とまちづくりについて、（2）企業誘致について。

3、調査先、（1）栃木県茂木町、（2）栃木県真岡市。

4、参加者、産業厚生常任委員6名、議会事務局長、計7名。

5、調査結果。

〔「文章省略で」の声あり〕

○8番（産業厚生常任委員長 大河原正雄君） はい。それでは、省略をさせていただきます。まとめ。

茂木町の農産物6次化は、「道の駅もてぎ」で具現化している。農産物直売を初め、加工

所において商品化、そして販売。道の駅収益の約70%が町内に落ちている。町内にあるレース場やプール利用者等もターゲットにしているが、道の駅を目的化している利用者も多い。現在年間売り上げが7億円、従業員70名だが、3年後には10億、100名のロードマップがしっかりできているように感じた。

特出する点は、トイレを施設の中心に据え、1億円をかけ整備しているところで、化粧室もあるトイレは、子供連れや女性に大変好評で、リピーターが多い要因となっている。また、利益は町民に還元する趣旨として、小・中学生にアイスクリームを無料提供したり、施設の再整備に再投資したりしているところである。半年間利益の出ない部署は見直しを行い、J Aの焼き肉店も野菜売り場に改修している。現在、340台の駐車場があるが、より駐車しやすくするため、今後拡大を計画している。

これらの産業振興の町づくりを積極的に進める茂木町の古口達也町長は、「行政は設備に再投資しないことが慣例的だったが、魅力ある施設にするには再投資は必ず行うべきだ。田舎の道の駅は、行政がしっかりかかわるべきだ。私は道の駅に役場職員を常駐常在させている。役場職員も土日は働くべきだ。お金もうけするべきだ。信頼できるのはお金、信用できないのは口先だけの役場職員だ」と熱っぽく語っていた。

また、グリーンツーリズムでは廃校の跡地利用として、教室を利用した体験型イベント等、昭和のノスタルジックが十分感じられる事業が展開されており、地域の棚田収穫祭等、都市交流事業もある等、きめ細かい事業が地元パワーを生かして行われていることに感心した。

真岡市の工業団地には全国的に有名な企業も進出しているが、国内トップ企業の誘致成功の要因には首長のトップセールスもあったとのことであった。また、自動車製造会社には関連部品会社があり、そうした企業の進出も多い。誘致企業に対する優遇策は、市内企業が進出する場合でも適用し、工業団地内企業の増資に対しても優遇策を適用しているが、工業団地以外での進出には適用していない。特に、第1、第2工業団地の時代は県外からの転入者があり、土地区画整理事業によって宅地供給を図った。現在分譲中の第5工業団地の販売価格は坪7万8,000円と高いが、残りは2区画のみである。

真岡市は高速交通ネットワークが整備され、首都圏としての機能もあり、企業進出の可能性も高いが、現在は製造業系企業の進出は難しいと考えており、物流系企業に主眼を置いている。近くに芳賀工業団地、清原工業団地があるが、主要幹線により交通利便性が増すことによって、逆に向こうからの関連企業進出もあり、互恵関係にあるとも言える。

今回の研修では、当町と同じく土地区画整理事業による工業団地造成の箇所もあり、企業誘致体制の課題等、大いに参考とすべきものがあつた。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第14回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

師走に入り、ことしも残すところ半月余りとなりました。

本年は、東日本大震災の発生から4年目を迎え、震災復旧の仕上げの年となったのではないかと思います。震災復興のシンボル事業として進めておりました第一小学校校舎改築工事が1月末に竣工し、あわせて校庭整備も竣工したことから、11月8日、全校児童約600人を含む関係者約800人が出席して総合落成式を挙行いたしました。アトラクションでは、合奏・合唱クラブが演奏と歌声を披露し、6年生が「母校について調べよう」をテーマに学習した成果が発表されました。新生第一小学校として子供たちも新たなスタートが切れたのではないのでしょうか。

第187回臨時国会が9月にスタートし、国民生活に影響する地方創生関連2法など幾つかの重要法案が成立いたしました。会期中の先月21日に衆議院が解散され、12月2日公示、14日投票という日程で選挙戦が行われました。

今回の選挙は、消費税増税の先送りを発端として、安倍政権の2年間の政権運営に対する評価が問われ、金融緩和と財政出動を組み合わせた経済政策アベノミクスのほか、集団的自衛権の行使を容認した安全保障政策、原発再稼働をめぐるエネルギー政策などが主な争点となっておりましたが、結果は昨日の開票のとおりであり、今後4年間の政権運営が国民生活の安定と国民が安全・安心で幸せが実感できるような社会の実現を願うものであり、さらに、被災地として早期の復旧・復興や原子力被害対策などが早期に解決されることを強く望むものであります。

長野県と岐阜県の県境に位置する御嶽山が9月27日に噴火しました。この噴火により57名の命が奪われ、戦後最悪の結果となったことは報道でも生々しく報じられました。連日、自衛隊、警察、消防合同で捜索に当たっておりましたが、積雪などの二次災害の危険から、6名の行方不明者を残し、捜索再開を来年春以降とし打ち切られました。今回の噴火は、火山大国の我が国において噴火予知の難しさや、警戒レベルの上げ方、活火山の登山リスクに関する認識不足などが改めて浮き彫りとなり、活火山を有する本県においても常時監視の強

化が望まれることとなりました。

任期満了に伴う福島県知事選挙が10月26日投票で行われ、先月12日に、初当選した内堀雅雄知事が県庁に初登庁いたしました。就任挨拶では、東京電力福島第一原子力発電所事故の被災者と被災地の復興を最優先課題に掲げ、全身全霊で復興に当たると決意を述べられました。政策の目玉として、避難区域を抱える市町村と連携した復興ビジョンの策定と自治体ごとの状況に応じた災害公営住宅の建設や雇用確保など、総合的施策を展開することが挙げられ、原発政策の確実でスピード感のある実行に期待をしております。

12月3日に小惑星探査機「はやぶさ2」が打ち上げられましたが、今回のミッションの中核となる人口クレーターをつくる装置の製造に、本県企業、さらには町内企業がかかわっていることが全国ニュースでも取り上げられ、話題となりました。国内でも有数の技術と品質を有することが認められ、本町の誇りであり、長い旅となりますが、ぜひ前回のようにミッションを成功させ、無事に帰還することを願っております。

2014年のノーベル物理学賞に、今世紀でも不可能とされた青色発光ダイオードの発明と実用化につなげた日本人3人が受賞いたしました。受賞された赤崎勇名城大教授と天野浩名古屋大教授は、ともに名古屋大においてLEDに欠かせない良質な結晶を生み出し、青色に光るLEDをつくることに成功したこと、同じく受賞した中村修二アメリカカリフォルニア大学サンタバーバラ校教授は、実用に供するレベルの製造方法を発明、開発したことが世界に認められました。

日本人の受賞は山中京都大教授に続いて22人となり、この発明で白熱電球や蛍光灯にかわるLED照明の実用化と光の三原色がそろそろ道筋がつけられ、現在の室内照明や携帯電話、信号機や大型ディスプレイなどの爆発的な普及につながることとなりました。ノーベル賞授与に当たる審査の基盤となる、人類に最大の利益をもたらす発明として認められたことは、改めて日本人として大変誇らしく、うれしいニュースとなりました。

11月の内閣府月例報告において、景気は「個人消費などに弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とし、先行きについては、「当面、弱さは残るものの、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される」とされています。

政府は、経済政策の方針と、それを反映した平成27年度の予算編成に関する考え方を取りまとめましたが、消費税増税の先送りなど歳出の見直しについて、従来にも増して厳しい枠をはめられる可能性があり、地方財政についても財政計画の歳出圧縮が求められています。

町におきましては、平成27年度の予算編成に向けて、先月18日に予算編成説明会を開催いたしました。現在、各課において予算編成作業を進めておりますが、前例に踏襲することなく、住民ニーズに沿った真に必要な事業を基本とし、限られた財源を重点的、効率的配分

を行うため、町民からの要望を的確に捉え、施策の重要性、緊急度等を十分検討の上、町民の生活安定と住民福祉の向上に配慮しながら、第5次総合計画を軸とした予算編成を行うよう指示したところであります。

次に、町における9月以降の主な出来事について報告いたします。

復興交付金事業の災害公営住宅関連事業として、第一小学校敷地内に建設しておりました児童ふれあい交流館が完成し、10月2日に開館式を挙行いたしました。この児童ふれあい交流館は、震災の経験を踏まえ、安全・安心を基本に、自然素材を多く用いた堅牢で安心感と温かみのある健康的な空間を備え、省エネルギーに配慮した環境に優しい施設となっております。今後は、子供たちや高齢者のふれあいの場や放課後児童クラブ、震災時には避難場所として活用されることになっていきます。

10月4日には、鏡石牧場の朝秋祭りの実行委員会の主催による鏡石「牧場の朝」オランダ・秋祭りが盛大に開催されました。天候にも恵まれ、多くの皆様にご来場をいただき、例年どおりのにぎわいあふれる一日となりました。関係者の皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

また、本年度の田んぼアート事業につきましても、11月3日をもちまして一般観覧が終了し、昨年の約1.3倍となる1万6,943人の観覧者が詰めかけ、そのうち約80%が町外からの観覧者という結果となりました。

第9回鏡石駅伝・ロードレース大会は、11月2日、ロードレース部門と駅伝部門に1,260名の参加をいただきました。今年度より町内の小学生については全員参加としたことから、多くの保護者の皆さんの応援で大盛会の中での大会となりました。当日は心配された雨も上がり、町から元気を発信できたのではないかと思います。なお、大会開催に当たっては、町交通安全協会、町消防団など多くの関係機関・団体の皆様のご支援、ご協力をいただきましたことに改めて御礼を申し上げます。

11月16日に行われた第26回ふくしま駅伝では、町の部6位、総合19位の成績をおさめ、夕方には選手の家族も加わり解団式を行いました。各選手はそれぞれの区間で奮闘を重ね、95.1キロ16区間を5時間25分34秒の記録を残すことができ、7区では中学3年、二瓶翔太君が区間賞を記録するなど、中学生の若い力と、社会人と成長し再び出場した選手らが活躍した大会となったのではないかと思います。

郷土の期待と声援を受け、自己ベストを目指して走り抜いた選手の皆さんのこれまでの努力と、指導に当たられた監督、コーチのご労苦をたたえるとともに、沿道で熱い声援をいただいた多くの町民の皆様に感謝を申し上げます。これからも駅伝のまち鏡石として、中学生、高校生、そしてベテランの力が調和したすばらしいチームづくりに向け、さらにタスキがつながることを期待したいと思います。

11月30日には、第32回東京かがみいし会総会が、東京スクワール麹町で盛大に開催されました。ことしは参加者が昨年より15名増加し、鏡石中学校校歌の合唱や東京側、ふるさと側対抗歌合戦もあり、和やかな中にも盛り上がった総会となりました。

次に、本年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、東日本大震災により被災を受けた施設等の災害復旧・復興の状況並びに福島第一原子力発電所の事故による対策について申し上げます。

公共土木災害復旧事業につきましては、現在、小規模な単独事業災のみが残っているところであり、道路等について継続して復旧工事を実施しております。農業施設災害復旧事業については、単独事業で未完了となっていた5件について、秋の収穫も終わりましたので工事を再開し、年度内完了を予定しております。

岡ノ内池整備事業については、埋め立てに伴う測量調査が終了し、計画立案等の設計業務委託を進めております。

被災者支援事業の災害公営住宅建設事業については、A棟、B棟とも屋上の防水工事と、今月からは内装工事も進められ、外構工事についても発注いたしました。現在のところ65%の進捗となっております。なお、本議会に建設の追加工事のための補正予算及び変更請負契約締結議案を提出いたしましたので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

定住等緊急支援交付金事業における鳥見山公園複合遊具設置事業については、新しい遊具として展望多目的広場に遊具を設置し、供用を開始したところです。また、9月議会において議決をいただきました鳥見山テニスコート改修工事につきましては、12月2日に工事を着手したところです。

次に、原発事故対策としての一般住宅の除染対策については、繰越事業で発注してまいりました岡ノ内地区（区域内住宅250戸）の除染業務については、宅内空間線量モニタリングの結果に基づき、同地区内の道路側溝も含めて11月末に完了し、鏡田地区（区域内住宅205戸）についても、現在、空間線量モニタリングを実施しているところであります。

次に、仮置場の状況ですが、供用開始済みの仁井田地区の仮置場については、除染土壌の搬入及び保管を継続的に行っており、引き続き安全管理に努めてまいります。設置工事中でありました鏡田地区の仮置場につきましては、外部工事を含めまして全て完了いたしました。また、岩瀬農業高校の敷地内に設置予定の高久田地区仮置場につきましては、11月に造成工事の発注をしたところであります。笠石地区の仮置場については、放射線量等の状況を踏まえ、設置場所や規模について引き続き検討してまいります。

次に、放射能簡易測定検査における自家消費野菜については、一部を除き不検出または基準値以下であり、学校給食食材につきましても、基準値を超える食材は検出されておられませ

ん。今後も引き続き安心・安全な食品、食材の確認に努めてまいります。

また、健康影響に対する不安解消と実態把握のために、2回目となる未就学児及び小・中学生を対象としたバッジ式線量計を個別配付し、9月26日から12月16日までの約3カ月間の線量調査を実施しております。

福島県管理のもと実施された本町における米の全量全袋検査については、11月末でほぼ終了し、昨年に引き続き、基準値を超える放射性セシウムは検出されなかったことから、本年産米の安全・安心が確保されたことに安堵しているところではありますが、米以外の農作物についても引き続き検査を継続しながら、本町農産物の安全・安心を確認してまいります。

ブランド・イメージアップ事業におけるイメージキャラクター創造事業につきましては、鏡石町魅力あるまちづくり実行委員会により推進しておりますが、9月に全国から応募のあった335点の作品の中からキャラクターデザインが選定されました。現在、募集しておりましたネーミングと着ぐるみ製作を進めており、年末にはキャラクターのマスコミ発表を実施したいと考えております。

次に、第5次総合計画につきましては、「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」を町の将来像とし、未来像の実現に向けては、町民相互の「絆」、すなわち「やさしさとふれあい」と一歩先を目指す「復興と進化」を基本理念に、5つの行政分野別目標を掲げ、まちづくりを行っているところでもあります。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、行財政の改革と進行管理における町税の収納状況につきましては、10月末現在、現年度分で62.08%と、前年同期に比べ1.26%の増となっておりますが、滞納繰越分については4.99%減と厳しい状況となっております。特に固定資産税の収納率については、前年同期比で1.84%増となっておりますが、滞納繰越分の収納率が低いことから、今月は今年度2回目となる収納率向上対策強化月間として、全庁体制で滞納者の戸別訪問を実施しているところであり、税の公平性と公正性の確保に努めてまいります。

次に、国が進めている社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきましては、国において制度導入のロードマップは示されているものの、計画どおり進んでいないことから、詳細が示され次第、着手してまいりたいと考えております。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」としては、小・中学校緊急環境改善事業として、全教室にエアコンの設置を計画しており、設計業務を10月に委託発注し、1月に工事を発注する計画で進めております。また、鏡石中学校の耐震補強と大規模改修工事についても、設計業務を10月に発注し、来年3月末の工期で発注をしたところでもあります。

次に、生涯学習機会の拡大とスポーツの振興では、生涯学習文化協会との共催事業による

秋の文化祭が11月1日から3日までの3日間、公民館をメイン会場に、展示部門に867名、1,186作品、囲碁・将棋の大会部門に31名が参加し、日ごろの学習成果が披露されました。また、10月25日には、秋の文化祭に先立ち、公民館において文化芸能祭が開催され、17団体、144名が舞踊や歌謡、コーラスなどが発表され、会場から盛んな拍手が送られました。

次に、町民の保健と健康づくり支援については、健康増進事業として、認知症や寝たきりにならず健康寿命を延ばし、活動的な85歳を目指して生活習慣病の予防に継続的に取り組んでおり、がん検診、総合健診及び人間ドックなどの各種健診事業を進めております。特に人間ドックについては、40歳から65歳まで5歳刻みの年齢の方を対象として、7月から12月まで6つの医療機関において313名が受診されました。

また、「ラジオ体操、みんなの体操」をかがみいしスポーツクラブ等と共催連携し、被災者健康支援体制整備事業として取り組んでおりますが、11月30日には耐寒・ラジオ体操講習会を開催し、寒い中、約100名の参加をいただき実施いたしました。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、4月からの消費税率引き上げに伴う臨時福祉給付金事業については、7月から申請受け付けを開始し、11月末現在1,299世帯に2,755万円を給付いたしました。進捗率は92%であります。また同様に、子育て世帯の負担緩和措置としての子育て世帯臨時特例給付金支給事業につきましても、同じく7月から申請受け付けを開始し、930名に1,574万円を給付したところです。進捗率は95%であります。

また、児童福祉と子育て支援として取り組んでいるこども医療費助成事業につきましては、支援の範囲を高校3年生まで拡大して取り組んでいるところでありますが、10月末の助成状況は1万4,508件、3,255万3,000円となっております。乳幼児から18歳以下の高校生に至る健康づくりへの支援として活用いただければと思います。

障がい者福祉の充実においては、障がい者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実努めており、介護給付費、訓練等給付費、障害児給付費として11月末9,833万円を給付いたしました。また、障がい者施策を推進するため、平成27年度から29年度末までの3カ年を期間とする第4期障がい福祉計画を策定するためのアンケート調査を実施しているところです。

高齢者福祉の充実としては、在宅高齢者福祉事業では、生きがいつくり事業や在宅福祉事業を計画的に実施するとともに、介護保険制度の適正な運用については、平成27年度からスタートする第7期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定するため、65歳以上の町民を対象にアンケート調査を実施し、関係機関・団体の皆様からのご意見をいただきながら策定を進めているところです。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」につきましては、平

成26年産水稻の作況指数が福島県中通り地方で103と発表がありました。本町水稻については、カメムシの被害や台風等の影響などから品質の心配もありましたが、等級的には昨年を上回る結果となりました。しかしながら、米価の下落は稲作農家にとって大きな打撃となっておりますので、経営対策につきましては、関係機関と協議しながら対応に努めてまいります。

県営成田地区経営体育成基盤整備事業（ほ場整備事業）につきましては、事業着手以来16年が経過し、ほぼ完了に近づいております。本年度は、農道舗装などの補完工事を進めておりまして、今後、換地処分に向けた事務処理を進めてまいります。

県営ため池等整備事業（梨池下地区排水路改修事業）については、事業認可事務が終了し、本年度から県営事業として平成31年度までの6年間で事業を推進してまいります。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」につきましては、鏡石駅東第1土地区画整理事業として、鏡石中学校南側の宅地造成工事約1万5,000平米が完成し、現在、区画道路の築造工事を進めております。

社会資本整備総合交付金事業として、中外線については、本年度計画の道路改良工事は完了しましたが、未施工の交差点部分については、国道4号拡幅にあわせ施工していく予定となっております。鏡田499号線については、本年度分の道路改良工事は完了し、年度内供用開始に向け舗装工事を実施しております。さらに、久来石行方蓮池西線については、本年度からサカサ池南側から東北旭紙業に向かって改良工事を進めております。

次に、水資源の確保と供給事業では、第5次上水道拡張事業の南高久田ポンプ場築造工事に引き続き、鹿島、東鹿島、南高久田3水源及び南高久田ポンプ場等の取水のための電気計装設備工事に着手しております。さらに、池ノ原地区導配水管布設工事につきましても着工し、拡張計画に合った事業の推進を進めております。耐震管への移行事業としての石綿セメント管更新事業では、本年度発注した不時沼地内の布設がえ工事及び仮舗装復旧工事については、竣工したところであります。

下水道の整備としての公共下水道整備事業は、国道4号拡幅関連、本年度計画の駅東土地区画整理事業関連とも関係機関との調整も完了し、段階的に発注を進めているところです。

また、本年度の合併処理浄化槽設置交付金の申請状況は、11月末現在、新築に伴うものとして5件となっております。

適切なおみ処理とリサイクルとしての収集業務については、本年10月までの実績として、不燃ごみ及び資源ごみについては前年同期よりも下回っておりますが、可燃ごみについては、前年同期に比べ100.9%と若干増加している状況となっております。

省エネ・省資源のまちづくりとして、また、非常時における防災本部機能や避難住民の受け入れ等を行う防災拠点施設に太陽光発電パネルと蓄電池等を導入する再生可能エネルギー

導入防災拠点事業につきましては、本年度、役場庁舎と公民館にそれぞれ設置するため発注をいたしました。

さらに、一般住宅における太陽光発電システム導入を設置した方へ8万円を限度として補助し、町外から住宅を新築または購入した場合には、さらに加算して補助することにより定住促進に努めておりますが、11月末現在、合わせて11件、83万3,000円を交付いたしました。

次に、本定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第58号 専決処分した事件の承認については、第47回衆議院議員総選挙に係る費用として、鏡石町一般会計補正予算（第4号）により専決処分したものであります。

議案第292号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定から、議案第294号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定までの3議案につきましては、さきの第10回鏡石町議会臨時会で議決いただきました県人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に合わせ、期末手当の改定を行うもので、議案第295号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、課税免除の企業立地促進法関係に係る所要の改正を行うものであり、議案第296号

鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、建設中の災害公営住宅に係る規定を整備するものであり、議案第297号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、町老人福祉センター及び屋内ゲートボール場の指定管理期間満了に伴い新たに指定を行うものであります。

議案第298号 平成26年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、主な歳入として、障害者自立支援給付に係る国庫負担金及び県負担金、がんばるぞ鏡石震災復興基金の繰入金増額、主な歳出は、障害者自立支援給付費、介護給付費等社会福祉費の増額、農用地単独災害復旧工事費の増額、各事務事業の事業量調整、特別会計繰出金など、総計で6,235万1,000円の増額補正予算であります。

次に、議案第299号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険基盤安定負担金の確定及び療養費等の増に伴い補正をするもので、議案第300号 介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護サービス給付費の増額に伴い補正するものであります。

次に、議案第301号 公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、流域維持管理負担金の確定及び受益者負担金の増額に伴う補正であります。

議案第302号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、電気料値上げに伴う増額補正を行うものであり、議案第303号 上水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、水道加入金の増額、電気料値上げに伴う増額の補正をするものであります。

議案第304号 鏡石町災害公営住宅建設工事変更請負契約の締結につきましては、工事の

事業量に変更が生じたので、工事の変更請負契約締結の議決をお願いするものであります。

以上、本定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、承認、議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎報告第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、報告第58号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第58号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきます。

本件につきましては、平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）といたしまして、専決処分第38号として平成26年11月25日付をもって専決処分したものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

このたびの補正予算につきましては、第47回衆議院議員総選挙に要する費用のための補正予算であります。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ676万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,561万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、8ページからの事項別明細書でご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○総務課長（柳沼英夫君） 以上、上程されました報告第58号につきましてご説明を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第58号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第58号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

◎議案第292号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第292号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第292号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

10ページとなります。

議案第292号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、このたびの条例の改正につきましては、本年福島県人事委員会勧告が去る10月16日に行われたことに基づきまして、第10回臨時議会におきまして議決されました職員の給与改定に合わせて、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いします。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和51年鏡石町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条、期末手当の規定でございますが、第2項中、6月に支給する場合の割合を「100分の140」から「100分の147.5」に、12月に支給する場合の割合を「100分の150」から「100分の157.5」に改めるものでございます。

附則につきまして、第1項として、改定の基準日を26年12月1日から適用とし、ただし

書きとしまして、第5条第2項の規定につきましては平成27年4月1日から施行するものとしたものでございます。

第2項は、本年12月に支給する割合の特例でございまして、12月に支給する場合の割合を「100分の150」から「100分の165」とするものでございます。

第3項につきましては、期末手当の内払いを規定したものでございます。

以上、上程されました議案第292号について提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま、議案第292号として特別職、議会議員の報酬及び期末手当の条例の改正を説明いただいたところでございますが、第10回の定例議会で職員の改正がされました。それに合わせてというふうなお話で説明をいただいたところなのですが、合わせるといふような内容について、もう少し細かく説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にお答え申し上げます。

これまで町としましては、県の人事委員会勧告に基づきまして職員の給与改定について改正してまいりました。それに伴いまして、議会議員、町長と教育長につきましても同様に進めておりましたので、今回につきましても慣例にのっとりまして給与改定をするものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま、町として過去にも職員の人事委員会勧告に基づいて、それに伴ってというふうなことで説明があったところでございます。

しかし、今、町の中で、このような手当とか費用弁償等に関してのお話を何人かの方に伺いますと、何で今みんな大変なときに、あんたらばかりそういういい思いをするんだいというふうな、金額の中身はともかくとしましても、やっぱり上がるというふうな言葉には非常に敏感に聞かれます。そしてなおかつ以前にも、特別職についてはことしに入ってから、町長、それから教育長の報酬関係についてもアップになっているということが、非常に町民のほうから敏感に聞かれるところでございます。

その中で、額はともかくとしまして、やっぱり職員の人事委員会の勧告があったから上がった、それに伴って特別職も上げるんだというのでは、どうも町民に対する私としての説得力が欠けている点があるのです。

よりまして、議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、これにつきましては反対したいと思います。

○議長（渡辺定己君） 次に、賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 賛成討論なしと認めます。

以上で討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第292号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（渡辺定己君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第293号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第293号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第293号 町長等の給与及び旅費に

関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、県の人事委員会勧告に基づきまして職員の給与改定に合わせて所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（昭和44年鏡石町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条、給与月額の規定でございますけれども、第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の150」を「100分の157.5」に改めるものでございます。

附則につきましては、第1項としまして、改定の基準日を平成26年12月1日から適用とし、ただし書きとしまして、第5条第2項の規定について27年4月1日から施行するものとしたものでございます。

第2項につきましては、本年12月に支給する割合の特例でございまして、「100分の150」から「100分の165」とするものでございます。

第3項につきましては、期末手当の内払いを規定したものでございます。

以上、上程されました議案第293号について提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第293号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第294号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第294号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第294号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、県の人事委員会勧告に基づきまして職員の給与改定に合わせ、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（昭和32年鏡石町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条、給与の規定でございますけれども、「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の150」を「100分の157.5」に改めるものでございます。

附則につきましては、第1項として、改定の基準日を平成26年12月1日から適用とし、ただし書きとしまして、第5条第2項の規定につきましては27年4月1日から施行するものとしたものでございます。

第2項は、12月に支給する割合の特例でございまして、本年12月に支給する場合の割合を「100分の150」から「100分の165」とするものでございます。

第3項につきましては、期末手当の内払いを規定したものでございます。

以上、上程されました議案第294号について提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第294号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第295号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第295号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、木賊正男君。

[参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇]

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第295号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書16ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、地域による計画的な企業立地を支援し、地域経済発展の基盤の強化を図ることを目的といたしまして、平成19年6月に施行されました企業立地促進法に基づく集積区域における企業立地に当たり、固定資産税の課税免除等に係る支援措置適用期間の延長のための所要の改正でございます。

改正条文につきましては、第3条中、計画期間の同意期日、平成25年3月31日を平成28年3月31日に改めるものでございます。この期間につきましては、国における基本計画の年度に合わせたものでございます。

附則におきましては、この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用すると、遡及適用するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお

願ひ申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第295号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第296号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第296号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第296号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

17ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、平成27年3月完成を工期とします東町地内の災害公営住宅の設置及び管理に関する規定を整備するものであります。

改正内容といたしましては、災害公営住宅の設置、入居者の資格、入居資格者の特例並び

に入居者の選考規定について定めるものでございます。

まず、第3条第2項中の町営住宅の位置及び戸数の表に、災害公営住宅の位置、戸数、種別等を加えるものでございます。

次に、第6条として入居できる資格であります。東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法に掲げる条件を具備する被災者に加え、第5号として、町外からの入居もありますので、「町税」の部分を「市区町村税」と改めるものであります。

第7条につきましては、入居資格者の特例でありますけれども、大震災時、支援対象区域に居住していた者は、資格条件であります前条第1項同居親族及び住所及び第4項の住所、勤務地条件を具備するものとみなす規定であり、同条第4項、第5項につきましては、第6条として整理しましたので削除するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第9条につきましては、優先して選考できる者のうちに、第7条第3項に定めます支援対象避難者に加え、第9条第3項に規定されました支援対象避難者の対象地域、36市町村を加えるものでございます。

附則別表につきましては、第7条第3項に規定されました支援対象避難者の対象地域、36市町村を加えるものであります。

附則といたしましては、施行期日を公布の日から施行するものとしたものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第296号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第297号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第297号 公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第297号 公の施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

19ページをお開きください。

本議案につきましては、現在、指定管理者によって管理運営をされております鏡石町老人福祉センターと鏡石町屋内ゲートボール場が本年度末で期間が満了することから、その後の指定管理者の指定につきまして、鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条に基づきまして、公募によらない選定等の規定により、社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会を両施設の指定管理者として指定することにつき、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の指定管理者の指定につきまして、施設の名称、指定管理者となる法人、指定の期間でございます。鏡石町老人福祉センター、鏡石町旭町161番地、社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会、自平成27年4月1日、至平成30年3月31日。鏡石町屋内ゲートボール場、同上、同上でございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ただいま健康福祉課長から提案理由の説明がございました。

鏡石町の社会福祉協議会というのは、まさに特殊な組織ではございますが、しかし町が公

金をそこに支出をするわけですから、そこにはきちんとしたものがないと、これはなれ合いになっていく危険があります。

そういう面で、この指定に当たって指定管理料というのは幾らなのか、幾らで彼らに管理を指定するのかというものを明示すべきであるというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会では、これまでの実績や評価からでございます、社会福祉協議会が管理を行うことで社会福祉施設としての施設目的を達成できること、また施設の管理とその目的である老人福祉や関連する施設、事業の推進を合わせることなどが有効であると、このようなことから、事業効果が明確に期待できる公共団体であるという判断に基づきまして、公募によらない指定ということでございます。

内容につきまして、委託料につきましては、年間、老人福祉センターにつきましては457万円、続きまして屋内ゲートボール場につきましては年間240万円でございます。なお、3カ年ということございまして、それにつきましてはの合計額につきましては、委託料といたしまして3カ年でございますので1,371万円、屋内ゲートボール場につきましては72万円ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

大変失礼いたしました。訂正させていただきます。屋内ゲートボール場につきましては年間24万ということでございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第297号 公の施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第12、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第21号、陳情第22号及び陳情第23号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時41分

第 2 号

平成26年第14回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成26年12月16日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷寛君	2番	古川文雄君
3番	菊地洋君	4番	長田守弘君
5番	小林政次君	6番	畑幸一君
7番	井土川好高君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	10番	仲沼義春君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	健康福祉課長	小貫秀明君
産業課長	小貫正信君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	教育課長	関根邦夫君
会計管理者 兼 会室長	長谷川静男君	農業委員会 農事務局長	車田光男君
原 子力災害 対策室長 心得	菊地勝弘君	農業委員会 会長	菊地榮助君
教育委員 会長	塩田重男君	選挙管理 委員会委員	渡邊俊廣君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	主幹	岡部フミ子
-------------	------	----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、9番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） おはようございます。9番、今泉文克でございます。

第14回12月定例町議会一般質問のトップとして伺います。

振り返れば、昨年11月27日には、この場所で我が町の小学校の子供たちによります町子ども議会が開かれました。10名の小学生の方々が、自分の思いやこれからの町に期待することを熱くお話しされていたことは、記憶に新しいところでございます。

それからこの1年間は、国内には多くの出来事があり、自然界では大型台風や集中豪雨による土砂災害、また御嶽山の噴火により多数の死傷者が出るなど、自然界の前では人間は弱いことを感じました。

スポーツ界では、スキージャンプでレジェンドとたたえられた葛西選手、スケートで華麗な踊りを見せてくれました羽生選手、テニス全米オープン準優勝の錦織選手など、世界で活躍する人々には多くの感動をいただいたところでございます。

1週間前には、ノーベル物理学賞を、青色LED研究開発の日本人であります赤崎教授、天野教授、中村教授のお三方が受賞した明るいニュースがあり、多くの国民とともに栄誉をたたえたいと思います。

また、一昨日は今後の日本を決定する衆議院議員の選挙があり、国政2大政党化はもろくも崩れ、立て直しもできないまま、自公の大勝利で終わりましたが、日本の東京への一極集中から地方創生を願い、新戦略の新たな公約が国民のためになり、ひいては鏡石町の行政に

結びつくことを願いつつ、質問に入ります。

最初の質問は、放射能除染対策についてでございます。東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染対策について伺います。

この件につきましては、昨年の12月議会でも質問したところでありますが、2011年3月11日から早くも丸4年になろうとしております。この年月、放射能対策は十分であったのでしょうか。

作付5年目を迎えます我が町の農地でございますが、先日、担当課のほうから、私どものほうに農地除染申請書なるものが郵送されてきました。あれから早くも4年になろうとしておるときにその申請書が来たことには、おくれているんじゃないかというふうな懸念を持ったところでございます。その農地の放射能セシウム、それらの除染計画あるいは進行状況というものは大変におくれており、早急に実施の必要性を強く感じる今日でございます。私どもの地域からもそれらについて幾つかの声が聞かれております。

あの震災以降、3年10カ月がたつ今日でございますが、除染対象面積等は我が町としてはどのように考えておられたのか。それから、農家の申し込み面積等はどの程度のものがあつたのか。あるいは今日までに実施した実施面積等はどのくらいあつたのか。地域の方々から問われることがあつても、それに答えることがなかなかできないでいる今日でございます。それらについて、今後の早急な実施の必要性が感じられますので、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） おはようございます。

9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国の除染対策事業交付金の対象となる農地につきましては、空間線量が0.23マイクロシーベルト・アワー以上ということで、かつ農家の皆さんのご同意をいただいた農地ということで、これまで3年間進めてきております。

昨年度までに、線量の高い地域から順次進めてまいりました鏡田、仁井田地区の農地を対象に除染希望を取りまとめいたしまして、田畑で78件、12.9ヘクタールと、樹園地につきましては町全域で181件、54.1ヘクタールの除染を完了したところであります。先ほど遅いと言われましたが、今年度につきましては、これら以外も含めまして、全農家の皆様方に除染の実施をお伺いすべく通知をしたところでございます。

今後は、対象農地の詳細モニタリングを行い、0.23マイクロシーベルト以上の農地の除染を今年度中に実施してまいりたいという計画でおります。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいまの産業課長の答弁の骨子につきましては、前にも何度か資料をいただいておりますので、大体の数字は把握しております。

我が町では、線量マップなるものを全家庭に配布し、なおかつ250メートル間隔の細部の線量をやって、町民の方々にこのような状態ですよということを伝えております。これは配布されて、それらに対する説明とか、そういうことはしておりませんので、町民の方がこれをちょっと見て、このくらいだなというふうなことを感じていると思います。私もその程度しか感じておりませんでした。

しかし、この数字をよく見てみますと、ただいま産業課長が答弁されました0.23以上というふうな数字がどのくらいあるのか。ややもすると赤い丸印の5点しか感じられないのかなと思いますが、しかしこれを0.23の数字に落としてみますと、この赤いのが0.23でございます。これは我が町の除染を必要とする土地の面積でございます。

そうしますと、大部分の農地で除染が必要だということで、我が町は24年2月20日に測定したやつを発表しております。農地面積が1,000町歩を超える状態の中で、鏡田から仁井田だけの、142ヘクタールを24年あるいは25年にかけてアンケート調査をして、そして、要望をとったならば、農家から上がってきた要望面積は48ヘクタールということで伺っております。そこで、もう一度0.23をオーバーしているかどうかということ測定し直したらば、48町歩要請があったにもかかわらず、対象地点が18.9ヘクタールということで半分にも満たなかったと。そして、それを今度は実施するとなったら12.5ヘクタールということで、対象面積の8%くらいの面積しか実施していないと。しかし、現実には、このように我が町の農地の線量は0.23というのが出ていたのは明白であるわけです。

それから3年を経過した今、0.23の数字をここの中から、この赤い印の中から確保しようとしていると、農家は畑に作物をつくっています。そのたびにロータリーで耕うんしたり、すきで耕うんしたりしています。あるいは田んぼに水を張って流したりしています。そうすると、この農地はこの赤い点がほとんど対象にならないということになってしまいます。畑に流れ込んだセシウムは、なくなったのではなくて土の中に隠れていますから、ここの数字には出てこないというだけであって、しかし、そのエリアのセシウム濃度は何ら変わることはないです。

我が町としては、この段階で対象とすれば、全面積が国の補助対象になって除染対象になっていたと思うんです。しかし、今、農家の方々に申請書を出して、そして農家の方々が申請をした場合には、今言ったように、きっと、憶測で話してはまずいんですが、農家の要望の10%も対象にならないと思います。

しかし、セシウムがあることによって、我が町の農産物を外に販売する場合の濃度が大丈夫だとは言いますが、ややもすると危険性をはらんでおります。そうしたときに、こういう除染対策のおくれがあることは、我が町の農産物の安全性あるいは外に対するアピールの説得力が非常に弱くなってきます。

ましてや、この除染対策費というのは、24年が当初予算だと9億9,000万、25年が9億8,000万、そして今年度が9億6,000万という、これは放射能汚染の全体的な予算でございますが、これほどの額が、毎年10億近くが計上されるということは、執行率は初年度は20%くらいで終わってしまったところなんです、そういうことを踏まえたと、私は、一日も早い対応を進めていかなければ、非常に我が町の農産物に対する、自信を持った、セシウムは安全なんですよというふうな言葉で消費者の方に訴えることはなかなかできなくなると思うし、もし間違っていて、どこか1カ所の農産物、鏡石町の何かから出た、それが測定して発生したとなったら、2年前の福島県の米のように、知事が収束宣言をして1週間後には出たということで、あの大変な米の販売につまずきを見たことの記憶がよみがえるところがございます。

そうしますと、0.23以上だと国の補助金で国の事業でできますが、それ以下のほ場については、これほどの面積が対象でもあるにもかかわらず、今、町長さん、同じマップを出しました。これは町がつくったマップです。それを0.23以上のところを赤く塗っただけです。そうしますと、早い対応をしていかないと、だんだんと国からの補助金もなくなり、なおかつ安全性も自信を持ってないというふうなことにもなると思いますから、これらについての今後の我が町の、先ほど言った面積以降のほ場についての放射能除染対策というのを今後どのように考えておられるのか、そしてその面積ほどの程度考えておられるのか。あるいは、方法はいつまでにそれをやって、申請を受けて対象か否かを決めて、農家とともに対策を練っていくのか、それをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

小貫産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

9番議員がおっしゃいますとおり、平成23年当初から、できることをしっかりと、先に先にとということやっていける部分があれば、それが一番ベストであったというふうには感じております。そんな中で、平成23年の樹園地、24年、25年と線量の高いところを計画に基づいて実施してきたということで、ご理解をいただきたいと思っております。

今後についてでございますが、今回、全町の農業者の皆様方に通知させていただきましたのは、今回、町全域で除染を完了させるという方針の中で全農家に通知させていただきましたので、これを受けまして、現在、全町の希望のあったモニタリング調査事務を進めている

というような状況であります。

今後は、全町のモニタリング調査を終了した後に、国の制度であります0.23を超えるところを除染していくということで、今後の除染計画となっております。

なお、おっしゃいますとおり、0.23以下でも本当に安心できるのかという安心・安全のポイントもあります。これにつきましては、米の全袋検査を県に対しても今後も継続するよう要請しておりますし、町のほうでも、各農家の皆さんが作付する農産物の放射能モニタリング検査を継続しながら、安心・安全を確認した上で出荷できるような体制を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

ちょっと補足説明しますけれども、まず、この資料につきましては、農地のマップの放射線量ではないということをご理解をいただきたいと思います。

町としましては、今回の原発事故につきましては、特に原発事故の起きた23年3月29日、これについては、この周辺町村では多分鏡石町だけだとは思いますが、土壌調査、これについては農地、学校用地も含めて調査をしてまいりました。

そういう中で、特に農地については、当時、7,000から多いところでは1万ベクレルがありました。そういう中で、そういったものでは、本来は農地全てがそういうことであれば、つくることはできないんですが、あの当時、水田であれば500ベクレル以下であれば作付可能だと、そういった国の指示でございます。そういったことで、表面は確かに8,000、7,000、多いところで1万あったんですが、代かきをしてしまえば500以下になっていると、そういう状況であります。そういう中で作付を現在しているということでもあります。

ただし、樹園地とかそういった分については、なかなか耕起をすることができないということで、そういう面では樹園地、そういった分については、早目の段階で全て除染を行ったということでもあります。

今、残る0.23というふうなことについては、26年の部分については、かなりそういった点から軽減されているという状況であります。でも、やはり0.23を超える部分、これは宅地も含め、農地も含め、町として今後しっかりやっていくということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 全町に対応して進めていくというふうな産業課長の答弁でございますので、いち早く進めていただきたいと、忙しいでしょうけれども。

ただいま町長さんが、これは農地ではないと確かに言いましたけれども、ただ、農地でなくても、この250メートル間隔ではうちが全然なくて田んぼの真ん中とか、それに全部入っていますから、当然田んぼのあるところは田んぼだし、畑のところは畑ですから、ましてやこれも1メートルの場所で測定しておりますし、そういう意味では、町が出している書類ですから間違っていないと思うんです、町だって。村ならわからないけれども。そういうふうなことも踏まえて十分な対応をしていただきたいというふうに思います。

それでは、大きな放射能の問題の2点目の公共施設及び一般住宅等の除染の進行状況です。

これなんかも、なかなかこれ、震災の後だからと言われてしまうとそれだけなんです、設置場所については仁井田が完成して、そして仁井田だけが稼働していると。あと、鏡田につきましても11月に完成して、しかしまだ稼働しておりません。それから久来石、高久田は11月に造成工事を発注ということで進めておるといふようなことを伺っています。そして、笠石については、放射能の状況を踏まえて場所とか規模とかをこれから検討するといふようなことで、何かこれも、ずるずるいくと線量が下がって、そういうふうな土の出す量、これを確認したいんですが、我が町はこれを5カ所ですか、設置する計画で当初から進んでおったと思うんです、大きい仮置場を。しかし、仮置場の5カ所の設置の面積とか、どこどこはどのくらい必要だとかといふような細かいことはわからなくとも、我が町全体でどのくらいの面積を仮置場として想定しておるのか。それによっては、今ある、あるいは稼働している決まっている仮置場だけで間に合う可能性もあるんじゃないかといふふうにも思うんです。そのときに、1区は笠石だとか、4区は仁井田だとかといふような縛りをかけてしまうと、遅いところはいつにならなくなってできない。あるいは仁井田は早くできて増設していますから、その中で仮置場があいてくる。鏡田は実際にできて稼働にすぐ入れるといふふうに伺っているんですが、まず公園の中に山積みはまだ残っているということですね、除染した汚染土壌が。公園というのは、子供さんとか若い方々がゆっくり休養に行くところですから、そこに、除染したから大丈夫ですと言っても、置かれることは私どもとしては不安な感じがします。

それから、私のうちの屋敷の中にも袋で11袋ほどとってあります。これは2年目のときに町が袋を配布しまして、測定値で高いところの土はそれにとっておいてくださいといふふうに指示されまして、それを大事にとってあります、うちの中に。雨に当たると袋が破けてしまいますから。破けている町民の方もいると思うんです。

そういうことを考えますと、一日も早く、仮置場の面積と、それからそこに収納する土量と、それらの計算というものが当然されているとは思いますが、そういうやつの整合性をとって、いち早く、もう保管してあるものについてはできたところから順次、鏡田もできて稼働できるのであれば、まだうちのほうには、搬入してくださいという通知が来ませんから、

やっぱりいち早くできたものについては稼働させて、町民の方々に安心して住めるような環境づくりを我々行政は伝えていかなくちやならないと思いますから、その辺をまず仮置場についてはお伺いします。

あと住宅の除染でございますが、先月の11月21日に全協でいただいた資料を見ますと、鏡田が205戸実施中、仁井田は59戸完了、あと岡ノ内地区が49戸完了というだけで、あとについては、これは希望があればやるのか、あるいは先ほどの土壌の汚染と同じく、町全体として考えてやっていくのか。そういうことを町民の方々に、うちのほうはやってもらえるのかとか、やるとすればうちはいつなんだという声が非常に歩くと聞かれます。だから、そういう意味で、住宅除染のスケジュールを公にして、そしてそれに向けて、町民に、うちのところはいつになるんだと、あるいはそれらの出したものはいついつ出せるんだということを、区長さんを通じてでも結構ですから、やっぱり町内一体となって進めていく必要性を私は強く感じます。そういう意味ではどんなふうな考えをされているのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

原子力災害対策室長心得、菊地勝弘君。

○原子力災害対策室長心得（菊地勝弘君） おはようございます。

9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公共施設の除染についてはその施設の所管課において、一般住宅の除染については原子力災害対策室のほうにおいて、国の放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染実施計画によって進めているところであります。

公共施設除染では、各行政区の集会所など17カ所、児童福祉施設3カ所、児童公園11カ所、都市公園など3カ所、ふれあいの森公園の一部、中学校の除染がそれぞれ完了しております。

一般住宅では、仁井田地区の59戸が完了し、繰越事業で発注しておりました国道4号線から西側の岡ノ内地区で49戸が、道路側溝とあわせて除染作業を完了しているところであります。また、鏡田地区については、国道4号線から西側の地区の住宅205戸を対象として、現在、各戸の空間線量モニタリング調査から入っているところでございます。そのほか、久来石地区の233戸についても、現在、発注の準備を進めているところであります。

次に、仮置場の保管についてでございますが、現在、仁井田地区の仮置場のみ土壌の搬入保管を行っており、久来石地区仮置場が8月末、鏡田地区仮置場が11月末に完成しておりますので、住宅除染が始まれば土壌の搬入保管を行っていきたいというふうに考えております。また、現在、高久田地区の仮置場についても、早期の完成を目指し造成中でありまして、ご理解をお願いしたいというふうに考えております。

各仮置場の保管面積でございますが、それぞれ違ってはありますが、約1,000平米から

3,000平米の面積となっており、1つのフレコンでは約1,000個から6,000個のフレコンが保管できる面積となっております。

先ほどご質問にありました住宅除染のほうと、公園等に置かれている地上保管の除去土壌であります。基本的には住宅除染とあわせて仮置場のほうへ搬入をしたいというふうに考えておりますので、各行政区長さん等と相談、協議をしながら搬入をしたいというふうに考えているところでございます。また、平成24年度から町で配布しました宅内除染用土のう袋についても同様に、住宅除染とあわせて回収に回り、仮置場のほうへ運搬をしたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 大体、仮置場の進捗状況やら、あるいは住宅の除染の計画については、今説明をいただいたので理解するところでございますが、ただ、久来石は完成している、それから鏡田も完成したということになりますと、それが、住宅の除染が現在モニタリングしているということですから、結果が出るまでにまだしばらくかかると思うんです。そして、それを今度は除染計画書を作成して、そして業者に発注をしてということになると、これは1カ月、2カ月では終わらないですよ。4カ月も5カ月も先になってしまう話になるんじゃないかというふうに私は感じるんですが、仮置場がこのように完成しているのであれば、それと同時進行で住宅のモニタリングやら、あるいは各自が持っている袋に入っている汚染土壌なんかは、完成しました、はい、あすからそこに搬入して結構ですよ、これは管理する人の問題もあるかもしれないですが、完成する日が決まっているんですから、そのくらいスピーディーにやっついていかないと、日にちだけがどんどん3カ月、半年、たちまちきつと。ただいまの室長の答弁だと、モニタリングを今やっていると言うから、来年の6月議会できなかつたら、また、私、ここで同じことを言いたくないから、早急なタイムスケジュールを明確に、並行して歩むようなスケジュールをつくってやるのかどうか、お伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長心得、菊地勝弘君。

○原子力災害対策室長心得（菊地勝弘君） 9番議員の再質問にご答弁申し上げます。

町の除染事業の発注としましては、モニタリング調査のほうと実際に行われる除染のほうと区分けして発注しているということではございませんので、モニタリング調査をした後に、直ちに線量が高いものについては除染に入るというスケジュールで進めることになっておりますので、そういったタイムラグをなくすべく、一般住宅の除染をスピーディーに実施できるように進めたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 降って湧いたような放射能問題ですから、初めてのことで担当課も大変だと思うんですが、極力、町民の安全・安心、健康のためにも努めてほしいというふうに求めるものでございます。

それでは、大きい2番目の産業振興策「道の駅」についてをお尋ねいたします。

本質問につきましては、昨年の9月議会、それからことしの3月議会で、1番議員からも2回ほど、道の駅の設置あるいはその動向について質問があったところでございます。そのとき町の答弁としては、地域に新たな需要をもたらす有益なことである。町のPRにもなるし、農産物の販売等を拡大する方法にもなる。ソフト事業も含めて、6次化も含めて検討するというふうな答弁を執行のほうではされました。

私たち議会といたしましても、実はこれは大変重要なことだというふうなことで、ことしの6月の行政調査におきましては、宮崎県の都城市、高鍋町、そして熊本県の氷川町、3市町を調査してきたところでございます。また、産業厚生常任委員会においても、10月には栃木県の茂木町、山間地にある道の駅、これを中心に調査をしてきたところでございます。議会としましても、この道の駅の重要性が、非常に我が町にとっては必要であろうというふうな思いがありまして、この1年間、議会の最大重要調査案件になって今日まで来たところでございます。

この道の駅は、ご存じのことと思うんですが、平成3年10月に山口県の旧阿武町、実は我々議会でも一度、10年ほど前ですか行ったことがあるんですが、その坂本さんという方、船方総合農場の代表の方なんですが、私も交流がある方でございますが、その方が発案されて設置されたそうです。これが日本最初の道の駅で、23年もたった今日、26年のことしの10月までで、全国で1,040の道の駅が設置されております。

現在、皆さんもご存じかと思うんですが、福島県の4号線沿いの安達町には上下線とも道の駅があるという、4月5日にオープンした全国でも珍しい両側に道の駅があるというふうな、積極的な取り組みをされているところでございます。

農業は、現在、TPPの交渉も暗礁に乗り上げた状態であり、また、皆さんもご存じのように、ことしの米価が8,000円台ということで大変大きな問題を抱えており、経営も、それから田んぼを耕作する方々も放棄地がどんどん出てくる危険性もあり、我が町の農業にとりましては、あるいは農地という、水田という立場で見たときに、荒廃した土地が出てくれば町の景観も悪くなる、イメージもよくないと思います。

そういう意味を踏まえまして、これからの我が町の農業、県下一の農業所得を誇る町として過去にはずっと頑張ってきたんですが、そういう町づくりの大事な部分での農業でござい

ます。その対応策の大きなポイントにもなる道の駅でございます。

ことしの5月には町長選挙がありまして、遠藤町長も無投票当選でこの4年間を負託されております。大事なのは、これが1日で終わって、私も街頭演説も聞きましたけれども、あるいは町長さんが立候補の考えを語ったりリーフレットもちょっと拝見いたしました。それから、我が町の町長さんが、これからの町づくりについてというふうに広報の中でも記載しておりました。

ここには、大項目が大体であって、今後4年間に私はこういうふうな事業を必ずやりますよというふうな部分に対しては、非常に少ないというんですか、5日間あればいろんなお話も聞けたんでしょけれども、1日で終わりましたから、そういう意味では、災害対策交付とか、そういうふうな部分だけじゃなくて、鏡石町独自の何かをこうやってやってくんだというものがなくてこなかったんですね。ですからそういうことを、非常に我々議員としても、今後4年間、町長さんはどんなふうなことをされるのかというふうなことに對しては、期待をしておるところでございます。

そういう意味も含めまして、農業の販売拡大に向けた道の駅、ご存じかと思うんですが、東北道の駅完全マップ、これをずっとひもといてみました。そうしますと、福島県の中には28の道の駅があるんですが、4号線沿いは安達にしかないんです、1つは。残念なことに、隣の天栄村には2つあるんですね。悔しいね、これ。格好いい町として、私らも何かやりたいんですが、直売所もない、道の駅もない。隣の玉川に行くところぶしの里、あそこの担当の穂積さんという方は、積極的に今どんどん玉川の産品を売り出しています。つい最近までは築地の場外市場の中に店を出したりしておりました。

そういうことを踏まえていきますと、我が町はそこまでやらなくても、各個人の、議長さんもそうですが、果樹園の方々は直売所を設置して積極的に販売しておりますから、必要性ないと思うのかもしれないですが、そうではなく、我が町の産品を、はたけんぼもあるけれども、町として何か、そういうふうな道の駅……

〔発言する者あり〕

○議長（渡辺定己君） 静粛に願います。

○9番（今泉文克君） あるいは直売所の設置というものが大変重要な、ましてや、今、産業課でやっております6次化ということも含めると、できた産品をどんなふうにして販売するかというふうなアンテナショップにもなると思いますし、そういう意味ではどのようにお考えなのか、町当局にお尋ねをさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、以前も質問があって、重要だということについては答弁したとおりであります。そういう中で、道の駅、さらには直売所については、町の農産物やそれらの加工品の販売促進、さらにPR、地域経済にとって有益であるということでの認識をしているということであり、また、町内の農産物の販売拡大、そして地産地消の推進などからも、当然、道の駅や直売所の設置については検討を進めていきたいということでございます。

ただ、先ほど質問にもございましたように、天栄さんとうちのほうということになれば、鏡石町の農家の方は、はたけんぼ、さらにはイオンスーパー、そういったことについても、積極的にそれらとの取引も行っておるといこともございます。また、町の財政ということもでございます。いずれにしても積極的に検討していきたいと。なぜならば、今、ゆるキャラも取り組んでいる、さらには田んぼアートも取り組んでいる。これもそういった道筋の一つだと私は思っております。そういう中で、大きな通りである4号線を活用しないという手はないので、しっかりとその辺については検討していきたいというふうに思っております。

ただ、農業を見ますと、我が町の農業については1反歩区画の狭い耕地で営んでいる。面積も1戸当たりも多いという、そういうこともございます。そういったことでの農地の整備も必要でもあります。そういうことを総合的に勘案しながら、これからどのような方向でやっていけるかについてはしっかりと考えていきたいと、担当課のほうにもそのようにお話をしているとおりであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 簡単に道の駅と言葉では言うけれども、何億もかかる事業であるし、あるいは場所の選定も地名的な部分もありますし、国道は今4車線化の工事中でもあるし、ことし、来年にやれと言っても、これはね。ただ、その場所についてはどんなふうにするか。今から、やる気がまずあるのかなのかというふうなことが第1段階です。やる気があれば、どこにするかというふうなことが今度は問われると思います。どの程度の規模にするか。そういうことにつきましては、優秀な我が町の職員が100名もいるわけですから、ぜひとも、やる時には最高のポジションで、全国に名立たる道の駅ができるような対応をすることを、私は切に望んでいるところでございます。

それでは、3番目の各種入札の改善についてをお伺いします。

東日本大震災以降、先ほども言いましたが、町事業は、40億くらいしかなかった一般会計が80億を超すというふうな膨大な、かつてない我が町最高の事業をここ二、三年続けております。これも順次、一小ができたり、あるいは多くの施設が完成したりしておりますので、

だんだんと今度は町づくりの本当のいろんな事業が形になってくるかと思います。しかし、まだしばらく、資材、人件費の高騰というのを否めない状況になっていると思います。

しかし町民は、一日も早く多くのものができ上がり、なおかつ利便性ができて、そして、後のランニングコストがかからないようなものということを強く望んでいるのが実態でございます。

しかし、ことしの3月の議会のときにも繰越明許費が計上されました。これがそのときの一覧表でございます。町のほうから提出いただいた繰越明許費の一覧表になります。

私たち、震災の後ですから、何やっているんだと余りもう言いたくないから、みんな我慢して、これを承認してきたところが多いんじゃないかと思います。しかし、この総額が14億8,000万ですから、14億8,000万の繰越明許です。これは本来であれば、ことしの3月に全部完了して町のほうに引き渡しになって、4月1日からは稼働していなくちゃならない部分だと思うんです。14億8,000万といいますのは、我が町の38億、39億の一般会計の4割も占める額になりますから、これは大変な、23件の事業があり、そしておこなっているところがございます。

この件数はことしの3月の件数でございますが、昨年も大きな額が10億ほど出ていたんじゃないかというふうに思います。昨年と比べて、そしてことしはこれで大体わかるんですが、それとあと金額。それから、1つは入札の段階で、完了月日というものを当然契約されていると思うんです。その完了月日がどんなふうになっているのか。もう最初から、契約した段階で繰越明許費が生じるような完了月日で契約しているのかどうか、そのようなことを確認させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほどの数字、25年度分については議員さんの言うとおりでございまして、うちのほうでも各課から、調査をしまして集計したところでございますけれども、契約金額で申しますと、平成23年度繰り越しましたのが73件で15億2,100万ほど、24年度分につきましては、工事が40件、委託事業が9件で5億3,100万ほど繰り越しているような状況でございます。また、23年度から25年度までにつきましては、繰り越しましたのが177件、33億9,800万ほど繰り越してしまっただけというような状況でございますが、3年間の合計ですと86億発注してございまして、その約4割が繰り越しというような状況になっております。

また、ご質問の完了月日につきましては、当然ながら、年度内完了、年度内精算が当然でございますけれども、国の補助申請とか国の財源確保の面からいいますと、10月以降発注したものが大体7割は超えてございまして、どうしても3月には完成しないというようなことも

ございますけれども、災害でもありましたものですから、前倒しといいますけれども、次々と準備が整った段階で発注したというような状況もありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 確かに大変ですよね。86億の40%が繰り越しになっているということは、見えるもの全てがおくってしまったというふうなことで、これは環境が環境ですから、我々議会としてもそれはやむを得ない部分と感じております。

ただ、この数字を見ていきますと、2番目の入札基準とか、それらに入らせていただきますが、関連しますので、一緒にこれも2番目で改めてお伺いさせていただきます。

完了月日がまず記載され、それから入札月日が記載され、金額が記載され、業者が記載されというふうなことが決まっておりますよね。そのときに町の中でちょっと聞いたのでは、どうも繰り越しする業者が偏っているというふうな話もちょっと、これはうわさですから、それをここで言うのもいかがかとは思いますが、そのような言葉が聞かれました。

それで、この86億というふうな、177件の場合には33億9,800万というふうな金額が出てきました。これを発注しますと、おのずから町と業者の間には前渡金というのが発生しますよね。工事に着手してもしなくても、30%の前渡金が業者のほうには可能になってくると思うんです。そうしますと、33億9,800万の30%というのは幾らになりますか。10億を超える金額なんです。それが業者の方に前渡金と着手金としていきます。そして、工事がすぐ始めれば、全て資材やら人件費やら諸経費にそれを投入せざるを得ません。しかし、契約をしておいて着手しなければ、何カ月もおくれていくと。そうすると、そこで町の金は死に金になって、業者の金庫の中に眠ってしまいます。そうするとその金は、町ではそれだけの金を調達しているわけですから、何億という金が3年間の中にはわからないところであると思うんです。それで工事が資材がありませんからおくれましたとか、だって、入札の段階で何月何日までに、3月31日までには全部完了して引き渡しますよというふうなことで、その金額でやりますよというふうな約束をしているわけですから、ですからその辺の入札と契約金額と完了月日と、これらというものが整合性がとれていないと、町の公金の何億もが、その業者の方のところにあれば、それは運用しているから町の中で動いているかもしれないんですが、そのことによって町の事業が、ほかの事業をやりたくても、そっちにいつている金のためにほかの着手事に着手できないというふうなことも生じると思うんです。

それらについて、町は入札についての、そろそろ東日本大震災から丸4年たとうとしておりますし、遠藤町長2期目の力を発揮する時期が来ていると思いますから、しっかりとした

事業進行、入札にかかわる件について、今後、どのように解消策等を含めながら考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にお答えいたします。

入札基準につきましては、大震災前と大震災以降については、若干の緩和をしたり、工事管理の面で国・県も含めまして若干の緩和をされておりました。でも、工事の進め方については変わっておりませんので、町としましては、単年度会計でございますけれども、当然ながら3月31日で工期は完了というようなことになってございます。

ですが、今回の震災におきましては、当然ながら震災復旧の事業として国のほうからお金が参りますけれども、その予算につきましても、10月とか12月、交付決定がされとなれば、間に合わなくても当然ながら発注しないと事業が執行できませんので、そのような形で、国としましても繰り越しを認めるというような内容で、前倒ししながら工事を発注してきた次第でございます。

また、ご質問にありました前払い金につきましても、建設としましては受注産業でございまして、当然、公共工事になりますと契約金額も多くなりますし、着工するためにも多額の資金がございますものですから、請負に要する資材購入等の準備資金として、前払金は制度として認められているものですから、当然ながら前払い金を出して早期建設のスケジュール等に活用していただくと。

また、これまで3年間にわたりまして1,000件ほど発注してございますけれども、契約解除とか、そういった事故は現在発生しておりませんので、復旧工事もほぼ終了に向かっておりますけれども、今後、繰越事業につきましては、極力出さないように努力して管理してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） なかなか震災のとき、町内だけの業者じゃなくて、県内あるいは全国の業者の方々と多くのことで対応するのが大変だったと思うんですが、やはり我々は、鏡石町の中で行われる、そして町民のためになる事業ということで進めていかなくちやなりません。そういう意味では、新しい施設ができ上がり、町民が利用しやすくなり、そしてなおかつ町民が喜べる施設になり、そして、できたものが有意義な形になるように確認をしていかなくちやならないというふうに思います。そういう意味では、このような業者の方々の管理指導、それらについては、今後はより強くされることを求めて、質問を終わらせていただ

きます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

議事の運営上の都合により、11時10分まで休議といたします。

休議 午前11時00分

開議 午前11時10分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 円谷 寛君

○議長（渡辺定己君） 次に、1番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 本定例会一般質問の2番目をさせていただきます1番議員の円谷寛であります。

私は、今回で109回目の一般質問となります。

今、マスコミは、総選挙で自民党が大勝したということを新聞、テレビで大々的に報道されておりますけれども、そんなに大はしゃぎをするほどのものではないのではないかと私は分析しております。と申しますのは、今回の自民党の特徴というのは、2009年、5年前に民主党が大勝して政権交代をなし遂げました。このときと比べて自民党の得票というのは大幅に減少しているんです。例えば小選挙区では184万票、大変ですよ、184万というのは。比例では115万票も減っているんです。ただ、棄権が多かったということと、民主党が全選挙区に候補を立てられなかったということで、党の選挙協力も時間がなくてできなかったと、こういう中で今回の自民党、公明党の大勝というものになったんだろうと思いますけれども、しかし、これで自民党がいつまでも安泰に政権が続くかという、私はそうは思わない。

と申しますのは、今後、抱えている政権の前途というものは大変多難なものでございまして、例えば、今行っている日銀の金融緩和、これをいわゆる出口戦略、アメリカはシェールガス革命などで大変景気がよい、こういうことでこの出口戦略が順調に進んでいるようでございますが、しかし、日本の場合はそういうシェールガスもありませんし、大変難しい。この金融引き締めによってさらにデフレが強まるのではないかと、こういう予想もされるわけでございます。さらにはTPP、これによる国内の各種業界の大きなダメージも想定されるわけです。特に農業を中心とする第1次産業、こういうものが決定的なダメージを受けるわけです。この問題、さらには、今日でも反対派のほうが数多い原発再稼働、これも進めると言っています。さらには、国民世論を真っ二つにする防衛関係の、例えば普天間基地の辺野

古移設とか、さらには集団的自衛権の行使容認の問題、さらには特定秘密保護法の問題、こういうものが次々とこれから問題になってくるわけですから、決して私は、この政権はいつまでもそんなに安定する強固なものではないというふうに確信をしているわけですから。

それにしても、小選挙区制というものの持つ冷酷な断面というものが、今回の選挙でいろいろ明らかになっております。それは、一時大変なブームをつくったみんなの党の渡辺喜美さん、政治資金の不正問題もあったようですけれども、選挙区でよもや考えられない落選、こういう憂き目を見ておりますし、自民党にいればとうの昔に総理大臣になったと言われていた小沢一郎さんが、本当にどぶ板選挙をやってようやく当選ということでもありますから、本当に小選挙区というのは厳しい。少数政党が生き延びるといふことの難しさを大変物語っているのではないかと思います。

毎年今ごろになりますと、ことし亡くなった人の特集記事が新聞とか週刊誌で報道されます。私はその中で3人の方が特に印象深く思い出されます。

まずその1人が、社会民主党の委員長とか衆議院議長を務めた土井たか子さんであります。戦後初めてというよりも憲政史上初の女性の政党党首であり、衆議院議長を務められて、生涯独身を貫きながら、護憲、いわゆる憲法9条を中心とした憲法を守る戦い、勤労者の生活と権利を守る戦い、さらには女性の政治参加を進めるために奮闘された彼女の生涯というのは、いつまでも歴史に残ることであり、私は戦後最大の女性政治家であるというふうに思っております。ただ、悲しむべきは、先ほど言った小選挙区制を容認して、今日の社民党の低落をもたらした政治の冷酷な責任についても、私はあるのではないかとこのように思っています。

次に印象に残っているのは、俳優、それも我が国最大のというふうな敬称のつく、文化勲章をもらった高倉健さんであります。私は任侠映画は余り見ませんでしたが、山田洋次監督などがつくった作品の中の「幸福の黄色いハンカチ」、「鉄道屋」、そして最後の作品となった「あなたへ」のこの3本は、いつまでも心に残る名作であるというふうに思っています。追悼記事の中でも、やむを得ず事情があって離婚した江利チエミさんとの愛をいつまでも大事にしていたということを知り、本当に心に温かいものを持って生きてきた人だなというふうに思っております。

3人目の方も俳優の菅原文太さんであります。私は、前に言ったように任侠映画は余り見ませんが、彼のことは、映画俳優としてよりも有機農業を実践しているタレント、さらには反原発などの環境問題での発言、そういうものに触れるたびに大変感銘を受けてきております。彼の亡くなる1カ月ぐらい前に、私は郡山の市民文化センターで知事候補の応援演説を聞いたのが最後の姿となりました。彼の話はいつも、政治家に大事な仕事は2つしかないん

だと。1つは国民を飢えさせないこと、もう1つは戦争を絶対にさせないことだと、こういうことをいつも繰り返して語っていたのが印象的でした。

ことしのノーベル賞で、日本人受賞者の話は今泉議員が触れられましたので、私は視点を變えて、パキスタンの17歳の少女、マララ・ユスフザイさんの平和賞受賞とその受賞演説の立派さに圧倒されました。17歳の少女がここまでの演説をすることは本当に感動いたしました。その前に私は、「私はマララ」という分厚い単行本を読んで、彼女の立派な信念に深く感銘してきたところであります。私は、この本は21世紀の「アンネの日記」と言ってもいいんじゃないかというふうに思います。きっと歴史に残る作品であるというふうに思っております。

受賞演説の中で、彼女は現代の政治家に強烈なパンチを加えております。それは、主に3点の短い言葉の中での強い決意と主張でございます。1つは、「強い」と言われる国々は、戦争を起こす上では非常に力強いのに、なぜ平和をもたらす上では弱いのか、2つ目は、銃を渡すことはとても簡単なのに、なぜ本を与えるのはそれほど大変なのか、3つ目は、戦車を造るのは極めて易しいのに、なぜ学校を建てるのはそんなに難しいのか、こういうことを強く訴えております。

「アンネの日記」で、アンネ・フランクが、片方で食料が余って腐らせているのに、片方で餓死をしている人がたくさんいる。なぜ人間はこんなに気違いじみているのでしょうかということを触れておりましたが、私は同じような意味で、このメッセージは我々に強く訴えるものがあるのではないかなと思っております。マララさんには、将来、国連などの指導的な役職につかれて活躍してもらいたいというふうに、私は強い期待を持っております。

ことしの漢字が発表になりました。その1文字は「税」だそうであります。消費税が5%から8%になり、来年10月からの10%化を1年半延ばすために選挙をやったということになっているわけですがけれども、700億円の税金を使った選挙をやったということでございます。まさに税が大きなテーマになったことは間違いのない事実であります。

顧みて、我々町政も、その中の議会も、税によって維持をされ、また税を議論する場でもあります。税を納めるために多くの町民は一生懸命働き、その金を捻出するために大変な苦勞をされているわけでありまして。その税金を一円たりとも無駄にしない、公平、公正な負担と地域実現のために、我々も精いっぱい努力をしなければならないということを、ことしの漢字1文字「税」から考えさせられた次第であります。

以下、通告書に従って質問させていただきます。

私は前置きが長いと言われますが、質問の通告書は非常に明快でございます。既に答弁の原稿もできているだろうと思っておりますから、簡単に質問をしていきたいと思っております。

第1点は、マスコットキャラクターの活用策についてであります。

(1)として、新しく制定した町のキャラクターを今後どのようにして活用していくのか、関連でございますから、2つ目も一緒にしたいと思いますが、担当の職員をどのように配置することを考えているのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

町をPRするキャラクターを開発するイメージキャラクター創造事業につきましては、これまで鏡石町魅力あるまちづくり実行委員会が主体となりまして事業を進めていただいております。

キャラクターデザインの選考につきましては、ご承知のように335件の応募作品の中から、最終的に、唱歌「牧場の朝」をイメージする乳牛をモチーフとしたデザインに決定されました。また、キャラクターの名称につきましては、全国から387件の応募がありまして、現在、名称決定の最終作業を行っているところであります。さらに、キャラクターの着ぐるみについても間もなく完成する予定であることから、年内には名称と一緒に完成したキャラクターを正式に発表しまして、年明けの年賀交歓会で着ぐるみの初披露をしたいというふうに考えているところであります。

なお、完成したキャラクターの活用方法につきましては、実行委員会を中心としまして、さまざまなアイデアが現在出されておりました、検討を重ねているということでもありますので、町民の皆様にも愛されるキャラクターに育てるために、各種イベントでの活用を含めた効果的な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと、(2)の担当職員については、担当課長からご説明申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） (2)の担当職員をどのように考えているかというご質問でございます。

完成したキャラクターの主な活用方法としまして、町内外での各種イベントへの出演が上げられます。その場合、着ぐるみの出演に伴うスタッフや職員の人件費など、新たな経費や負担が発生することが想定されます。進化する鏡石町をPRする上で継続的に町のイメージキャラクターを活用することは、重要な手法の一つと考えておりますので、担当課だけではなく全庁的にキャラクターの活用が図られるよう、体制づくりを構築してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 産業課長さん、まだはっきり決まっていないから、大変答弁が難しいのかと思いますが、やはりここははっきりと、間もなく、年賀交歓は1月の初めですから、よくよく時間がないんですね。ここできちっと職員の配置とかどういうふうに、例えば産業課の中で人を1人張りつけるとすれば、これは大変な業務増になるわけですから、そこに要員を張りつけないと、片方の職員にばかり荷が重くなるということでございますから、その辺は、例えば臨時職員で対応するならば、臨時職員の採用を今からしないと間に合わないですね。だから、そこをもう少し詳しく教えてください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

町長からのご答弁にもありまして、活用する方法につきましては、ただいま実行委員会を中心にさまざまなアイデアが上がっております。これらをどのようにするかということで整理しながら、新年度予算の要求の中で具体化をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ちょっとこれ、はっきりしないね。やはり職員の配置くらいは今決めておかないと間に合わないんじゃないですか。1月4日ですか5日ですか、年賀交歓は。本当に時間がないんですよ。それをこれから実行委員会で検討していきなっていくんじゃ、ちょっと悠長過ぎるんじゃないかと思うので、もうちょっと。じゃ、いつごろまでに決まりますか、その実行委員会では。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

キャラクターの活用につきましては、事業などのイベントやその活用場所が限定的になるかというふうに考えております。人件費の中でも、毎週必要なかどうか、この事業に必要なかどうか、具体的なそういった計画をつくっていかないと、人件費を投入するという意味では、臨時職員を1年間雇うという意味では非常に効率も悪いという点もありますので、どのような人件費を割り振るかということも含めまして、新年度予算要求の中でその点について、職員の負担も増大させないような形で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、最後の産業課長の言葉を信じておりますけれども、我々の常任委員会でも、あさっていろいろまた詳しくお聞きします。私、たくさん通告していますので、その常任委員会の中で、もう少し中身のある回答を我々は期待をしておりますので、もう少し煮詰めて、実行委員会でこれから検討するなんていうんじゃ、ちょっと悠長過ぎるような気がするんですね。早くからマスコットキャラクターの問題はやっているわけですから、もうちょっとスピードをアップしていただいて、具体的な回答を出していただきたい。

2点目の大きな項目の道路及び交通政策についてです。これは1つずつやるしかないですね。

1つは、私も何回も言ってきたんですけども、高久田・一貫線の行きどまり、この解消はどこまで進んでいるか。正副議長の須賀川・岩瀬地方との懇談会が正月にいつもあるんですけども、私はそのときも須賀川の議長と副議長に言ったんですね。あなた方は何をやっているんだと、全く姿勢が無能でないかと。ここまで鏡石がつくって、一回も全面開通にならないうちに地震で、また大変なお金をかけて修繕をしている。まだまだ開通のめどが立っていない。これは本当にゆゆしき問題であるというふうに思うんですが、町としてもこれは放っておくわけにいかないですね。高久田・一貫線をとったのは鏡石町ですから、これが行きどまりになって活用できていないわけですから、これは町の責任も重大であります。そういう道路をつくって莫大な投資をしてきたわけですから、その責任は、町長はやめてしまったんだけど、やはり引き継いだ町長にも一生懸命汗をかいてもらわなくてはならない。いかがになっていますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 答弁をいたします。

町は、今まで須賀川市に対しまして、早期開通に向けた事業の推進ということで要望を重ねてまいりました。

須賀川市においては、地権者からの同意が得られないということから、町と市と協議を重ねながら計画ルートについて模索をしてきたところでございます。ことしの10月になりますが、意見交換を行いました。お互いに提案するルートにつきまして、妥当性を検討しながら協議を進めてきたところでございます。結果的には、お互いの提案したルートに対しまして合意には至ってございません。

今後も、この協議を重ねながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） これについても、私は具体的な提案を前からやっているんだけど、全然、町当局自身に誠意がないね。あそこに稲部さんという鏡石の町民が住んでいるんです、あの延長線に。そこの町道をつくれればいいんです。そうすると、当面、ヤマダ電機のほうに入るあの立体橋を使って出入りできるんです。なぜそれをやらないのか。ヤマダ電機の中の交通が煩雑する、そんなのは知れたものですよ。あれ、中に入るけれども、真っすぐ行けるんですから、そうすると、千日堂を通過して、昔の岩農の裏のほうに出る通路もあるわけですから。

これは、稲部さんという名前を出して失礼かもしれないけれども、そのうちに満足な出入り口がないんですよ、あれ。よく見てもらうとわかるけれども。どれが道路でどれが宅地の敷地なんだか全然わからないような状況で、あのうちは出入りしているんですね。あそこに道をつくる考えはないですか、町長。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でありますけれども、これは以前にも答弁したとおりでありますけれども、稲部さんの道、メガステージに向けた狭い道路なんです、そこにつなげるということは、こちらから行った住民の方がそこに入るということは、交通上非常に危険であると思っております。

それよりも、最初の質問にもありましたように、須賀川市として旧国道につなぐことがまず第一番であります。そういったことでは須賀川市の対応が望まれると。ただ、地権者の関係もありまして進まないというのも状況であります。市のほうには、どうしても旧国道につなげることができないとすれば、町としては東部環状線のほうにつないでいただきたいということを担当課を通じて申し上げて、今交渉をしているところです。

なぜかといいますと、我が町では7、8億もかけて一貫線を直している、増幅しているということでもあります。それを、先ほど言った稲部さんのような、あのような中で先細りしてしまう、そういった道路は、町としてこれは効果のない道路になってしまうということでもありますので、旧国道に、我が町と同じように抜くか、または東部環状線に抜くか、そういったことで、市のほうで考えていただきたいというふうな申し入れを現在しているということでもあります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 申し入れだけでなく、町としてそこにつなげられないんでしょうか。

東部環状線に突き当たりにつなぐとしたならば、稲部さんの直売所あたりに出るのかと思うんですけども、それは町の土地でないんですか。あれは須賀川の分なんですか。その辺はどうですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご質問の交差点については、須賀川市が一部、鏡石町が一部ということで、半分半分ぐらいなことになってございます。どちらかという町のほうが多いございます。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 今、町長から出た話だけでも、ぜひそれも検討してもらいたいですね。あと、今言ったように、一貫線の行きどまりあたりから西に行って旧国道につなぐというのも一つの方法だと思うんです。あのままでは、今言ったように7億も8億もかけた道路が全く生きてこないわけですから、どちらかに出口をつくってもらわないと、せっかく今までやってきた道路の投資が無駄になっていくわけですから、やはり須賀川にばかり言っていないで、我がほうの町としても動いて、旧国道につなぐとか東部環状線につなぐとかも一つの方策だと思いますので、ぜひその辺をこれから具体的に検討していただきたいものだと思います。

道路政策、交通政策の2番目は、旧県道288号線から二小方面へ入る交差点の改良について、これは前にも、私、予算審査だか決算審査だかで言ったと思うんですけども、私のほう、東のほうから来て、私はプールなんかによくあそこの道路を使うんですよ。大変入りにくいですね。本当にあんな入りにくい交差点はないですね、鏡石中探しても。あれはやっぱり直してもらわなくちゃですね。周りの宅地はなくなって、雑地みたいな土地ばかりになったようですから、これはもう少し、第二小学校もあるわけだし、鳥見山公園もあるわけですから、ぜひあそこの道路は改良をお願いしたいが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご質問の交差点につきましては、今年度、一部歩道の拡幅工事を実施いたしました。交差点の東側の狭隘であった歩道を拡幅したところでございます。この工事におきまして、交差点の停止線、それから横断歩道、それから区画線を引き直したところでございまして、この歩道を拡幅したことにより、改良前より視距が大分改良されました。

今後、交差点の利用の状況を勘案しながら検討していきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 視距は改良されました、確かに。初美先生の住宅が撤去されたり樹木がなくなって。でも入りにくいんですね、非常に。何か鋭角みたいな形で入っていかなくてはならないんです。あれは、今回、添田初美先生の住宅地が建物がなくなってあいたわけですから、あれを東側に道路をずらせば、もう少し入りやすくなると思うんです。右折の車がとまっていると本当に入りにくいんです。旧県道のほうが優先にしていますから、とまっているときに入っていけるんですけども、それが角度が悪くて大変難しいんです。これ検討いただけますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 先ほども申しましたんですけれども、現在改良いたしました。それで、この交差点の利用状況をもう一度勘案しながら、時間をいただいて検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ検討していただいて、自分もちょっと通ってみてもらいたいですね、いかにあの道路が入りにくいかということ。

3番目は、県道288号線豊郷地内の視距改良について。

これ、私は自分のことだから非常に言いにくいんですけれども、我々選挙がある人はいろんなデマ、宣伝をされるわけですね。あの道路のカーブ、見通しが悪いのは私が反対しているからだというような、そういうデマも結構聞くんです。私はそういうことは全くないですから、ここで釈明しておかなくちゃならないと思って私はこれを言ったんです。全然そういうことはない。

私は、長田町政の時代、今から30年前、私は議員になって28年になりますけれども、その前です。何回も言いますが、渡邊作男さん、建設課長を2回やったんですけども、前に建設課長だったときに協力していただきたいと。私はいいですよと言ってきたんです。なのにそのままになっていて、私が反対しているからあのカーブはひどい状態にあるみたいに言われると、非常に私は不名誉なんです。私は、うちを新しくしたけれども、いつでも引っ込みます。町長にも前に言ったけれども、いつでも動かしますから視距改良してください

と言っています。だから、そこは一応聞きます。お願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご質問の交差点につきましては、見通しが悪いカーブということで、大変危険な箇所ということで町としては認識をしております。それなので、以前より福島県のほうに、視距改良によるということで要望を重ねてまいりました。福島県からは、注意を喚起するため赤の舗装、それから矢印点滅灯などを設置して視距を改良して、安全対策をしたところだというふうに聞いております。

しかし、抜本的な改良は必要であるということで県も考えているようでございます。町といたしましては、引き続き県に協力をお願いするというふうな姿勢でございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ早目の検討をお願いします。交通事故があつて人が死んだなんてなったら私も嫌ですし、時々、キキーというブレーキ音がするんです。何だろうと思って、事故でも起きたのかと見ると、大型同士がすれ違うのに最徐行しないとぶつかっちゃうんですね。我々、東部工業団地をつくって、あれほどの企業を誘致しているんですから、その人たちに対してもああいう道路状態はちょっと申しわけないと思うんです。だからぜひ。町長、何か答弁をしたいようですから、お聞きします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、私も、この町内で一番交通の危険性が伴うところは西原交差点というふうに思っております。そういう中で、私も就任当時、担当課のほうに行きまして、どのようになっているのかということを知りましたら、以前は多分、正直言って、県のほうに要望書が上がっておったはずなんです。私が就任してからはありませんでした。そういうことで、就任して間もなく、2カ月程度だったと思っておりますけれども、県のほうに要望することを担当課のほうに命じて、それ以降、県のほうには要望しているということでもあります。

このことについては、円谷議員さんのほうにも、このようになりましたよと、要望しましたよとお話をさせていただきました。震災以降、新しくうちを建てられたということでもありますけれども、そういう中で、あそこを視距改良するために道路幅を広げるということは、現在建っているうちのほうに接近してしまうと。これはどちらも危険が伴うということで、県のほうには、現在の道路構造の中で安全管理できるようなということで、先ほど課長が答

弁したように、路面の色を変えたり、あと点滅の矢印をしたりとか、現在そういった工夫をしているということでもあります。

今後の対応については、先ほど課長が答弁したとおりでありますので、まずそういったことについてもご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、町民に誤解をされないように私は言うておくんですけども、決して私は反対をしていないということだけ申しておきます。

さらに、もう一つつけ足しますと、先日、住宅のメーカーとしゃべったんですね。何かそういう話もあるから、そういうときはどうなるんでしょうかと言ったらば、非常にこの住宅はフレームがしっかりしているので、普通は古いのは解体して工場に運ぶんだけど、まだ新しいからそのまま引き家できるということなんです。だから、そんなにお金をかけなくても、後ろの作業場でも片づければ、簡単に引き家ができるそうでございますので、それを含めて言うておきます。反対をしているなんて言われると非常に不名誉でございますので、申し上げておきたいと思います。

4点目は、通行量の極端に少ない道路と多い道路との交差点は、日中でも車両感应式とか点滅方式でいいんじゃないかと、こういうことを前にも議論したことがあるんですけども、特に、先ほど言った第二小学校の道路から真つすぐ南に向かっている道路が、交差点が、本当に信号待ちでとまっているんだけども一台も車が通らないで、ただ停車をして置かれているという状態がいつもあるものですから、やはりああいうところは車両感应式にするのが適正ではないかというふうに思うので、問題提起をしておりますが、よろしくをお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ただいま議員もおっしゃったように、そのような交差点があるのは皆さんが感じているところだと思います。

しかしながら、時差式信号機を車両感应式とか点滅式へ変更するには、交通安全第一の観点から、警察署を通して福島県公安委員会で認めてもらう必要があるようでございます。信号機の種類につきましては、設置するときには交通量等の調査をして決めたものですので、変更するのはなかなか難しいと伺っております。特に、日中、点滅式に変更することはできないという回答を以前いただいております。

しかし、時差式の信号機でも、交通量が少ない交差点の場合には、赤信号と青信号の時間

の長さを調整することは可能だという回答をいただいておりますので、検討すべき信号機等があれば、要望を伺いながら調査してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 車というのは、とまって走るのに物すごいエネルギーを費やすんですね。環境に悪いですから、ぜひ無駄な停車を、いたずらみたく車をとめてしまうというのは、余り環境生活にもよくないので、ぜひこの辺はもう少し、全くお役所的な今の答弁だ、今の言葉は。住民の実態をよく把握して、もう少し警察なり県警なりに要請をお願いしたいと思っております。

道路、交通政策の5番目は、豊郷構造改善センター前から県道288号の、新しいほうですね、バイパスのほうに出る道路が私道のために、日常は、日曜日なんかは、お店、板金屋さんがあるんですよ、あそこにね。板金屋さんの駐車場になってしまうんです、道路が。だからあそこを通り抜けできません。聞いてみたならば、これは私道だと。これはやはり役場の町の手落ちが大きいんです。というのは、あのうちはもともと西側のくぼ地にあったんです。道路に引っかかって売ったんです。ですから、あその周辺の整備も、バイパスは県がやったんでしょうけれども、その取りつけなんかについては、町道として町がそのついでに整備をしなくちゃならない、そういう道路だったと思うんです。

それが、あの道路になっている、形は道路なんですけれども、それが私有地になっているというふうなことを聞いたんです。やはりこれは、町としてああいう道路をつくる際に、あれは町道として買収をしてきちんと整備をすべきではなかったのか。これはとめておくのは、私はちょっとと思ったんですけれども、私道ならしやうがないですね、私有地だったら。これは何とかならないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 答弁いたします。

現地は個人の宅地でございます、利用状況は私道ということで、道路で利用している状況でございます。これは所有者の意向、それから地元の要望等を確認しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 時間がないので、余り深くはできないと思いますが、非常に不便を来

しているということです。あそこに車を置かれて、旧道からバイパスに出るときは、バイパスから旧道のあそこに住宅もありますから、たくさん奥に。そこを通ろうと思っても通れないということで、今度こっち側まで来ると、出口は角度がちょっとおかしいと、遠回りしなくちゃならないということでもありますので、ぜひ改良をお願いしたいと思います。

大きい3つ目は、農地中間管理機構の取り組み状況についてでございます。

今度の農政の重要な施策であります農地中間管理機構というものがこれから行われようとしているわけです、取り組みが。これをどのように取り組んでいくのかということ、これからの農政の中で非常に重要であると思うんです。ですから、組織の確立というものは一体どこまで進んでいるのか、現状についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

農地の中間管理機構につきましては、公益財団法人福島県農業振興公社が機構として県の指定を受けまして、本年の4月より業務を開始したというような状況でございます。

組織体制につきましては、農地中間管理事業の業務の一部を市町村及び農協などが受託するという形になっており、市町村においては、制度の周知、借り受け希望者の受け付け、農用地利用配分計画案の策定などを、この機構から受託をして業務を実施していくというような仕組みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 第1点はそういうことだとわかりましたが、2つ目の、町としてこれから農家に説明をしていかなくちゃならない、そのような作業がいろいろあると思うんですけれども、そのための職員の配置というのがなされているのかどうなのかをお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

農地中間管理事業からの主な受託業務については、制度の周知、公募の実施、機構事業利用希望者間の調整、農用地利用配分計画案の作成などが主な内容であります。この事業については4月から開始されたということであり、制度の利用希望者もまだ少ないという状況から、現体制においてこの受託事務を執行可能な状況であるというような判断しております。

しかしながら、今後の農業経営環境の変化により、制度利用者も多くなることが予想されますので、業務担当職員については状況を勘案しながら、今後適正な配置を検討してまいり

たいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 利用者が少ないと言うけれども、その趣旨を十分に徹底しないと利用者は少ないんです。そのための職員の配置について十分して、そして各集落ごとに、こういう仕組みがあるんですよと、こういうことをやればお金が来るんですよというような説明をやるための人をぜひ。これは3番目にも関連しますね。2番の再質問と3番の農家への説明はどのように進めるのかという、この2点をあわせてもう1回お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

本年4月に開始された事業であります。初年度ということもあり、農家への説明についてはまだ十分でないというふうに考えております。受け手の公募時期に合わせた制度の内容のチラシを、町内の行政区の配布や農協の広報紙への入れ込み、各農業者等の会議において周知してきたところでありますが、しかし制度の周知についてまだまだ不足しているというふうに考えております。

今後も、引き続き、チラシの回覧や各地区で行われる転作の説明会などの地区会議の場において、しっかりと周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひその答弁を本当に実践していただきたい。その裏づけとなる職員が手薄になってしまうと思うので、そこは人を張りつけないとだめなんじゃないですか。どうですか、町長、この辺は。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でありますけれども、課長が答弁したとおりであります。

ただ、今のところ利用者については大変少ないという、そういう状況もございます。この中間管理機構の役割ということを見ますと、現在、パンフレットなんかを見ますと、3反歩の区画を大きく1ヘクタールくらいの、そういったもののイメージをしてつくられているんですね、こういった小さい面積が。そういったことからすると、先ほどもちょっと触れましたけれども、我が町については、どうしても農地が1反歩区画の小さい面積であると、そういったことから、そういった部分についてもしっかりとしていかなければ、こういった中間

管理機構の仕事もなかなか成り立たないのかなというふうにも感じてございます。いずれにしても、その両面をあわせながら、これからの農政についてしっかりと進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） とにかく米づくりは今赤字ですね。民友新聞に先月ですか、ことしの米価は生産費の半額程度だと出ていましたから、つくればつくるほど赤字になるのが今の米づくりです。何とかそういう状況を、ばらばらで機械を買ってやっていくという時代ではなくなってしまうので、そういうもので集約をしていかざるを得ないのかなと思っていますので、さらにここに力を入れて取り組んでいただきたいということを要望いたします。

4番目は、農産物6次化の取り組みについてです。

6次化というのはどこでも取り組んで、大変、今、農政の焦点になっているわけですがけれども、どこまで町として6次化の取り組みをしてきたのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

産業の6次化の目的につきましては、地元の資源を活用し、農業者の所得向上を図っていくというものであります。そのために、第1次産業、第2次産業、第3次産業の各分野において、多様な主体がそれぞれの強みを生かし、相互に連携しながら商品の付加価値を創造していくという必要があると考えております。

町といたしましても、農産物などの地域資源を活用した売れる商品づくりを支援していくために、今年度、研修会への職員の派遣、参加、また、専門講師を招いた農業者、商工業者を対象とした研修会を12月に実施したところでございます。

今後も、研修会や情報収集、情報提供などを通じまして、各農家、商業者の皆さんが、自分のアイデアを具現化できるための具体的な支援を今後進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 1番、2番もあわせてですけれども、今後の進め方についてで、今課長が言って、いろいろ見つける、特産品づくりといいますか、そういうものをいろいろアイデアでやっていくことも大事なんですけれども、6次化の最大の決め手は、やっぱり3番目の売れる方法なんです。だから、1次、2次までは何とかなると言うんです。しかし、それが売れるのか、売れなかったらこれは何にもならないわけですから、その売れる場所という

のをどこに想定して、1次産品を2次に加工して、そして1足す2でも、2足す3でも6だけれども、1掛ける2掛ける3でも6なんですね。おもしろい数字です。

しかし、最後の3の売ることをどうやって売るかということです。それは先ほど今泉文克議員が言ったように、売る場所というものの設定が、直売所とか道の駅とか、そういうものがないと1次、2次のほうも進まないんじゃないかと思うんですけれども、売ることについては全く考えていないんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

議員さんのおっしゃるとおり、農産物の販路拡大、9番議員のおっしゃるような直売所などのシステムをトータルに考えることで、この6次化が前に進むだろうということは十分承知しております。6次化の取り組みの今後の進め方でございますが、これまでの研修会で学んだことを実践していくということで、その可能性を見出していきたいということを考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 議事の都合上、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時01分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 午前中に引き続き、質問をさせていただきます。

4番の農産物6次化の取り組みについて、何度か質問をしてみましたけれども、最後はやはり、一番6次化の決め手は売ることであるというふうに私は思うんです。そういう意味で、私の前に質問された今泉文克議員が言った道の駅、これがやはり6次化の決め手になるのではないかと思うので、この取り組みについて、再度私のほうからも推進について執行の決意をお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） この6次化につきましては、以前からもご質問がございまして、さらにそういった中で、本年度、新年度の予算の中で計上して取り組みを具体的に始めたということであります。それで、本年3月の定例議会の中でも申しあげましたけれども、この6次化については、軌道に乗るまで、それについてはある程度の年数が必要だということもご答

弁させていただきました。そういう中では、長い目で見て、これからしっかりと対応していきたいなということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 長い時間が確かに要なんだかもしれないけれども、農家は今、米づくりではほとんどもうかっているんです。だから、6次化で活路を開いていくという意味では、農家にとって喫緊の課題であると思ひますので、余り悠長なことを言っていないで、一番は何回も言うようですよけれども売ることだと。1次、2次は、簡単に言えば誰でもできると思ひます。でも、それが売れなければ何の意味もないですから、売るところをどうやってつくっていくのか、どこで売っていくのかということをやはり真剣に考えていただきたい。そのために、道の駅について、ぜひこれからも特段の取り組みを要望しておきたいと思ひます。

次に、再生エネルギーの政策の推進についてでございます。

今回も、自民党は大勝して原発再稼働を進めると、今、そういうことをさらに言明しております。本当にそれでいいのか。

例えば、小泉元首相がフィンランドのオンカロという廃棄物処理場を見てきたと。私も「100,000年後の安全」という映画を見たんです。その処理場のプロセスというのを書いた映画なんですけれども、もう大変な議論をして、大変なお金をかけて地下に最終処理場を設けたんです、埋め立てをするところを。本当にもう大々的な工事なんです。しかも、それは地震がないフィンランドだからできる、まだそういう地形的な中でつくった施設なんです。それを小泉さんが財界の方々とつくっている勉強会で現地を視察した。このオンカロの処理場は、原発2基分の廃棄物でいっぱいになりますということを知ったんです。それで小泉さんは、これはもうだめだと。これだけの施設をつくって2基分。もう日本では30基もそういうものをつくらなくては間に合わない。そんな場所はいまだ1カ所も決まっていない。毎回、調査に名前を上げた高知県の東洋町の町長は、即座に住民の猛反発で首が吹っ飛んでしまったと、こういう状況ですから、到底これは無理だということで、小泉さんは脱原発になったんです。

これはやはり、将来に責任を持つことを考えれば、どんどんと廃棄物をつくり出す原発というものは即やめていかないと、これ以上つくり出すことは許せない。もうプルトニウムの放射能は半減期に2万4,000年もかかると言われているんです。だから、フィンランドのオンカロの工事過程をつくった映画の題名は、「100,000年後の安全」という題名なんです。10万年も安全に保存するような場所は日本にはないんです、地震大国ですから、地殻が動くんですから。それがなくなるとはかわらず、どんどんつくっていくとか、それから原発を輸出

するなんていうことを考えるのは、まさに私は無責任な3だけ主義ではないかと思えます。

「3だけ」というのは、先日の土曜エッセーだかでNHKのラジオで言っていたんですけども、今、世の中をおかしくしているのは3だけ主義だということです。1つは今だけよければいいんだ、2つ目は自分だけよければいいんだ、3つ目は金にさえなればいいんだという、この3だけが世の中を非常に危うくしてしている、おかしくしているものではないかということ指摘をされました。私は、原発の再稼働なんていうのは、まさにこの3だけ主義の典型だと思うんです。将来の世代を全く考えない、今だけ、当面の金もうけだけを考えてそういうものをやろうとしている。そういう意味では、脱原発はこれから重要な課題になっていくだろうと思えます。

それで、この脱原発を進めるには、何としても再生エネルギーの生産というものを、あらゆる段階で企業も個人も自治体も取り組まなくてはならないというふうに思うんですけども、町として、今後、再生エネルギーの生産についてどう考えているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

再生可能エネルギーの導入促進につきましては、東日本大震災以降、国による取り組みが加速しております。特に、原発事故の影響が多大な福島県においては、復興への重点プロジェクトの一つに位置づけられております。

町といたしましても、これまでに勤労青少年ホームを初めとする6カ所の公共施設への太陽光発電を導入しており、今年度中には新たに役場庁舎と公民館へも太陽光発電が導入される予定でございます。また、一般住宅への太陽光発電システムの導入促進についても、平成21年度より補助制度をスタートさせ、民間への普及促進を図っております。さらに、民間企業における太陽光発電設備の導入についても、町内において広がりを見せております。

現在、東北電力など電力会社による再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度については、出力が大きい買い取り契約を数カ月中断する動きが広がっており、政府による制度の見直しが行われております。

町としましては、こうした状況を注視しながら、再生可能エネルギーの政策を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） それは、今までの方向は大体わかっているんですけども、それを具

体化していくために、2番目のほうですね、非常に多大な電力を消費している温水プール、私も利用しているんですけども、この温水プールとか、あるいはスポーツ施設ですね、ナイター設備とかいろいろなものに、鳥見山の施設については大変な電気を消費しているわけです。ですから、私が前から言っているとおり、あそこに物すごい広大な利用可能な敷地があると思うんです。そういうものを利用して、駐車場とかのり面あるいは空き地もまだまだありますから、そういうものを活用してソーラーパネルを設置して、少しでも自分たちが使う電力の一部を生産すべきではないかという考えなんです、これに対する考え方をお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

その他の公共施設などにおいても、再生可能エネルギーの導入について推進、検討していくことは前提であります。

ご質問の太陽光発電の体育施設への設置につきましては過去に検討を行っており、次のような内容でありました。

鳥見山体育館につきましては、太陽光パネルのメンテナンスや更新時の整備コストを考えると、経費節減の面ではメリットが少ない結果となりました。さらに、建物の事前調査や構造計算、改修、補強などの整備費用が必要となり、初期投資はさらに高額となることから、実際の整備は難しいものと考えております。

町民プールすいすいについても、専門業者から屋根の構造や形状が太陽光パネルの設置には適さないとの見解を受けており、設置する場合には膨大なコストがかかることから、整備は難しいものと考えております。

また、空き地、駐車場、のり面への整備であります。都市公園法施行令及び都市公園法施行規則の中で、公衆の利用に支障を及ぼさない範囲で設置はできることになっております。鳥見山公園は小さい子供も多く訪れる施設であることから、立ち入らないなど安全性が確保されるかが課題であります。また、それらを囲うことにより景観上の問題もあるかと思いますので、現在のところでは設置の予定はありません。

いずれにいたしましても、鳥見山公園につきましては、町民の憩いの場としての環境保全への配慮が必要であると考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ちょっと現況とか認識が足りないと思うんです。やはりやる気になれ

ば、私も毎日のようにプールを利用して見ているんですけども、何ぼでも利用可能な場所があるんですよ。そういうものをちょっとでも利用して、町の経費を少しでも負担を軽くする、生み出す、そういう努力をしていただきたいし、これからは私はその点について質問していきたいと思いますので、これは要望であります。

次にいきます。6番の職員の労務管理についてでございます。

職員の労務管理については、前にも何回かやってきているんですけども、町がブラック企業のまねみたいなことをしていたのではしょうがないですね。労働条件の見本となるのが公的な職場だと思うんです。そこで変な労務管理というか、労働条件がつくられてしまうと、民間企業は、役場でもやっているんだからとみんなまねしてしまうんですね。だから、そういうのはいい見本を我々は示していかななくてはならない。そして、町民全体の労働条件を改善するような視点が大事なんじゃないかと思うんです。

(1)としては、先ほども農地の中間管理機構あるいはマスコットキャラクターの問題などでも触れましたけれども、そういう事業を新しく展開するということに、それに伴って新しく人員の配置というものを考えてやっているのかどうなのか。人を配置しないで事業だけを負っかぶせるようなことはないのかどうなのか、まずお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁いたします。

町では現在、町部局と行政委員会で8課1室2事務局及び幼稚園や保育所等に職員を配置して、業務を行っているところでございます。

職員の人数につきましては、その職場ごとに業務量を考慮し配置をしているところでございます。しかしながら、限られた職員数でありますので、業務量の推移を見据え、人事異動等で、職員1人当たりの業務量が均衡となるように配慮したいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 新しく事業を考える場合は、それに伴って要員の需要とございますか、そういうのが発生するわけです。事業をつくるときに、当然要員というものを一緒に考えてやっていかないと、どんどん労働過重になっていって健康を害するような職員がいっぱい出てきてしまうと、こういうことでもありますので、例えば、マスコットキャラクターをつくる、あるいは田んぼアートをやる、それぞれに仕事が発生するわけです。そのときに人も配置しないで押しつけていけば、どんどん労働密度が大きくなっていって、職員の健康が維持でき

ないということになるわけですから、そこを、新しい事業の展開と同時に職員の配置を考えるべきではないかと思うんですけれども、いかがですか、それは。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。

議員さんのおっしゃるように、当然新しい事業が入れば業務量もふえます。当然ながら、職員数も必要になってくることは当然でございます。

町としましては、これまでも、新しい事業の場合には、古い事業は切っていくというようなことを考えなければ、定数が決められております町の職員数では、どうしても立ち行かなくなることも考えられますので、その辺のところも、事業の内容とか性質にどのような人を充てればいいのかについても今後とも検討して、適正な労働環境が保たれるように検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 先ほどから議論しているのに、例えばマスコットキャラクターとか農地の中間管理機構、これも農家に十分説明をしていかななくてはならない。そういう面で人が必要になってくるわけです。それをそのままにやっていけば、当然そこには無理が生じるということですから、ぜひ仕事を新しくつくる、発想、アイデアはいいんですけれども、それに伴って人が要るんだということを常に考える、そういう思考形態が必要ではないかと思うんです。それを、管理、仕事だけ負っかぶせていくということは、その担当している課が大変、片方の手を抜くか。事業を切っていくと言うけれども、そんなに簡単になかなかいかないですね。だから、新しく仕事が始まったら、常にそこを、人を考えながらやっていくべきじゃないかと思うんです。

2番目に入りますが、特に教育課なんか、教育長なんてそうなんですけれども、日曜といういろいろなイベントとかに出ていますね。そういう場合、適正に代休などを与えているのか。さらにそれと同時に、休日に出勤した場合の手当などをなされているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

教育委員会についてですが、超過勤務につきましては、時間外手当と振りかえ勤務によって対応してございます。特に振りかえ勤務につきましては、月の初め、あるいは大きな行事

が終わった後に、定期的に朝の打ち合わせ等で振りかえを取得するよう指示を出すようにして、勤務の振りかえが早い時期に行われるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） あと、職員が出た場合、休日だけでなく本来の休日に出勤させた場合、私は鉄道に長く勤めていたんですけども、そういう場合、勤務確定後の休日変更などについては、今はもっと高いらしいんですけども、100分の125を出して、代休が出れば100分の100を控除するというので、25だけの割り増しということになっていたんですけども、町の場合、そういう取り扱いをされていますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） ご質問にご答弁申し上げます。

法律でうたわれている割り増しにつきましても、町のほうで整備して適正に処理しておりますので、ご答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） されているということでございますので、これから私どもはその辺をチェックしてまいりたいというふうに思います。

さらに、3番目、臨時雇用員です。

これも私がここで議論したならば、臨時雇用員には年休制度がありませんなんて答弁をした元の総務課長もいたんですけども、これはあるというのは明白でございまして、後からその総務課長もその非を認めたんですけども、臨時雇用員の年休についても保障されているんですか。実態をお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。

労基法上で申しますと、6カ月継続勤務して8割以上出勤した場合には、最低10日の休暇を与えなければならないとなっております。

当町の臨時職員につきましても、臨時職員の雇用管理規程に基づきまして、年間10日間の年次有給休暇を付与しておりまして、有効に活用されているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） それはいいことだと思いますので、ぜひそれは守っていただいて、やっぱり労働者の権利としての年休制度でございますので、それは保障しなくてはならないというふうに思います。

（4）は、残り3分になったんですけれども、非正規雇用がどんどん拡大して社会問題になっているんです。政党の中で今度の公約では、非正規もいいが、同一労働・同一賃金を出せなんていう政党もあったんですけれども、現実はそのような甘いものではなくて、非正規雇用の場合は大変劣悪な労働条件に置かれているということで、ますます社会の格差が広がっていくということが言われております。

我が町においても、この前は若干ですけれども職員の給与の引き上げがあったと。臨時職員についても、当然、彼らこそ非常に厳しい生活をされているわけですから、ここに対しても何らかの給与の改善が必要ではないかというふうに思いますが、その辺についてご検討されてきたのであれば、ご回答をお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。

臨時職員の給与につきましては、その業務内容に応じまして日額を定めているようなところでございます。

これまでも臨時職員の待遇改善のために、当町におきましては、臨時職員に付加賃金、期末手当のようなものを特別に支給して、賃金の底上げをしているところでございます。今後とも、臨時職員の待遇改善につきましては、給与の引き上げも含めまして、社会情勢とか経済情勢を踏まえて、考慮して検討してまいりたいと考えておりますので、ご答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、そういう厳しい生活を強いられている人に対して、温かい視点でいろいろ改善について取り組んでいただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 木 原 秀 男 君

○議長（渡辺定己君） 次に、11番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 11番、木原秀男でございます。

恒例に従いまして、一般質問させていただきます。

衆議院議員選挙も終わり、いよいよ平成26年も2週間後には新年度を迎えることとなります。昨年のことですが、特に我々が関心のある福島県知事選挙や沖縄県知事選挙が行われ、結果はごらんのとおりでございました。

私は、10月の28、29、30日と沖縄の北谷町のほうに交流館、交流会関係の打ち合わせに行っていました。沖縄県知事の公示の日でもありましたので、町中は何となく気ぜわしい雰囲気でもございました。

ついでに、今現在もそうですが、選挙及び日本国中の注目の的であります名護市辺野古の現地を見てまいりました。那覇市から75キロ、約1時間半くらいのところでもございましたが、名護湾のほうは大変静かなところで、イルカが来るすばらしいきれいな湾でもございました。それから、名護市の中心から約10キロくらいのところに、太平洋に面した辺野古の湾がございまして、ジュゴンのふるさとということで、海は荒れておりましたが、その海の道路側に沿って埋め立てする現場を見てまいりましたが、今は測量中でもございましたが、歩道に赤い鉢巻きや、また海側にはガードマンの方々が一列に何十メートルも並んでいて、そのゴルフの方、赤い鉢巻きした方たちをガードしておったわけでもございます。

すばらしい景色とともに、これが、やはり辺野古の湾の大きな争点になっております埋め立ては、現在は測量中でもございますが、徐々に機械、車両、建設機械も登場いたしまして、即埋め立ての状況でもございました。しかも、その近辺には、一般車両や観光バスは駐車禁止ということで通過させられ、遠くから眺めておったのですが、周りは大地となっており、早々と旗がひしめき、土地の分譲合戦が始まっておりました。いわゆる先物買いです。小沢一郎の先物買いの土地も多く、広範囲な場所に、すばらしいところにあったということも説明を受けてまいりました。

自分の国は自分で守るのも正しい、また、暖かい国の人々は自分を守ろうとする意識が非常に薄いということで、沖縄の方々もそのような話はされておりました。世界情勢を見ますと大変な状況になっていて、国のやることもわからないわけではない、どちらも正しい、こういうふうな感じで見えてまいりました。帰りには世界一危険な普天間飛行場を見てまいりまして、オスプレイも飛んでおりました。平和への道は大変厳しいものがございました。

質問に入ります。

大きな1番の1つ目ですけれども、端的に申し上げますと、今、旭町地区に災害公営住宅が建っておりますが、これは行政区ということであれば旭町じゃないかなと思うんですが、道路の南側からは笠石というふうなことで、例えば災害公営住宅に入る人は年配の夫婦が多

い、またひとり暮らしが多いというふうなことで、例えば笠石部落のほうに会議があった場合なんかは、そちらのほうに行かなくてはならないような今の行政区の線引きとなっておりますが、生活範囲は旭町行政区でございますので、いかがなものでしょうか。その辺の線引きの状況をお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在建設中の災害公営住宅でございますが、建設場所の住所は鏡石町東町となっております。東町でございますので、この住所に居住している方々につきましては、笠石行政区に現在のところ所属していただいております。災害公営住宅につきましては、完成後は住所どおり笠石行政区に所属するのではないかなと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） それでは答弁にならないんじゃないですか。結局、生活の範囲が旭町行政区であれば、いろんな区の行事やごみの問題があると思うんです。ましてや年配の方々だから、線路を越えて、笠石行政区のほうに会議があるごとに出るということはこういうふうなものかという質問です。ですから、ただ単に木で鼻をくくるような、そういうふうな答弁は求めていないです。

だから、それでいいのかどうかということで、それが町長がよく言っている思いやりの行政じゃないでしょうかということですが、もう一度答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

○総務課長（柳沼英夫君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。

災害公営住宅は当然笠石に属しますけれども、旭町行政区に近いということでございます。災害公営住宅の東側も東町でございますが、東町の皆さんは現在のところ、旭町と隣り合っていますけれども、笠石行政区に入っているという事実もございますので、どちらの行政区に属したいというのは、意見を聞いてみないとわかりませんが、私たちとしましては、東町ですので笠石行政区に属するのではないかなと考えるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） やっぱ公務員の答えというふうな感じだね、応用がきかない。

それはそうすると、町長が思いやりの行政とか言っているんだけど、これはちゃんとわきまえて実行に移してもらわなきゃ困るんです。ほかにも、例えば1区の行政区にも仁井田行政区があったり、境のほうにも笠石のほうの行政区があったりと今はしておりますけれども、その辺のところも、行政区というふうなのはきちっとしなくてもいいんだけど、思いやりの行政区の線引きはできないのかなというふうなことでのお尋ねです。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

私のほうで、何々町は何々行政区に入らなければならないというようなものは見つかることはできませんでした。ということですので、災害公営住宅に入る皆さんがどちらの行政区に入りたくなった場合には、旭町、笠石行政区の区長さんと協議しながら進めていければと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） だから、最初からそう答弁すればいいんじゃないですか。思いやりの行政じゃないですか。わかりました。そういうふうな答えでよろしいかと思ひます。

次に、1の（2）ですが、特殊詐欺への対応と対策についてでございます。

オレオレ振り込め詐欺、架空請求、融資保証、還付金と、さまざまな詐欺の記事が毎日のように新聞に載っております。時代を先取りしたネタで高齢者をだまし、老後の夢や希望を、生活までも奪い取る卑屈な犯罪は、警察や行政の啓発活動に任せるだけでは撲滅できないと思ひます。

歴史的な経過と思われまひますが、平成17年に個人情報保護法が施行されましたその数年後から、こういう詐欺事件が多発するようになったと記憶しております。家庭内では個室化が進み、親、兄弟、世間間の会話が少なくなり、対面での会話、こういうふうなものが非常に少なくなり、詐欺事件の増加に関係しているとも言われております。

さらに、個人情報の壁が高くなり、一方では親子、隣人、地域のきずながますます弱くなっており、誰かに話しさえすれば防げる詐欺事件なのに、専門の詐欺集団はそれで対処するのは大変困難と思われまひます。警察だけでは対応できないところもございまして、自治体としての対策はどのように考えているかをお尋ねするものでございまして。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今おっしゃられたように、家族や警察官、銀行員、市町村職員などを装ってお金をだまし取る成り済まし詐欺の被害が全国的にもふえて問題となつてございます。特に、弱くて真面目な高齢者を対象とした成り済まし詐欺の被害は、依然として高い比率を占めているところでございます。

当町におきましても、ことし3月に発生しております。防止対策の必要性は十分理解しております。町としましても、防犯協会と連携しながら、警察と協力して啓発チラシの全戸回覧とか警戒パトロール等でチラシを配り、注意喚起をしたところでございます。今後も、各種媒体を使いまして注意を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 大変苦慮されている、考えているというふうなことでございますが、町のほうでもそういうふうな現実があったということで、ことし1年間、26年度あたりで須賀川警察署管内でどのくらい、何件あったのかというふうなことで、それともう一つは、実害はあったのかということをお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 町のほうにも、警察署のほうから逐一報告は来ておりますけれども、過日報道になりました須賀川市のほかは聞いておらないところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 実害がなければよろしいかと思うんですが、恐らくわからないところで発生しているのではないかとも思われます。

次に、1の（3）ですけれども、オーダーメイドの企業誘致についてでございます。

オーダーメイドの企業誘致は時代に合わないのではないかというふうなことで、過日、産業厚生常任委員会でも真岡のほうに行つてまいりまして、いろんな話を聞きまして、真岡のほうでは、あれだけの工業団地があるにもかかわらずまだまだ足りないということで、大きな工業団地をつくっておつたところを見学してまいりました。

オーダーメイド鏡石のように殿様商売では企業は決して来てくれないとは思いますが、やはりいろんな面で努力をして、こういうふうなところだというふうなことを見せるためにも、オーダーメイドではどうしようもないんじゃないかなというふうな考えておりますが、いか

がでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

企業誘致につきましては、現在でありますけれども、町が所有する造成済みの用地区画はございません。そういう中では、駅東の土地区画整理事業地内の準工業地域ということではあるんですが、オーダーメイド方式ということになりますと、なかなか面積も多くて容易でないということもございます。

もう一つは、やはり既存の町の造成で貸し付けをしている用地もございます。そういう中で、今現在、約5億弱の借り入れしている金額もございます。こういった金額がまだ返済が終わっていないということです。ですから、これは先取りをして何年か前にされているということで、それらが先取りをしてお金を借りて、そういったことで工業団地が進んでいるという、そういった一面もございます。ただ、今になるとこういった借金がまだ残って、この財政状況の中ではなかなか一歩前に進めないという、そういった状況にもあるということがあります。

ですから、こういった返済のめどをある程度見通しをつけながら、新たな工業団地等も含めて考えていく必要があるのかなというふうに考えているところです。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 鏡石は絶対的な土地が少ないから、先行き大変なご苦労があるかと思いますが、現在の第1次産業の農業がごらんとおりの米価でございまして、農業だけではやっていけないというような現状が鏡石でもどこでもあるのではないかと思います。

サラリーマンと兼業であれば何とかやっていけるというふうな見通しも言われておりますけれども、やはり働くところがないと都会に流れる、ほかに流れるというふうな現状でございまして、いろんな面でも優秀な企業を誘致するためには、やはり整地をしておかなければならないということで、町の事情も今お聞きしましたけれども、少しでもそういうふうな考えを持って、鏡石町は便利がいい、水の便がいい、なおかつ都会にも1時間半くらいで行けるというふうな交通の便にも恵まれているところでございます。

そのほか税制の優遇措置もあるようですから、いろんな面で農家を救うためにも、いろんな社会情勢に合わせた兼業農家のような工場誘致はできないものかとの考えをお聞きします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしても、町のほうの財政は先ほど申し上げたとおりでございます。そういう中でも、できる限り新たな工業団地、そういったものも模索しなければならないというのも事実であります。

そういう中で、新たな工業団地ということももちろんございますけれども、もう一つは、既存の企業の拡大、こういったものも私は大切なのかなど。また、新たな企業を呼ぶよりも、既存の工業の立地されている方々がもっと増設していただければ、さらに雇用も生み出すこともできるということでもあります。

そういう中では、今回ふくしま産業復興企業立地補助金を活用して、町内には大きな3社がございます。そういった中では、この企業立地補助金を活用しながら、この3社で約100名を超える雇用を生み出すことになってございます。そういったことも含めて、既存のいわゆる立地を生かすということも考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それはすばらしいと思います。そういうふうにできれば、それにこしたことはないと思っております。ただ、やはり攻めなければいろんな面で立ちおくれる、時代に立ちおくれるということも事実ですから、そういうふうなことも頭に入れて、企業誘致というふうなものも重要な部分になるかと思えます。

土地がなければ、将来はまた大変な市町村合併とか、いろんな方向に向かうのではないかと思いますけれども、既存の会社の拡張に関してはすばらしい考えではないかと思えますけれども、いろいろございますが、とにかく人口の流出を防ぐために頑張っていただきたいと思えます。

次に、1の（4）、鏡石の米の沖縄北谷町への販売ルートについてというふうなことなんですけれども、この前ね10月28日、29日、30日と、沖縄北谷町においてC1グランプリが開催されました。鏡石からも産業課、そしてまた米農家の方々、野菜というふうなことが出品されて、全て完売されたとの連絡を受けましたが、特に北谷町においては米の評判は非常によく、これは私もびっくりしたんですけれども、福島県の米は、沖縄では非常にまずいというふうな部類に入っていて、大変な評判の悪さがございました。

なぜかと考えておりましたところ、福島から持っていった米はブレンドされて販売され、そういうふうな状況でしたから鏡石の米はうまくない、ほかのものとブレンドされて販売されていた米を沖縄の方たちは食べていたということで、ただ、直接送ってやると非常にうまいものだというふうなことで、今回のC1グランプリでも評判がよく、いろんなものから農家の方が直送してくれというふうなことの話も聞きました。

復興予算を使ってやっていると思いますが、ネックとしては輸送料ですけれども、何とか

福島県の米ということで、鏡石の米もそうですけれども、大きな意味で、福島県の米はうまいんだよというふうな位置づけは、鏡石からされてもよろしいのではないかということですが、今言ったとおりネックは輸送料ですけれども、いろんな情勢を知っていただきながら、進む方向、継続できる方向に持っていく方法は考えられないかということです。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 11番議員のご質問に答弁申し上げます。

鏡石町と北谷町の関係につきましては、以前より子供たちのスポーツを通じた交流が進められており、震災時におきましても、北谷町から多くの支援をいただいたところであります。

今回、沖縄県におきまして、震災以前は、福島県産の米が学校給食を初め多く消費されておりましたが、震災以降は、風評被害により現在敬遠されているというような状況になっております。このような中、北谷町で行われる産業祭などのイベントにおきまして、牧場のしずくを初めとする農産物のPR、また、鏡石町内の農家と北谷町とのおつき合いの中から、鏡石産のお米がおいしいということで、よい評判が広まっていると考えております。

現在、町では、今回のイベントなどを通して、輸送料等の関係でその販売拡大が可能かどうかの試算をしながら、沖縄のイベントに2回ほど参加しております。農家の努力にもよりますが、沖縄での販路拡大は望めるのではないかというような判断をしておりますので、今後も沖縄での販路拡大に向けたPR、努力を続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） まさしくそのとおりで、福島の米の沖縄での岩盤を破るのは鏡石かなというふうな気がして、非常に喜んでいる反面、輸送料が心配。これは県の補助をもらってやっているとすれば、ある程度期限があるのかなとも思っておるんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

風評被害の対策の補助事業でございますが、一昨年からは始まりまして、ことしで2年目ということでございます。現在の情報ですと、来年度も県の風評被害対策事業が実施されるという見通しでありますので、沖縄についてはPR活動に非常に経費を要しますので、この補助のある期間内に、先ほど期待を寄せていただいております輸送料などの問題を克服できるように、農家の皆さんと努力したいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 限りがあるのかなというふうな質問なんですけれども、要するに長く続くのか、それとも何年くらい、普通は5年くらいで終わっちゃうんですよね、補助というふうな期限は。努力するという事は、その期限がないということで、申請すれば補助を受けられるということかな。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

沖縄での福島産のお米の販路拡大につきましては、将来的に補助がなくても流通が拡大できるような、続くような仕組みに持っていきたいというふうに考えています。

ただ、福島県からの補助につきましては、拡大するためのPR事業ということで、このPR事業につきましては、長く続くものではないというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 長く続くものではない。しかし、長く続けさせていただいて、ご努力、ご尽力願いたいと思います。

次に、1の（5）に移ります。教育委員会の法改正についてでございます。

教育委員長をなくして教育委員会の権限を弱める今回の制度改革について、町長はどう思うかということでございますが、具体的にもう少し町長のほうから説明願えればありがたいです。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年6月20日に公布されました。来年4月1日から施行されるということでもあります。

そういう中で、この法改正によりまして、教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者であります教育長を一本化した新教育長を置くこととなりますけれども、これは、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の第一義的な責任者を明確化することにございます。教育委員会は、教育の政治的中立性、そして継続性、安定性を確保するため、引き続き執行機関となりまして、職務権限は従来どおりであるということでもあります。

なお、経過措置によりまして、施行の27年4月1日に在任中の教育長については、教育委員として任期が満了するまで現行制度の教育長として在職することになります。そういうこ

とで、任期満了については平成30年9月30日ということでございます。そういったことで、これは法律に基づくものであります。

ただ、いろいろ見ますと、この教育制度の部分については賛成、反対も当然ございました。そういう中での賛成というものも、数字的に見ますと11%、改正しなくもよいといったことが58%、そういったこともあったと、そういう中での法律改正と。これは、大津市のいじめ問題が発端になってのことだと、迅速に対応しなかったことがこういった法の改正につながったということでございます。そういう中では、多くの市町村は、大きな市になれば別でしょうけれども、こういった小さな町については迅速が図られるということでありまして、反対という、そういったものもあったと私は認識しております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） まさしくこの発端は、大津市で起きた中2男子いじめの自殺への教育委員会の対応をめぐり、責任の所在が曖昧と、こういうふうな状況を受けて、ことしの6月20日に成立して来年の4月から施行するというところで、責任を明確にする大転換であるとは思いますが。

しかし、率直に言って、町長と教育委員会との合同の会議では政治的な中立、教育の中立は保たれるかどうかということですが、私の懸念しているところは、結局町長の独走にならないか、教育の中立は保てるのか、その辺を心配しております。答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） まさに教育委員会の制度の改正というものは、今おっしゃられたそういったものが懸念されるということでございます。

ただ、私個人の考えになるかもしれませんが、首長としては、教育に関しましては当然中立、そういったものについてしっかりと守っていくことが、私は大切なことではないかなというふうに思っております。

ただ、大津市のいじめのようなそういった事案、これについては、やはり迅速に対応することが一番大切だと思っております。そういう中では、教育委員会と連携をしながら、そういった部分についてはしっかりと対応していくということと考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） まさしくそのとおりですね。教育の中立性、独立性を阻んだんでは大変な教育制度になっちゃうというふうなことでございます。そのような町長の考えであれば、何とかこういうふうな制度もすばらしく活用できるのではないかと考えております。暴走をとめられるのはどこでとめるのかなというふうなこともございますけれども、町長自身の人間性の問題でもありますから、そのようなことはないと思いますので、その辺を注意して運用していただければと思います。

次に移ります。1番の（6）、池ノ原地区の悪臭問題についてでございます。

この問題は、私は平成22年12月定例会から都合6回質問しております。今回で7回目でございますが、いろんな面でも進んでいないというような状況でございます。

行政側も、こういうふうなものは一生懸命やろうとはしておるところは見受けられますけれども、進んでいない状態であれば、どういうふうに判断していいのかわかりちょっと心配しております。最初のボタンのかけ違いがこのようにこじれてしまったということではないかと思っておりますが、犯罪でも何でも初動捜査が大事だということを痛感しております。

発端としては、町政懇談会でこのような悪臭問題が出たにもかかわらず、町の方たちはそれに対して対応しようとしなかった、これが私は初めではないかと思っております。この責任は町にあると私は思っております。ポーズだけの行政懇談会と言われても仕方ないと思っております。行政側の怠慢プレーとも思っております。

住民側も、署名運動やいろんなものをしたにもかかわらず署名しない人もいるし、人間のしがるみの大きさというものはわかり知れないものがあるというふうに感じております。金融公庫の問題、県中都市計画の問題、市街化区域の問題、農政の問題、公害の問題、人権の問題、人事異動の問題、ありとあらゆるものがかみ合って、町長も大変なときに町長になったなど、町長には関係ないところで発生した問題でもございましたので、現在の町長も大変な判断をしなければならないというふうなことになると思います。

しかし、私は町づくりの観点から、議員の立場から、これに目をつぶるわけにはいかない、見て見ぬふりはできないということで現在頑張っておりますけれども、現在の状況は、牛が入っていない状況だから悪臭は出ておりませんが、搬入される準備もできておりまして、搬入されたらば、コレラ汚染や悪臭や鳴き声などで大変なことになるなというふうに感じております。今の現在の状況をどう見ているか、どう把握しているか、お尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町といたしましては、悪臭防止法の規制地域の見直しを県に働きかけまして、当該区域を規制区域に指定するなどの対策をとっておりまして、悪臭防止法第3条及び第4条や、県の

生活環境の保全等に関する条例の第77条などの個別法に抵触しない状況では、現在のところ、牛の搬入についてはということでございますけれども、改善命令や改善勧告にあっては困難でございます、あわせて、先ほど申し上げた牛の搬入差し止めに対しても、現状では困難であるということをご理解いただきたいと思いますと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ご理解をいただきたいと言っても理解はできないんですよね。ご理解していただきたいということであれば、私が理解したってどうしようもないですよ、みんな住民の方がおるんですから。

ただ、町としては、搬入前に今着々準備をしている、そういうふうな状況で、今、搬入寸前にあるとすれば、搬入されては遅いのではないかなというふうなことで、結局、町としては規制をかけた、それで、そういうふうな結果が出なければ対応できないというような今の話でありましたんですけれども、やはり搬入されてからでは遅いのではないかなというふうに思います。

こういう状況になっている町としても、町長さんに聞きたいんですけれども、町長もこういうふうな状況は知っているかどうか、搬入寸前になっているという状況を知っているかどうか、お尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

この問題については、私も非常に当然関心を持って、どうするかということについても常に考えてはいるところです。先ほど議員さんが質問された、前からのいろんな経過があって今があるということでもあります。そういう中では、状況については逐一把握しているということで、残念ながら、二、三日前のお話でありますけれども、何頭か牛が入ったという情報は聞いております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 何頭か入ったというふうな話は聞いておりますけれども、これが結局大きい問題になってしまわないようにするには何か手だてはないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当該地につきましては、個別法に抵触するかどうかということでございまして、現場に立ち会って定期的な臭気測定を実施してまいりたいと考えております。以前からも定期的な臭気測定については実施しておりましたけれども、先ほど町長よりも答弁申し上げたとおり、当該地には何頭か牛が搬入されたという情報がございまして、職員によりその事業場を、外部からの検知法、検知管方式という方式がございまして、その臭気測定を実施してまいりたいと考えております。

今後につきましても、先ほど申し上げたとおり定期的な臭気測定や、関係課、関係機関と連携してまいりまして、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そうだね。定期的検査、いわゆる公害防止計画書のことでございますが、これは1カ月1回に定期的検査をするというふうな報告を受けておりますけれども、今それは実施していて、悪臭が出ないと、2ppm出ないとこの解釈でよろしいですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 現在のところは、悪臭防止法に基づく検査方法ということではなく、簡易的な、先ほど申し上げたとおり検知管方式によりまして測定を実施しております。今後は同法に基づきます臭気検査を実施してまいりたいと思います。

また、排水系につきましても、今後そちらにつきましては、排水防止法等に照らし合わせた検査等についても実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そういうふうな答弁しかないと思います。

1つ、もうちょっと町長に聞きたいんですけども、町長はこの問題に関して、町として何とか中に入ってやるから話し合いを持ってもらいたいというふうな解釈だと思うんですけども、町としても中に入るといことは、これは自分たちは関係ないんですけども、お前らとお前らでやれというふうなことの解釈のような感じなんですけれども、町として中に入ってやるから云々だということ、何を意味してこのような、町としても何とか中に入って

やるというふうなことを言っているのか、その意味をちょっと教えてください、町長。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） これは、私が長に就任してからこの問題がすぐ発生したということでもありますけれども、そういう中では、先ほど質問がございましたように、ここまで来る間にはいろんな経過があったんですね。私が就任したときには建物はほんの一部しかありませんでした。そういう中で、今ではかなりの増築をしてしまったという、そういう経過がございます。

ですから、町としてという中では、段階的、そのときそのときの段階でいろいろ努力したと私は自分では思っておるんですが、そういうときに、酪農経営者、そして住民の側、そういったことで折り合いが合わなかったというんですか、こういったものが既にあったと、そういう中で今までに進んでしまったと。

ですから、今も何とかその辺については、建物が建ってしまったということになるとかなりの投資をしまっているということです。だから、投資をしないときのやり方、今投資をしていることでどういった対応をするか、こういったものについては、どうできるかについてはこれからも検討していかなければならないと。

ただ、かなりそういう点では、当初からすると、私は大変大変困難な状況になっているということに思っております。そういう中では、今できることは、臭気の検査、あと排水の対応、そういったものについては、まずしっかりしていきたいなというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 議長、眠そうな顔しているよ。

○議長（渡辺定己君） 気にしないでいいから。

○11番（木原秀男君） この問題は、本当に町づくりに対して私は懸念しているんですけれども、やはり町民が快適に暮らせる権利は憲法でも保障されているわけだ。町づくりとして、結局、ちょっとしたボタンのかけ違いでこういうふうになったということも、私も承知しているような気がします。町長もそうだと思うんです。

しかし、これはこのままほっておくわけにはいかない。いずれは解決しなきゃならない。これには町長の判断が必要だと思うんですけれども、やはり前向きにいろんな面で検討をされていると思うんですが、いろんな面で前向きに、いつも攻めの行政というんでしょうか、町民の幸せというんでしょうか、そういうふうなものは頭に入れておいて、職員ともども、課長方々にも鼓舞してもらって、こういうことではいけないだよというふうな、二度とこのようなおかしな町づくりをさせないように、その辺の周知徹底はどのようになっています

か、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） いずれにしても、同じようなことは繰り返さないということでございますので、当然これから横の連携をしっかりとってまいりたいということで、これは庁議の中でもしっかりとお話をしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、その部分についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そういうふうに肅々といろんな面で進んでいただきたいと思います。大きな2番に移ります。教育行政です。

まず、(1)としては小学生の教育環境についてでございます。

第一小学校も完成した、教育環境は整えられた、その中で、次代を背負う子供たちが健やかに、しかもたくましく成長させるためには、体力面あるいは精神面への教育が必要となります。変化の激しい時代に対応した社会で活躍できる子供たちを育てるためには、どのような教育方針があるのかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、我が国では、社会保障、環境問題、そして安全・安心の確保などさまざまな課題を抱えており、教育の分野におきましては、学力向上の推進やいじめ・不登校への対応など、教育を取り巻く情勢が変化しております。

こうした中、学校教育では、次世代を担う子供たちが自立して生きていくことができるよう、確かな学力や豊かな心、健やかな体などの生きる力を育むことが求められており、児童・生徒一人一人に、生命を大切にする心や思いやりの心など豊かな心を育てる教育と、健康で安全な生活を送るための体を育成する教育が重要であるとされております。

町では、鏡石町教育振興基本計画を平成23年3月に作成し、目指すべき教育の姿を実現するため、重点的な取り組み事項として、豊かな心と健やかな体の育成を上げております。

豊かな心の育成では、道徳の教育をかなめとして、地域との連携による社会性や道徳性の育成、安全教育の充実を図り、豊かな感性や感謝の気持ち、思いやりの心などの育成に努めているところでございます。

健やかな体の育成では、体力が人間の活動の源であり、健康の保持増進や学習に対する意欲、気力といった精神面の充実にもかかわっていることから、教科体育の充実と運動の生活

化などを通して運動の実践を促し、生涯にわたって健康で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 答弁は全くそのとおりで、素晴らしいものがございました。今の子供たちは、何不自由なく育っているというふうなものが日本の教育の現状であります。これがいいか悪いかは、何年後、何十年後になってみないとわからないということです。

学力の面では、国際学力の調査では、子供たちは学ぶ意欲や社会に対する関心が低いと出ております。いろんな面で、教育界では35人学級、40人学級と騒がれておりますけれども、今後はどういうふうになるかまだわかりませんが、また体育面では、子供は遊びも含めて、今の小学生の場合は全国的に劣っているということで、幼稚園の場合は全国並みだというふうな調査結果も出ておりますが、やっぱり遊びも大事、こういうふうな運動をするということは、体を動かすということは、他者とのかかわりで相手を思いやったり協力したりというふうな社会性を育むということで大事なことなんです。今、子供同士で遊ぶとか、公園でキャッチボールするとかというふうなことがなくなって、非常に懸念するところでもございます。

今後、こういうふうな子供たち、今のような答弁をいただいたとおりに思いますけれども、我が鏡石第一小学校、二小、中学校において、何を子供たちに目標を持って教育すればいいのかというふうなことをお聞きしたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

体力の面からお話しさせていただきたいと思いますが、スポーツに親しみ、体を動かす機会をふやす、これが一番体力の増強策だというふうには思います。学校で言えば、体育の授業も大切なんです。しかしそれ以上に、まず休み時間に校庭に出ていく子供たちをふやす、これが今学校に一番求められているところではないかなと私自身は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 休み時間にも、子供たちはみずから校庭に行くというふうなことの現状は余り見受けられていないんですね。先生方が率先して出ていったときは出ていくと

いうふうな感じで、なかなか教室から離れないというふうな現状も聞いております。

今後はその辺がポイントじゃないかと思うんですけども、子供は体を動かすこと、どんな場合でも、じっとしているような子供では、ちょっと小学生らしくはないな、中学生らしくはないな、子供らしくはないなというふうな感じは持ちます。やはり動かすようないろんな面での工夫が必要かと思しますので、よろしくをお願いします。

それから、2番の(2)、第一小学校の敷地内に県有地があったはずですが、4号線の拡幅及び小学校の改築のために県有地はなくなったのか、あるとすればどのくらいあるのかをお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、一小的敷地につきましては、県有地と民有地が面積ほぼ半々ほどございまして、東西に長い敷地で南北に隣接しております。今回の一般国道4号の4車線化に伴いまして、平成19年に県有地と町有地の西側部分の一部を買収したところでございまして、現在は、県有地約1万2,000平米を県から学校用地として無償で借り受けているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 借り受けているということは、金を払っているということか、それとも無償で借りているということか。そうすると、そういうふうな場合は何年契約とか何十年契約とかというふうなことがあるのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 現在のところ無償で借りているということで、毎年契約を更新しているような状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 非常に素晴らしいことじゃないですか、無償でということ。そうするともらったようなものじゃないですか。結局、万が一何かトラブルがあった場合とか何とかというふうなことは関係ないのかな。無償でお借りしているということは、もらったというふうなことに解釈していいのかな。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） この無償借り受けにつきましては、昭和35年からずっと今まで無償で借りているということでございますけれども、県からは買い取ってくれという要請がございますものですから、もらっているというような認識は持っていない状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 最初からそう答えればいいじゃないですか。私は、借りているのか、借りた場合は金を払っているのかというふうなことが世間の常識だもの。無償でお借りしている、35年からと、こういうふうに言っているわけだから、もらったようなものじゃないですか。そういうふうに解釈しておきますよ、35年からずっと。

それから、再質問をもう一つですが、これは教育委員会のほうだと思うんですけども、あそこの森を切りましたよね、森を切っちゃったね。運動会のとかなんか、あそこからまともに風が来て、寒くてみんなさっと帰りました。そうすると、結局、いろんな排気ガスとか砂とか何とか、風が吹けばほこりが来た。だからあの森は非常に重要だったということです。すごく重要だったということです。今後はあそこのところには木を植える予定はないのかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問にご答弁申し上げます。

現時点において、今の環境を大きく変えていくという計画はございません。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） あそこに木を植える予定はないのかと言っているんで、環境を変えようということでもあるでしょうけれども、木を植える予定はあるのかと聞いています。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

いずれ本数とか、環境を大きく変えるというものについては、具体的には申し上げられないんですが、今まで学校にあった樹木については、これから学校の敷地内に移すような形になってまいります。その樹木を移す場所については、どこが一番いいのかについては学校とも十分話し合いながら、以前学校で保管していたといいますか、教育委員会で保管している

樹木について、植樹の場所は十分に検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。そういうふうな徐々にとりうふうなことでよろしいかと思ひます。

次に移ります。2の（3）、小・中学生に対して平和教育の推進授業が必要じゃないかというこゝです。

無知ほど恐ろしいことはありませぬ。先ほど、パキスタンのノーベル賞、17歳の女の子のように、1本のペン、1冊の本、そういうふうなことから出発すると思ひますけれども、知らないうちに戦争に巻き込まれたりとか、そういうふうな国際情勢でございませぬので、知らないということは恐ろしいことだということなんでしょうが、小・中学生に対して平和教育の推進授業などは必要じゃないかということでございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めませぬ。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

小・中学校への平和教育の指導に当たっては、日本国憲法及び教育基本法、それから教育関係諸法令、学習指導要領にのっとり、各教科、道徳及び特別活動などの教育活動を通じて、生命のとうとき、戦争の悲惨さ、平和のとうときについて指導がなされてきたところでございます。

小学校なんですけれども、日本国憲法の平和主義の理解とともに、子供たちの平和の大切さの理解が深められるように、地域の戦争体験者から戦時中の体験談を聞くなどの学習も行われております。今後とも、子供の発達段階に即した平和教育が継続的に行われるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 平和教育の中で、例えば再生エネルギーとか放射能の件についてでございますが、この放射能に関しては、国から正確な数字の指定がないんですね。それで、学校の先生も、どういうふうな教育しているかわかりませぬけれども、戸惑う面もございませぬでしょうけれども、結局その辺は、放射能はこれ以上は悪いんだというふうなことは今確定されてないんですね。まちまちなんです。だから、教える先生方が自信を持って教えられるかどうか、その部分は省いているのかどうかというふうなことを、ちょっと気になりまし

たのでお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

現在、小学生に対しては、理科教育の一つの中で、ムシテックのほうに出かけていって学習を毎年実施してございます。その中の一つの項目、コースの中に放射能という部分がございます。これについて、学校で希望し、学年に応じて学習をしているところでございます。あわせて先生方も一緒に勉強しているところでございます。

また、放射能の関係する講習会が国及び県のほうで各種計画されておりますが、先生方は計画的に出दैってもらうような形をとってございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 放射能に関しては世界中わからないことばかりですから、そういうふうなことは一応頭だけでも覚えておいて、いろんな面で勉強する、研究する余地をつくっておいたほうがよろしいかと思ひます。

次に移ります。2の（4）の①ですが、学校給食の関係です。

学校給食の食品添加物と残留農薬や遺伝子組み換え食材への配慮はどのようなものかというところでございますが、よろしくお願ひします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

まず最初に、学校給食の食材の仕入れ先と献立への配慮について答弁させていただきたいというふうに思ひます。

学校給食の食材の仕入れ先につきましては、野菜類、肉類、果実類は町内の業者さんから、そのほかの食材は福島県学校給食会や業務用食材取扱業者から購入してございます。食材の購入に当たっては、過度に加工したものは避けて、良質で新鮮なものを選定するよう常に配慮し、着色料、漂白剤、発色剤などの不必要な食品添加物を使用した食材や遺伝子組み換え食材の使用は可能な限り避け、さらに残留農薬についても配慮してございます。

献立につきましては、学校給食法に基づいて、学校給食摂取基準に定められている範囲内で旬の食材を使用した献立内容とし、安全な学校給食の提供に配慮してございます。使用原材料、保存方法が明らかでない食品については使用しない、この方向で学校給食は運営されてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） いろんな面で地産地消とか言われておりますが、新独自の原則とか言われておりますけれども、私が聞いたかったのは、献立というふうな中で、米の部分、米を主食とする部分とパンですね、週に5回やっているはずなんです、その内訳をちょっとお聞きしたいんです。週5回あるうちに何回が和食、何回がパン食、ちょっとお答え願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

基本的に米食が週3回、パンが週2回でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 私が今質問したのは、結局、日本の伝統的な和食は遺産になったということで、日本人がつくっている米を日本人が消費しないでパンばかり食っていると、何が地産地消かなとか、米をつくっているながら、売れない売れないと言っているながら、学校ではパン食が、半分にならないから、米のほうは3回というふうに多かったからよかったんですけれども、その点も配慮はしていますか。文化遺産になったという日本の和食のいろんな面で配慮はしておりますか。どうぞ。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

食文化はその国独特のものがあるかと思えます。日本においては、日本食は世界でも認められている食文化でございます。

一方では、世界の中で活躍するこれからの子供たちにとっては、パンに親しむということも、あるいはおかずの部分で洋式なものに親しむということも、これもまた必要なことなんだろうというふうに思います。バランスのとれた栄養価の高い給食を子供たちが成長に合わせてとっていく、これは大事なことだろうというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それもバランスをとるということは非常にいいことで、日本の和食は世界遺産にもなったということで、できるだけ米を学校給食に与えるのが、米を主として、学校給食をつくる主ではないかなと私は思っておるんです。そのための世界遺産でもあるし、米の農家への助けにもなるとは思うんです。

その辺で、ただしパンは、遺伝子組み換えとかトウモロコシとかありますよね。その辺のパンへの配慮は、遺伝子組み換えとかそういうふうなものはどういうふうに配慮していますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

遺伝子組み換え食品の大もとになっているのは、アメリカで生産された大豆であるとかトウモロコシとか、そういったものだろうというふうに思います。遺伝子組み換えについては、アメリカが開発をして、輸出する段階で日本で大きな問題となりました。日本では、体に害のある遺伝子組み換えのものについては現在は輸入されていないし、遺伝子組み換えによる障害も発生していないというふうに捉えております。現在流通しているものについては、問題のないものと捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ちょっとそれは考えものだと思います。中国からの輸入は、農薬は少々というふうでありますけれども、大変強力な農薬を使っておるじゃないですか。アメリカ、カナダあたりからの小麦の輸入に際しても、F1、1代雑種ということで遺伝子組み換え、これは生態系に異変を起こすというふうな、結果はまだ出ておりませんが、そのような遺伝子組み換えというのは人間の生態系を壊すというふうに言われておるんです。

ですから、その辺の配慮もしながら、パンの給食もいいたろう、一つ一つ子供たちにそういうふうな面を教えながら、極力そういうふうな知識を得ながらの給食であればよいかなと思うんです。

全てそういうふうなものが悪いということでは、人間は、今の世界もそうですけれども、食べる物がなくなってしまうということでございますので、その辺は食育として学校のほうではどのようにご指導なされているでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

まず、食育の前に、先ほどの質問と重複する部分が出てくるかと思うんですが、例えば豆腐の原料になる大豆とか、スナック菓子の原料になるトウモロコシなど、日本に輸入されている品種は全て非組み換えになっているのが現在でございます。これは一般に組み換え作物への拒否反応が強かったため、学校給食に使っているものは組み換え食品ではないと言えるのかなというふうに思います。

ただ、大豆油とかしょうゆなどの加工品については、加工処理するときに加えられる熱とか発酵のため遺伝子がばらばらになるということで、組み換え品種とは言えない状態になっているというふうに捉えてございます。そういったものを学校では使用しているというふうに捉えているところでございます。

なお、食育の部分なんですが、小・中学校における食育は教育課程の中で位置づけられており、社会科などの授業において地域の農家を訪問し、農業と食物について指導していただくなど、食に関する理解が深まるよう、計画的に食育の指導を学校では行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今、②を抜いて①と③をご質問申し上げたんですが、お答えいただきましてありがとうございます。

それから、②の食品添加物アレルギーへの配慮等はどういうふうな対策をしているか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

食物アレルギーへの対応としましては、鏡石町学校給食アレルギー対策の手引に基づきまして、就学時の健康診断の際に食物アレルギー調査を実施するなど、対象となる子供たちの把握に努めてございます。食物アレルギーのある児童・生徒の保護者から学校給食での対応を希望された場合は、保護者と学校関係者で面談を行って、アレルギー食材の除去や代替食での対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 添加物アレルギーの件ですが、魚とか木の実とかいろんなものに異常反応するのをアレルギーというふうに定義づけてありますけれども、牛乳に対するアレル

ギーというのはどのくらいいて把握しているか、お願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

牛乳に対するアレルギーのお子さんも間違いなくいるんだろうというふうに思いますが、現時点において、牛乳を学校で飲まないお子さんは、4月の段階の数字で申し上げたいというふうに思うんですが、一小では2家庭2名、それから、二小では4月の段階ではおりませんでした。そして、鏡石中学校では3家庭3名の子供たちがおりましたが、この子供たちは食物アレルギーではなくて、原発の関係で心配で牛乳を飲まないというお子さんでございました。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） そのとおりなんです。原発の関係で牛乳を飲まないというふうなところがあるんです。新潟県の三条市、給食に牛乳は出さないということです。あと京都府もそうですが、そういうふうな方たちもおありまして、牛乳に対するアレルギーというか、毛嫌いするとかは、これは別メニューで知っておりますけれども、牛乳は中止するというふうなことは、全般的に9割、8割5分からそのくらいの牛乳を飲んでいるというふうなことでしょうから、中止するということはございませんよね。どうぞ。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

原発の関係で心配で牛乳が飲めないというお子さんについては、アレルギー疾患と同様の取り扱いをしてございます。つまり、飲まなくてもいいですよということでございます。それ以外の子供さんについては、牛乳は飲んでもらっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） 最後に④ですが、学校給食費の未納はあるかということで、私からお答えしますけれども、未納はないというふうにお答えいただいたんですよ。

再質問ですけれども、学校給食の、6,000万くらいかかっているんですが、一小、二小、中学校合わせて。これらへ一般会計から補助費としては出すつもりはないかどうかお尋ねします。最後です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

学校給食費については、受益者負担の原則で、食する子供の家庭が給食費を負担する、この方向でいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（木原秀男君） ありがとうございます。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合上、2時55分まで休議といたします。

休議 午後 2時46分

開議 午後 2時55分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 林 政 次 君

○議長（渡辺定己君） 次に、5番、小林政次君の一般質問の発言を許します。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 皆さん、こんにちは。一般質問をさせていただきます5番、小林政次でございます。

26年度も8カ月が経過し、朝夕の冷え込みも一段と厳しさを増し、木々も落葉し、本日は雪でもありまして、冬本番の到来も間近な季節となりました。災害復旧事業も最終年度に近づき、大部分の復旧が終わりに近づいてまいりました。

今後は、宅地等の除染対策がメインになると思われませんが、昨今の自然現象としての御嶽山や阿蘇山の噴火、身近には吾妻山の河口周辺規制がレベル2へ、河口から頂上近くまでが入山規制等に見られる火山活動の活発化と自然の恐ろしさ、偉大さは、はかり知れないものがあります。

災害は忘れたときにやってくるという言葉もありますが、3.11の大災害を教訓として、いっどこで災害が起きるかもしれないとの認識を持ち続け、日常的に備えることが被害を最小限に抑える有効手段と思われれます。職員の皆様を初めとして関係者の皆様方の日ごろの活動に対し、深く感謝申し上げるところでございます。

さて、これから来年にかけてまして厳しい冬がやってまいりますが、桜の木々等はこの間に

新芽や花の準備をいたします。来年度はデスティネーションキャンペーンの年でもあります
が、4カ月後には春らんまんの声が聞かれる季節となります。昨年から、プレキャンペーン
として町でもさまざまな取り組みがなされておりますが、来年度は正念場の年であります。
いかに鏡石町を売り出し、観光客の増加、さらには商店街の活性化に結びつけるか、知恵の
出しどころであります。

つきましては、キャンペーンの取り組みとしてのライトアップについてお尋ねいたします。

1、鳥見山公園牧場線沿いの桜のライトアップについて。

(1) ライトアップ設備はいつ設置し、基数、設備費はどのくらいだったかお尋ねいたし
ます。なお、数字等につきましてはスローペースでのご答弁をお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 5番議員のご質問に答弁申し上げます。

鳥見山公園牧場線沿いのライトアップ設備につきましては、平成8年度に設置工事を行っ
ております。工事費につきましては906万4,000円であります。公園北側の水路沿いの桜に
照明が当たるような投光器の設置ということで、30カ所に設置したということであります。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいま答弁ありましたように多額の設備費用を費やしておりますが、
その利用についてお伺いいたします。

(2) 設備の利用状況は今までどのように推移しているか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

桜の開花に合わせて、平成9年4月から平成22年4月までライトアップを実施してお
りました。平成23年以降は、東日本大震災の発生に伴い、鳥見山公園の北側駐車場が瓦れき
置き場となっておりますので、景観上の配慮として牧場線沿いのライトアップは控えてい
るという状況であります。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、ただいま震災後は利用していないとの答弁であります。町民
からもなぜライトアップしないのかとの声が聞かれます。4月に夜桜を見に鳥見山公園に行

きましたが、公園の南側、桜の広場はライトアップされていました。しかし、今の答弁のとおり、北側の用水路側は使用せず真っ暗でありました。ちょうど若い女性のグループが花見に来ておまして、北側の池周辺も歩いておりました。前にはライトアップされて明るいので周回できて、池の桜がきれいだったね、今はライトアップされていないので、女性だけだと暗くて怖いねとの話し声が聞こえました。私もそのとおりと感じました。

今までの設備費等を考えると約900万ですか、単に使用せず眠らせておくのはいかがなものかと思われまます。

そこでお尋ねいたします。

(3) 設備費等を考えると、現在利用していないのは経費の無駄使いと思われまますが、来年度はデスティネーションキャンペーンの年でもあり、町の観光を充実させるためにはPRの充実は重要なことであります。ライトアップ設備を有効利用し、PRすべきでないか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

震災後の平成24年度から、鳥見山公園の西側にあります芝生の自由広場においては、ライトアップを再開したという状況であります。現在、鳥見山公園北側駐車場の一部では、公園内の除染などの関係でフレコンバックが積み上げられた状態となっております。このような状況も考慮しながら検討してまいりましたが、議員のおっしゃるとおり、来年はふくしまデスティネーションのキャンペーン本番であります。これらの観光素材を有効に活用しながら、観光素材の磨き上げをしていかなければならないと考えております。来春に向けて、鏡石町の魅力を今後も継続して発信するために再稼働の検討を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいま稼働に向けての検討をするということでございますが、ぜひとも稼働するようにお願いしたいと思います。除染の関係のフレコンバック等、これもほとんど片づきまして、実際ライトアップしてもそれは目に入らないところにありますので、よろしくお願ひいたします。

次に、平成25年4月に国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆる障害者優先調達推進法がスタートし、それから1年8カ月が経過しました。これまで同時期にスタートした障害者総合支援法が注目されていたこともあり、やや影が薄い印象ですが、とりわけ知的、発達障害のある人には大切な法律であります。

現在、全国の障害者総数は、約でございますが744万人で、おおよそ国民の6%の方が障害を有している状況であります。今後もますます増加傾向になると思われまます。このうち雇用施策の対象者は約332万人おられます。そのうち一般企業就労者は約37万人にとどまっております。福祉的就労も20数万人の実態と言われております。一般就労が困難な方々の就労環境はさらに厳しく、自立にはほど遠く、就労継続支援B型の24年度平均工賃は、1人当たり月額1万4,190円となっております。

優先調達推進法は、市町村などの行政機関に対して、就労以降、就労継続支援事業所や小規模作業所などから物品や業務を優先的、積極的に発注することを求めている法律であります。この法律の制定で、工賃のアップや就労機会が拡大すること、景気の動向にかかわらず仕事を確保できること、国や地方自治体だけでなく民間需要の掘り起こしも盛り込まれている等、さまざまな改善策が盛り込まれております。

この新制度をより実効性のある制度に育てていただきたく、障害者の就労環境の向上につながりますことを願い、町等の状況についてお尋ねいたします。

2、障害者優先調達推進法について、(1) 障害者の雇用施策の対象者数は何人か、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

障害者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律に「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」と定義されており、そのうち雇用義務が課せられておりますのは身体障害者及び知的障害者となっております。

この法律によりますと、身体障害者は身体障害者手帳を所持している方でございます、町には現在445名いらっしゃいます。知的障害者につきましては、91名の方が療育手帳を保持しております。なお、両方の手帳を保持している方もおられます。現在のところは8名ということでございます。また、雇用義務は課せられておりませんが、精神障害者にあつては、その申告をもって雇用義務のある障害者と同等に雇用しているとみなされるということでございまして、手帳保持者につきましては、現時点では40名いらっしゃるということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいま、全体で445人、それで知的、それから両方ということで98

人という答弁がありました。そのうち、(2)になりますけれども、一般企業への就労者並びに障害者施設での就労者は何人か、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

一般企業への町内在住の障害者の雇用状況につきましては、申しわけございませんが、統計資料がございません。福島県下における障害者雇用の状況につきましては、毎年6月1日を基準といたしまして公表されております。これによりますと、平成26年における福島県下における雇用障害者数は3,957.5人となります。昨年よりも241名増加しているということでございます。

また、障害者施設での就労につきましては、一般就労が難しい方につきましては、障害者総合支援法におけます就労継続支援事業、議員さんのご質問の中にもございましたが、事業のA型、B型で対応してございます。平成26年11月の資料でございますと、これは町内の方でございますけれども、A型につきましては2名、B型につきましては28名ということでございます。そのうち町内の施設でございますライジングサンには28名のうち11名ということでございます。先ほど申し上げた障害者総合支援法に基づく給付ということでございます。町といたしましては、その方に給付決定を行っているということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいまライジングサンに11名ということございました。

次に、一般企業はともかくとしまして、障害者施設での工賃は非常に低いと思われ。そこでお尋ねいたします。

(3) 障害者施設で就労継続支援B型の町並びに近隣市町村の平均工賃（賃金）は幾らか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ご答弁申し上げます。

就労継続支援B型施設を含めました福祉施設における工賃水準の向上につきましては、福島県が定めました新・福島県障がい者工賃向上プランというのがございまして、これによりまして各種の施策が展開されております。

福島県下における平均工賃は、依然としまして全国平均を下回っているという状況でございます。その中で、鏡石町内及び近隣市町村内にあります福祉施設でございますけれども、

主に就労継続支援B型事業所でございます町内にライジングサン、また須賀川市内にございます主な施設といたしましては、カノン、工房アミーコ、ワークセンター麦などがございまして、矢吹町内にはあゆり工房などがございます。

それで、平均工賃、月額でございますけれども、ライジングサンにつきましては5,479円、カノンにつきましては1万142円、工房アミーコで3,948円、ワークセンター麦では2万9,230円でございます。もう1件、矢吹町内でございますけれども、あゆり工房につきましては4,167円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、この法律により、当町においても障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための必要な措置を講ずる努力義務が課せられています。

そこでお尋ねいたします。

（4）物品の調達目標を定めた調達方針を策定し、公表しなければならないとされていますが、どのようになっているかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ご質問にご答弁申し上げます。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆる障害者優先調達推進法につきましては、国や地方公共団体等が率先しまして、障害者就労施設などからの物品等の調達を推進するよう必要な措置を講ずることを定めたものでございまして、平成25年4月から施行されました。

ご質問のとおり、本法の第9条第1項においては、地方公共団体は調達方針を策定しなければならない、第3項におきましては、遅滞なくこれを公表しなければならないとされております。

本町におきましては、平成25年度におきましては、方針につきましては策定し、公示はいたしましたものの、町のホームページ等での掲載は行っておりませんでした。また、方針は毎年度作成し、その都度公表するとされておりますけれども、本年度につきましては策定しておりませんので、早急に策定し、早急に公表したいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） それでは、ホームページ等の掲載、これはよろしく願います。

次に、町等における障害者施設等への物品等の発注状況をお尋ねいたします。

(5) 町並びに近隣市町村はどのような物品や役務を発注しているのか、また、その金額は幾らか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ご質問にご答弁申し上げます。

町及び近隣市町村の優先調達推進法に係る発注状況ということでございまして、鏡石町では啓発用資材、コップの敷き物ですね、コースターの物品購入でございまして、25年度につきましては4万600円でした。須賀川市では、平成25年度で113万5,040円で、内容につきましては、啓発用の物品購入や施設などの清掃の業務委託ということになってございます。郡山市では、同じく平成25年度では109万2,500円でした。なお、玉川村、天栄村、矢吹町では、昨年度の購入、委託実績はございませんでした。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、さきの答弁にありましたように、障害者施設での工賃は非常に低いものとなっております。鏡石で5,000円くらいですか。前にも述べましたが、優先調達推進法では、地方公共団体に対して障害者施設の受注機会の増大を図ることを求めております。そのことにより、施設を利用する人の給料や工賃が向上することになります。

(6) 今後の発注拡大策についてどう考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ご質問にご答弁申し上げます。

障害者優先調達推進法第4条におきまして、ご質問のとおり、障害者施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないとされております。町といたしましては、先ほど来お話ししている町内の障害者福祉施設でございますライジングサンと協議の上、従来の物品購入をまずは拡大させたいと考えております。加えまして、その中身といたしましては、初めは小規模の施設の清掃業務委託等を協議の上考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今の答弁のとおりでございますが、物品等の拡大、これを考えているということですので期待しております。

次に、優先調達推進法では、調達方針の策定、それから調達方針に即した調達実施、調達実績の公表の流れになるわけでございますが、（7）調達実績は取りまとめて公表することが求められていますが、今後どのようにするのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ご指摘のとおり、障害者優先調達推進法第9条第5項におきまして、障害者施設等の物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとあります。平成25年度の実績については、申しわけございませんが、いまだ未公表でございますので、速やかに町ホームページ等で公表に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年度につきましては、年度終了後に速やかに公表したいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、本年の水稻は天候に恵まれ豊作となりました。10月現在でございますが、作況指数が全国平均で101、1位が北海道の107、2位が岩手、宮城、山形、茨城の105、6位が福島、青森、千葉の104と、東北を中心に軒並み高いものとなりました。大変喜ばしいことでありますが、昨今の米の需要減少による在庫の増大や原発事故による風評被害により、約でございますが、1俵8,300円くらいと昨年に比べ大幅に価格が下落しております。

この価格は、労働費を除いた生産コストにも満たない金額であります。稲作中心の農家は大幅な減収により経営が危機的状況にあり、来年度の生産意欲がなくなり、営農も危ぶまれる現状であります。今後ますます離農する方や耕作放棄地が多くなると推察されます。この危機的状況を憂慮し、農業委員会も町に建議書、議会に要請書を提出しております。

J Aすかがわ岩瀬は、26年産米の価格下落に伴い、組合員を対象に米作農家特別支援資金融資を実施し、貸付利率1%以内のうち0.5%の利子補給を須賀川市、鏡石町、天栄村に要請中と新聞に報道されておりました。この利子補給の制度では、農家の借入れがふえるのみで、根本的な収入増や経費の削減にはつながらないと思われまます。

また、別の新聞には、湯川村では、12月定例議会に、ふるさと納税寄附金を活用して、村内の全稲作農家に対し、各農家が所有する水田の面積に応じて水田10アール当たり5,000円を助成する総額4,700万円の補正予算を提出したとありました。

つきましては、来年以降も農業者が意欲を持って稲作経営ができるよう町の特段の施策を

願い、次のことをお尋ねいたします。

3、平成26年産米価下落における農家支援策について、(1) 利子補給のほかに生産費補填対策を考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

平成26年産米につきましては、全国的な過剰基調に加えまして、風評被害の影響もあって米価が下落し、米生産農家の経営がより一層厳しい状況にあります。支援策につきましては、無利子の農家経営安定資金の活用やJAすかがわ岩瀬で実施する米作農家特別支援資金の利子補給などの支援策を検討しているということでもあります。

なお、生産費の補填対策についてでありますけれども、下落に対する補填につきましては、いわゆるナラシ対策で差額の一部が補填されるということもございます。また、原発関係の補償もあることから、町単独で補填、いわゆる助成することは、現時点で難しいというふうを考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） 今、ナラシ対策等により補填されるので現時点では考えていないということですが、このナラシ対策、それから原発の補償等でございますが、全農家にわたるわけではないと思っております。

それでは次に、稲作農家の営農維持のためには市場等に対する助成対策が必要と思われませんが、お尋ねいたします。

(2) 平成27年産水稲用肥料、農薬費並びに水稲用種子への購入助成は考えられないか、お尋ねいたします。先ほど米価下落に対する価格の補填は考えられないということですが、最低限でも、今質問しましたように肥料等の助成、これらは考えなきゃならないと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

日本全国での米余りの状況で起きた米価の下落、そして、このことは今年度のみの課題ではないというふうに考えております。このような状況の中、稲作のコスト削減についても検討していかなければならないというふうに考えております。

そういう中ではありますけれども、稲作経費の助成につきましては、JAすかがわ岩瀬管

内の状況を見据えということでありましてけれども、JAすかがわ岩瀬管内の中で今後いろいろ協議して、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 先ほどの（1）（2）の質問で、今後検討していくということですが、それだと農家に対しては利子補給しかないということになりますが、今後の農家経営に対して町ではどのように推進するのか、どのようにやっていけばいいのか、そういうのを考えているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 今の米価の下落というんですか、先ほど言いましたように米余り、さらには原発の関係もあっていろいろ、あと、なぜかわかりませんが、国の政策等もあるのかもしれない。そういった中での対策を講じなければならないということでありまして、これにつきましては、農業の米作に関しては大変厳しい状況にあるなというふうに思っております。

ただ、今の状況では、何といたしましても、我が町におきましては、先ほど言いましたコストをダウンしなくちゃならないという、そういったことでは、今のほ場について、しっかりとほ場整備をしながらやっていかなければ、今後なかなか容易でない農業経営になるのかなということを考えております。これも大変難しい推進のあり方でありましてけれども、いずれにしてもそういったものをしていかなければ、今後10年、20年後の農業についてはなかなか成り立たない。

そしてもう一つは、農業経営ばかりじゃなくて、鏡石町の環境も含めた中でも、そんなことも含めて、農業、そして環境も含めて考えていかなければならないこれからの農業だなというふうに感じているところです。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） なかなか難しい問題でありますけれども、現在まではほ場整備、それらが実施されている所もありますね。笠石、成田、それから深内等ですね。それで、今までの農政の方向づけといいますか、それらは大規模化の方向でございますが、今まで大規模化した農家、単作の方が今回は非常な打撃を受けております。そういうことで、今後の方向づけがすごく難しいと思うんです、農政の対策として。

それで、もう一度、先ほど小区画のほ場整備ということがありましたけれども、現在、大区画のほ場整備をやっていて、大規模農家が非常に打撃を受けているので、その点をどのよ

うに考えているかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君に申し上げます。

ただいまの質問は通告外にわたっております。先ほどの町長の答弁も通告外の答弁になっております。ほ場整備の件は通告外でございますので、よろしく申し上げます。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） それでは質問を変えますけれども、これからの大規模農家、それを育成するためにはどのように考えているか、それをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

先ほど言いましたように、今の農業を考えると大変厳しい農業のあり方ということであります。そういう中では、我が町においては、私個人的ではあるかもしれませんが、農業については大規模は大規模としてやっぱり進める必要があると。ただ、大規模でなくとも、小規模であっても、こういった部分についてはしっかりと、小規模は小規模の農業経営、そういったものができるようなことをしていく必要があると、いわゆる面積じゃなくて質であると。

ですから、今回も道の駅とか販売の拡大とか、そういったことを含めると、この規模は面積ばかりじゃないということでのこういった方針をしっかりと持ちながら、それぞれ生きる道を探さなければならないのかなど。そういったことで、担当課ともしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、災害復旧事業は大部分終了しております。そこで、本来の事業としての狭小道路の解消についてお尋ねいたします。

4番、4メートル道路と狭小道路の解消について。

住宅地域における4メートル道路は何カ所で、延長はどのくらいあるのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご答弁申し上げます。

道路につきましての幅員、延長、それから主要構成など、道路台帳で管理をしているとこ

ろでございます。道路の認定上になりますが、起点、終点の関係で、住宅地内の延長につきましては区分けはしてはおりません。したがって、4メートル道路の把握はしてはおりません。

ただ、参考までになりますが、住宅等建築物等における建築確認申請が必要な住宅地の狭小道路、いわゆる4メートル未満の道路、建築基準法第24条の2項道路になります、通称になりますが、みなし道路の数値については管理しておりますので、その数値でお答えをしたいと思います。

まずは、4メートルの道路になりますが、住宅地域内における4メートルの道路につきましては58カ所ございまして、1万4,061メートルでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次ですけれども、一応4メートル前後ということで、それらの狭小道路での車の交差は非常に危険なものがあります。片方が路肩、側溝ぎりぎりにとまり、やっと交差している現状であります。

そういうことで、（2）側溝がある場合、ふたがかけられていない道路はどのくらいあるのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 先ほども申しましたが、あくまでもみなし道路の数値というふうなことでお答えをしたいと思います。側溝のある箇所については47カ所、うち9カ所でふたがかけられていない状態でございます。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、交通事故防止のためには、計画的に側溝のふたがけをする必要があると思われまふ。実際の解消のためには拡幅が一番でございますが、即興的にやるには側溝のふたがけが必要であると思われまふ。

それで、（3）交通事故防止のため、ふたをかける必要があると思われるが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） この2項道路、みなし道路を含めまふ狭小道路につきましては、2項道路も含めまふて全域になりますが、特に住宅地を重点に、交通安全並び

に事故防止のためということで現地の状況を確認しまして、必要と判断した場合、随時設置してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 実際、交差をするのにかなり苦労しているところが何か所かありますので、そういうことで、快適に道路等を通行できるよう、職員皆様のますますのご努力を期待し、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 井土川 好 高 君

○議長（渡辺定己君） 次に、7番、井土川好高君の一般質問の発言を許します。

7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） きょう最後の一般質問をさせていただきます7番、井土川です。よろしくお願ひします。

それで、第14回定例会の一般質問の機会をいただきありがとうございます。早いもので、平成26年も15日余りを残すところとなりました。何かと気ぜわしい時期になり、忙しいきょうこのごろと思われまふ。

さて、東日本大震災から3年9カ月が過ぎ、復旧・復興の大きな事業が次々と見えてきております。

まず、近いところでは、第一小学校が1月に完成、9月には校庭も完成、10月には、子供たちが4年間待ち望んだ大運動会が盛大に行われ、子供たち、父兄の人々の顔が思い出されます。8月8日には第一小学校総合落成式がとり行われました。

さらに、鳥見山公園多目的広場の人工芝も張りかえられ、いろいろなスポーツに利用されています。鳥見山公園内の遊具も整備され、公園では親子で楽しく触れ合っている姿に大変うれしく思われました。

また、マレットゴルフ場も完成の運びとなり、愛好者が和気あいあいとこれを楽しんでいます。高齢者の健康増進に大いに役立つものと思われまふ。私も愛好者の一人として安堵しております。それに、ふれあいの森公園の遊具、人工芝、スキー場といろいろと施設は整ってきましたが、道路に関しては、まだまだ震災の爪跡が残っているところも多く見受けられます。私は今回、道路行政について、町民の皆さんから寄せられた声を7件ほど質問したいと思ひまふ。

まず、1番の道路行政についてですが、①の町道鏡田80号線についてですが、鏡田80号線と言っても皆さんにはなじみは余りないかと思いますが、今の鏡石ショッピングセンターから北へ抜ける道路ですが、やっぱり震災の跡が特にひどく、至るところで雨が降った後など水たまりができ、車が通るたび水はね、また車が通るたび振動がひどく、付近の住民は悩まされています。早急な改修が望まれるが、町の対応をお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の町道80号線につきましては、道路中心付近に敷設した大型水路の側溝の後、影響部の舗装がしてあります。それと、道路下に公共下水道の宅地への取り付け部ということで、継ぎはぎの施工による舗装面がございまして、現在、大分年数がたちまして経年劣化ということによりまして、不等沈下が生じている箇所がございまして。

それで、町内の道路の維持補修につきましては、優先順位を定めて年次的に進めております。現場の状況を勘案しながら改修計画を進めてまいりたいというふうに考えてございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） それでは、優先順位と言うけれども、優先順位はどのくらいの優先のあれになっているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 優先順位というふうになりますが、一応整備計画というものを立てておまして、議会で陳情に上がった路線について採択になったもの、それから次に行政区から上がったもの、それから緊急を要するものということで、大分ございまして、それらを加味しまして計画を立てます。計画を立てる際には、当初から整備計画がございまして、当初予算の中で最初に審議をしてもらいますが、その順番に倣うというふうなことになります。その順番になります。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） まず早急な対応をやっていただきたい。

すみませんが、私、ちょこっと口が滑りますんで、ちょっと聞きづらいたと思いますが、よ

ろしく。

次に、②の町道鏡田84号線の出口の旧国道4号線との交差点のところとなっておりますが、これもやっぱり皆さん、町道84号線なんて余り聞いたことないと思いますので、ちょっとここを補足しておきますが、あいりすの前のところの場所なんです。ちょうど3区のコミセンから出てきた旧4号の交差点です。ここが下水工事はきれいにやっていただきましたんですが、その部分が路面が低くなっていて、なぜか水は高いところから低いところにたまるものだなと思っていつも感心しているんですが、ちょっと邪魔なんです。

それで、ここも雨が降るたびに水がひどくなって、学校の通学路にもなっております。安全面からも危惧されます。ここは交差点の路面が低く、水たまりができています。改修計画があるのか、町のお考えをお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご質問の路線につきましては、豪雨の際に旧道が冠水し、歩行者及び通行車両に支障を来している状況でございます。今年度になります、豪雨対策の一環として、鏡田84号線からの雨水を、旧国道手前から道路横断側溝によりまして五斗蒔池のほうに通じるように排水路を計画しております。それによりまして冠水の軽減を図るということで、工事の対策を発注する予定をしております。

したがって、この工事を見てから、今後、経過を注視しながら降雨対策に取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、お願いをいたします。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） これも子供たちの交通事故の反面からも早急に。

③、町道鏡田60号線、ちょっとこれも補足します。要するに、関根歯医者さんから北に抜ける、あいりすのところまでなんです。あの路線のことを言っている。これは側溝の敷設と路面の改修についてですが、この道路は付近住民の生活道、また学童の通学路にもなっています。交通量が多く大変危険な状況にあります。大震災後、下水道工事をやるはずが中止になり、アスファルトが切断されたままになっているところもあります。この道路は私も再三一般質問でいたしておりますが、一向に改善が見られません。さっきも言われたように、順位が順位がと言われますが、なかなかその順位がいつ回ってくるのかもわかりません。

私は、第7回定例会の議会の一般質問の答弁では、予算確保の上、整備検討すると答弁をいただいておりますが、その後どう検討されたのかお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご答弁を申し上げます。

以前より質問されています鏡田60号線、それから60号線に関連する路線におきましては鏡田59号線になりますが、この路線につきましては、昨年度工事によりまして側溝敷設及び舗装の打ちかえを実施いたしました。これによって一定の成果並びに効果を図ったと考えてございます。しかし、60号線におきましては、一部まだ側溝が未設置なところがございます。並びに舗装面の経年劣化によりまして、部分的に不陸がとれていない状況がございます。

したがいまして、60号線につきましては、現場の状況をもう一度勘案しながら改修、検討を進めてまいりたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） 今答弁にもありましたが、59号線はきれいに改良していただいて皆さん喜んでおります。

それでは、④の町道鏡田53号線、これは私も調べたところ、号線になっているものですが、これできょうやっておりますので、これは今言う牧場通りですね、桜町、その西側というんですか、そこの道路です。特別養護老人ホーム牧場の朝があります。あの通りを出てきたところの道路なんです。ここの側溝のふたがところどころないんです。それで危険な状態であり、この道路は、今も言いましたが、特別養護老人ホーム牧場の朝を訪問される方、またお見舞いに来られる方々が利用されることも多々あると考えられます。いろいろな面からも来られると思われませんが、昼間はよいが、夜間や雨の日、雪の日などは車が転落なども考えられます。危険防止を図るため、ふたの敷設が必要と思われれます。雪が降る前に早急に対応すべきではないかと思われるが、町の対応をお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） それではご答弁申し上げます。

ご質問の路線につきましては、以前から行政区から要望がございまして、側溝にふたを設置してほしいという要望がございました。一部につきましては年内にかかる予定になってございまして、ただ、かかる場所につきましては住宅地のそばというふうになってございます。

また、ふたが未設置の区間につきましては、現地の状況を確認しながら、地元と調整をして、随時設置していきたいというふうを考えてございます。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） ふただけだったら大工事するわけじゃない、ふたをかければいいだけだからそんなに費用もかからない、また暇もかからないと思いますので。

それでは、⑤の牧場線の、俵井集会所入り口や各世帯への入り口が狭く、住民の出入りが困難な状況にあり、昔は軽トラックや耕運機が通ればよかったかもしれませんが、今は車両も大型化しており、また、各戸に今車が3台、4台とふえた状態の中、この地域は酪農家が多く、牛乳の集荷の際、出荷の際、集乳車の出入りに不便な状況にあります。町として改善すべきと思われるが、町の対応をお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） それでは、答弁を申し上げます。

道路から宅地への出入り口につきましては、歩道を歩く歩行者の安全を守るという観点からでございますが、必要最小限という箇所を設置しております。間口の幅となっておりますので、ご理解をさせていただきたいと思っております。もう20年ぐらい前につくった当時の間口でございます、その当時には共通仕様書もなかったといいますが、その間口で設置しておりますので、ご理解をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） ちょっと今わかりづらかったんですが、間口を広げてもらえるんでしょうか、これ。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 再質問についてお答えいたします。

出入り口の入り口につきましては、あくまでも歩道がありまして、歩道からの入り口というふうになります。国道の安全を確保するためには最小限の間口となっております。したがって、町としては、町側からは広げるという方向は現在考えておりません。ただ、非常に危険な箇所というふうになれば、それも現地で確認したいと思っております。

なお、工事ができないというわけではないので、個人としては、出入り口を24条工事ということで申請していただければ、自分で工事ができるようになりますので、なるべくそちらをお勧めしたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） やっぱり町民の利便性を考えてやってもらわないと困ると思います。

それでは、⑥、町道笠石・鏡田線、これは旧国道です。要するに南北に抜けている昔の4号国道、これのことです。笠石・鏡田線、旧4号国道の歩道が狭く、改善すべきではないか。学童、高齢者、そして障害者の交通事故防止の観点からも歩道の拡張が必要と思われま

す。といいますのは、中町地内で9月に高齢者の痛ましい死亡事故が発生しました。また、10月には小学1年生3人が巻き込まれる事故も発生しております。幸い3人の子供さんは軽傷で済みましたが、一歩間違えば大事故にもなりかねません。事故を未然に防ぐ対策をとるべきと思われま

す。そこで、私は、歩道を車道側に1メートルほど広げ、各戸の出入り口の歩道のでこぼこも和らぐのではないのでしょうか。町でも、町民の安全・安心の観点からもやるべきです。町として、歩道の拡張を何年かの計画を立ててやればよいと思いますが、町のお考えをお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） それでは、ご答弁を申し上げます。

笠石・鏡田線の歩道拡張におきましては、年次計画で整備を進めてまいってきました。しかし、平成23年3月の震災の影響によりまして、現在は休止している状況でございます。

鏡田及び笠石の一部の区間が未整備になってございまして、歩行者通行及び宅地への車両入り口においては、支障を来しているところがあるかと思われま

す。当該路線につきましては都市計画道路に位置づけされてお

りまして、町としましては国の補助事業で対応したいと考えてございまして、県と協議をしているところでござい

ます。ただ、ほかの実施している道路事業もござい

ますので、進捗状況を踏まえながら、歩道の拡張計画を検討してまいりたいと考えてござい

ます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。
〔7番 井土川好高君 登壇〕
○7番（井土川好高君） といいますのは、私も事故の後、ちょっとあそこを検証してみたんですが、やっぱり歩道が狭くて、そして車道が余りに広過ぎるんですね。だから、どうしても車はスピード出す。そうすると、ここを渡ろうとするお年寄りあたりはどうしても時間がかかるんです。やっぱりその間隔がちょっと狭くなれば、その分渡りやすくなるんじゃないかと私は思われま

それでは、⑦、町道北原・不時沼線と旧4号との交差点ですが、これもわかる人はわかる、わからない人はわからないで、私もわからなかったんですけれども、北原というのは、昔は駅前のことを北原と字で言っていたんです。私が来たころもそうでした、今は駅前となっております。

あの通りは今はきれいな道路になっておりますが、うちの前あたりは新設の道路で、あれが鏡田に抜けるようになっております、森電機のところに。あそこの交差点のことです。あそこの交差点に信号機が今はありません。朝夕は車の往来が激しくて、道路の横断が難しい状況にあります。町民の方々から信号機の設置をとの声が多く寄せられています。交通の流れをよくし、また交通事故防止の観点からも、信号機の設置が必要ではないかと私は思います。どうか町の対応をお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

信号機の設置につきましては、町内のほかの箇所でもご要望があるようでございまして、これらの要望に対処するため、これまで警察署を通じまして福島県公安委員会へ要望しているところでございます。しかしながら、新規開通道路等の設置が優先されることや同様の要望件数が非常に多いことなどから、追加での設置はかなり厳しいというお答えをいただいております。

このような厳しい状況でございすけれども、ご質問の交差点につきましても、今後とも継続して、警察署を通じて県の公安委員会へ要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） といいますのは、私も交通安全協会のほうをやらせていただいておりますので、やっぱり事故が起きる前に、さっきも誰か言っていましたが、そういう前に対策をしてもらおうということを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす12月17日及び18日の2日間は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、あす12月17日及び18日の2日間は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時02分

第 3 号

平成26年第14回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成26年12月19日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第298号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算(第5号)
日程第 2 議案第299号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第 3 議案第300号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第 4 議案第301号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第 5 議案第302号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
日程第 6 議案第303号 平成26年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)
日程第 7 議案第304号 鏡石町災害公営住宅建設工事変更請負契約の締結について
日程第 8 請願・陳情について
総務文教常任委員長報告
日程第 9 公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙
日程第10 議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について
日程第11 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

- 追加日程第12 意見書案第21号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書(案)
意見書案第22号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書(案)
-

出席議員(12名)

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君
7番	井土川 好高 君	8番	大河原 正雄 君
9番	今泉 文克 君	10番	仲 沼 義春 君

11番 木原秀男君

12番 渡辺定己君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	健康福祉課長	小貫秀明君
産業課長	小貫正信君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	教育課長	関根邦夫君
会計管理 者兼 原力災害 対策室長 心得 教育委員 会長	長谷川静男君	農業委員会 事務局 局長	車田光男君
	菊地勝弘君	農業委員 会長	菊地榮助君
	塩田重男君	選挙管理 委員会 委員長	渡邊俊廣君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	主幹	岡部フミ子
-------------	------	----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎議案第298号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、議案第298号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第298号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

[副町長 小貫忠男君 登壇]

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第298号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、障害者福祉費、介護保険給付費などの利用実績の増及び農用地公共土木等災害復旧工事費の増額に伴うもので、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,235万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億1,796万7,000円とするものであります。

第2条、継続費の補正、第3条、地方債の補正につきましては、24ページでご説明をさせていただきます。

24ページ、第2表、継続費補正であります。1、変更であります。このたびの変更につきましては、事業名が災害公営住宅建設事業であります。こちらにつきましては事業量の増に伴いまして、継続費の総額を267万円増額するものであります。

次に、第3表、地方債補正であります。1が追加でございます。起債の目的が第6分団屯所の建設事業費で、設計委託料分としての今回追加となります。限度額120万円の設定でございます。2が変更でございます。変更につきましては、災害公営住宅の建設事業費につきまして、限度額を260万円増額するものでございます。

補正の内容につきましては、28ページからの事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 9番、今泉でございます。

ただいま補正について副町長のほうから説明をいただいたんですが、実は43ページの8款土木費です。これの2項2目の道路新設費のところ、説明の欄に鏡田499号線物件移転補償費マイナス200万というふうに記載されております。前にいただきました説明資料の中では、社会資本整備総合交付金事業執行に伴う科目間組みかえということですから、別なところに行っているのかなと思うんですが、それが、この200万というのはどこのほうで今度は計上して出てくるのかということと、あとそれから、物件移転補償というのが、これがどうなったのかなというふうな、実際行われるのか、それとも行われないのか、その辺をお伺いさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

[参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇]

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、物件補償につきましては電柱関係でございまして、電柱を当初、官から民へという移動の予定だったんですが、官から官へというふうなことになりまして、電柱移転補償がゼロというふうになりました。そのおかげで200万円が減額になります。その200万円については、今度は工事費のほうに振り分けたいということで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

1番、円谷寛君。

[1番 円谷 寛君 登壇]

○1番（円谷 寛君） 仁井田地区の屯所建設事業債というものが起債発行になるんですけども、これは120万円という起債だけで、事業内容についてはどうなっているのか説明していただきましたか。その辺をちょっとお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

1番議員のご質問にお答え申し上げます。

仁井田の屯所の建設でございますが、今年度設計を終了しまして、来年度建設の予算を計上したいと考えてございます。なお、当初、設計につきましては一般財源でとっておりました。このたび起債を借りられるということになりましたので、財源を組みかえまして今回追加したものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 円谷寛議員の再質問の発言を許します。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） だから、設計の費用ということだけれども、屯所の工事というのはどのようなものかをもう少し説明してください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にお答え申します。

仁井田屯所につきましては、今、県道沿いにあるんですが、あそこは40年経過しまして大分老朽化しております。敷地も狭くて団員の方々がとめる場所もないと。あと、見通しも非常に悪いということで、仁井田地区の別の町有地のほうに移転して設置するように、現在のところ検討しているところでございます。なお、内容については、車庫と、あと休憩室というような通常の消防団の施設を考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第298号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第299号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第299号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、木賊正男君。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第299号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

57ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、高額療養費の実績及び給付見込みの増額に伴う補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ936万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を14億8,173万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、62ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第299号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第300号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議案第300号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第300号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

68ページをお開きください。

このたびの補正につきましては、介護サービス等の保険給付費の実績により増額する必要が生じたことから、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,085万円とするものでございます。

詳細につきましては、74ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） 以上ご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第300号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第301号～議案第303号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第4、議案第301号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第5、議案第302号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第6、議案第303号 平成26年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、3件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第301号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第302号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第303号 平成26年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の3議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、85ページをお開きいただきたいと思います。

議案第301号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、下水道受益者負担金の増額及び流域下水道維持管理負担金の確定に伴う補正が生じたことから、歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ608万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,837万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、90ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 続きまして、95ページをお願いいたします。

議案第302号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、電気料値上げに伴う補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,757万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、100ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 次に、議案第303号でございます。102ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、水道加入金の増額、電気料金の値上げに伴う補正でありまして、収益的収入及び支出では、既定予定額に収入及び支出それぞれ216万円を加え、2億4,784万2,000円とするものであります。

内容につきましては、104ページの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 以上、一括上程されました3議案につきましてご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ただいま一括の提案があつたんですけれども、各会計予算に関連をされるかと思いますが、下水であれば汚泥の処理、あるいは上水であれば水質検査などで経費がかかっていると思うんです。これは放射能対策での経費だと思います。それについては、各自治体で今、東電の賠償機構ですか、横文字で省略して呼んでいるんですけれども、そうい

う機関にその経費については各自治体で請求をしていますね。我が町においてはそういう経費についての請求はしないのか、これからしていくのか、その辺の見解をお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 1番議員の質問にご答弁を申し上げます。

原発関係で、それに関係する経費等がある場合においては、内容精査の上、請求するという形にしております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君の再質問を許します。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 今の答弁だと、その費用がかかっているのかかかっていないのかわからないみたいな答弁なんですけれども、どうなっているんですか。例えば汚泥などは、どういうふうにして保管をして、どういうふうにして処理をしていくというような方針があると思うんですが、かかっていたらば請求するというのではなくて、既にかかっているというふうに私は思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 再質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 1番議員の再質問にお答えします。

水道に関しては、原子力事故の関係でモニタリング検査、3浄水場の毎月、毎週ですが、モニタリング検査をしております。そちらについての請求はしております。

○議長（渡辺定己君） 汚泥関係と言っているんだ。汚泥関係のセシウムの検査費用とか、それを東電に請求しているのかということと言っているんだ。そういうことでしょうか。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 大変申しわけございません。汚泥関係につきましては、詳細についてご報告させていただいて、説明させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛議員、今の答弁で、後から詳細について説明すると言ったんですけれども、それでよろしいですか。本会議ですので、この場で詳細にしなければならぬんですけれども、どうですか。

○1番（円谷 寛君） はい、いいです。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第301号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第302号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第303号 平成26年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第304号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第304号 鏡石町災害公営住宅建設工事変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第304号 鏡石町災害公営住宅建設工事変更請負契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の災害公営住宅の工事につきましては、住居等のバルコニーの開口部の危険防止、それからプライバシーの保護ということで塞ぎ工事をするもの。それから、集会所の簡易式電気温水器の設置及び集会所の多目的トイレの設備、それから身体障害者への対応の洗面機能ということで変更するものでございまして、請負額に213万4,080円を増額したく、変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、鏡石町災害公営住宅建設工事でございます。

2に契約の金額になりますが、変更前が6億9,800万6,160円でございますして、変更後が7億14万240円となります。

契約の相手方になりますが、福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼308番地、高田工業株式会社須賀川支店支店長、角田真美でございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第304号 鏡石町災害公営住宅建設工事変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

4番、長田守弘君。

〔総務文教常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○4番（総務文教常任委員長 長田守弘君） 報告します。

平成26年12月19日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員長、長田守弘。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成26年12月15日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成26年12月18日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時34分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者、総務課、柳沼課長、根本総括主幹兼副課長、吉田主幹兼副課長。教育課、関根課長、矢部副課長、大河原副課長、渡辺主査。

付託件名。

陳情第21号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情。

陳情第22号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情。

陳情第23号 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法化しないことを求める意見書の提出についての陳情。

審査結果。

陳情第21号は採択すべきものと決した。

陳情第22号は採択すべきものと決した。

陳情第23号は不採択すべきものと決した。

審査経過。

担当課（総務課）の意見・説明を求め審査をした結果、陳情第21号については、全会一致

で採択すべきものと決した。

担当課（教育課）の意見・説明を求め審査をした結果、陳情第22号については、全会一致で採択すべきものと決した。

担当課（総務課）の意見・説明を求め審査をした結果、陳情第23号については、全会一致で不採択すべきものと決した。

意見なし。

以上報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これより総務文教常任委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、陳情第21号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書提出を求める陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第22号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第23号 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法化しないことを求める意見書提出についての陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

◎公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙

○議長（渡辺定己君） 日程第9、公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙についての件を議題といたします。

[発言する者あり]

○議長（渡辺定己君） 静粛に願います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定によって投票にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は投票で行うことに決しました。

投票の準備のため休議といたします。

休議 午前10時58分

開議 午前10時58分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 日程第9の公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙でございますが、3点ほどお尋ねさせていただきます。

1つは、この公立病院の議員の任期でございますが、26年12月何日から何日までの任期になるのかということでございます。

それから2つ目は、企業団の議員の選出の枠というんですか、範囲、これは議員から選ぶのか、それとも広く町内全般から選出するのかということが第2点でございます。

あと第3点目は、もし議員から選ぶとなった場合、議員の任期中にするのか、それとも公立病院議会議員の4年間という任期の枠の中で選出するのかを諮っていただきたいと思いません。

以前には、全協等でこれらについては議論して、それでここで投票だけで終わっていたところなのですが、今回それがなかったものですから、改めてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

議会のことですので、局長より答弁でよろしいですか。

〔「1番は事務局長で答弁できると思うんですが、2番、3番は議会全体で、みんなの意見で決めることだから、どうなのかな」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 休議してよろしいですか。

休議します。

休議 午前11時00分

開議 午前11時14分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

投票の準備のため休議といたします。

休議 午前11時14分

開議 午前11時16分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に仲沼義春君、木原秀男君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（渡辺定己君） 念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人の確認をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（渡辺定己君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

○議長（渡辺定己君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人兩名の開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（渡辺定己君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効ゼロ

有効投票のうち、

古川文雄君 6票

菊地 洋君 6票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。古川君と菊地君の得票数は、いずれもこれを超えております。

両君の得票総数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定によって準用して、くじで当選人を決定することになっております。

古川君と菊地君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじ引き後、当選人を決定するためのものです。くじは抽せん器で行います。

仲沼君及び木原君のくじの立ち会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじ引きを行います。

古川君と菊地君はくじを引いてください。

〔2番 古川文雄君、3番 菊地 洋君 くじを引く〕

○議長（渡辺定己君） くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに古川君、次に菊地君、以上のおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじ引きを行います。

〔2番 古川文雄君、3番 菊地 洋君 くじを引く〕

○議長（渡辺定己君） くじの結果を報告します。

くじの結果、菊地君が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（渡辺定己君） ただいま公立岩瀬病院企業団議会議員に当選されました菊地洋君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

当選の承諾のご挨拶をお願いします。

菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） ただいま選挙及びくじによりまして、公立岩瀬病院企業団の議員に選出をされました3番の菊地洋です。

大変重要なポジションだと思います。今後精いっぱい頑張ってまいりたいというふうに思っていますので、今後ともご指導のほど、よろしく願い申し上げまして、挨拶といたします。

〔発言する者あり〕

○議長（渡辺定己君） 静粛に願います。

◎議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、議会運営委員会の所管事務調査を実施することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時35分

開議 午前11時36分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案2件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案2件を日程に追加し、日程第12として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案2件を日程に追加し、日程第12として議題とすることに決しました。

◎意見書案第21号及び意見書案第22号の上程、説明、質疑、討論、

採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、意見書案第21号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書（案）、意見書案第22号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）の2件を議題といたします。

提出者より、意見書案第21号、意見書案第22号の提案理由の説明を求めます。

4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 2件の意見書案を朗読します。

平成26年12月19日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。

国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第21号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書（案）。

第1、復興はまだ途中である。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」といいます。）の発生から3年が経過しました。

この間、被災者または……

〔「朗読省略」の声あり〕

○4番（長田守弘君） 朗読を省略させていただきます。

第1、第2、第3、第4を省略し、まとめに入ります。

第5 まとめ。

このように被災地の復興はまだ途上にあり、本特例法に基づく法律相談援助等の需要は、東日本大震災及び原発事故の発生から3年経ても、未だ大きいといえます。

寧ろ、今後、仮設住宅からの退去、新居への移転を進めていく中で、換地や補償に関する法的問題、その前提となる相続、住宅ローン問題なども多く発生するものと思われ、また、原発事故による賠償問題は、区域の見直しによる損害賠償打ち切りを契機とする訴訟化、区域外避難者による損害賠償請求、逸失利益又は各種不動産に関する損害賠償請求等、さらに増加するものと思われまます。

ところが、本特例法附則第3条第1項では「この法律は、この法律の施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失う。」とあり、現行法のままでは、2015年（平成27年）3月31日に同法は効力を失い、被災者又は被害者は同法に基づく法律相談援助等を受けることができなくなってしまいます。

その後は、一般の民事法律扶助制度で対応することになりますが、本来は民事法律扶助の被援助者であるはずの者が、受給した被災者生活支援金、義援金、建物損害保険金、原子力損害賠償金等の残りを預貯金として保有しているがために、資力要件を満たさないとして民事法律扶助を受けられなくなるおそれがあります。

これでは、東日本大震災及び原発事故の後の混乱から本格的に復興に向かっていかなければならない被災者又は被害者の生活再建に水を差すことになりかねません。

そこで、地方自治法第99条に基づき、本特例法の有効期限を延長する立法措置を講ずるよ

う求め、意見書を提出するものです。

以上。

平成26年12月19日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、復興大臣、衆議院議長、参議院議長様。

次に、平成26年12月19日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。同じく菊地洋。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第22号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）。

東日本大震災及び原発災害以降、被災地の教育現場は、以前とは違った様々な教育問題を抱えています。

〔「朗読省略」の声あり〕

○4番（長田守弘君） 省略させていただきます。

以上のようなことから、下記の事項の実現に向けて、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

1、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業を平成27年度以降も継続して実施できるよう、特例交付金制度の継続と必要な財政措置を行うこと。

平成26年12月19日。鏡石町議会。

復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣様。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

初めに、意見書案第21号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第22号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第14回鏡石町議会定例会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり承認、議決を賜り、まことにありがとうございました。

今年度も残り4カ月となり、各種事業も詰めの段階に入っております。もう一度精査・点検し、適切な事務執行に努めてまいります。

会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも議員の皆様には、町政進展のため、一層のご活躍をご祈念申し上げます。

寒さも一段と厳しさを増してまいりました。年末年始の何かと慌ただしい季節でもありますが、議員の皆様にはご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申

し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第14回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時46分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成26年12月19日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 長 田 守 弘

署 名 議 員 小 林 政 次

署 名 議 員 畑 幸 一

参 考 资 料

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	4
報告第 58号 専決処分した事件の承認について	4
議案第292号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	8
議案第293号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	9
議案第294号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	10
議案第295号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第296号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第297号 公の施設の指定管理者の指定について	14
議案第298号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）	15
議案第299号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	20
議案第300号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）	22
議案第301号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	25
議案第302号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	27
議案第303号 平成26年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）	29
議案第304号 鏡石町災害公営住宅建設工事変更請負契約の締結について	31
請願・陳情文書付託表	32

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
専決 第58号	専決処分した事件の承認について	26.12.15	承認
議案 第292号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26.12.15	可決
議案 第293号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26.12.15	可決
議案 第294号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26.12.15	可決
議案 第295号	鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	26.12.15	可決
議案 第296号	鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	26.12.15	可決
議案 第297号	公の施設の指定管理者の指定について	26.12.15	可決
議案 第298号	平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）	26.12.19	可決
議案 第299号	平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	26.12.19	可決
議案 第300号	平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）	26.12.19	可決
議案 第301号	平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	26.12.19	可決
議案 第302号	平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	26.12.19	可決
議案 第303号	平成26年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）	26.12.19	可決
議案 第304号	鏡石町災害公営住宅建設工事変更請負契約の締結について	26.12.19	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
日程第9	公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙	26.12.19	当選
意見書案第21号	国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書	26.12.19	可決
意見書案第22号	「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書	26.12.19	可決

請願・陳情結果について

議案番号	件名	会議の結果
陳情 第21号	国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情	採択
陳情 第22号	「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書	採択
陳情 第23号	集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法化しないことを求める意見書の提出についての陳情	不採択

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第21号	国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情		福島県弁護士会 会長 笠間 善裕	総務文教 常任委員会	採 択
陳情第22号	「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書		福島県教職員組 合 岩瀬支部支部長 伊藤 弥	総務文教 常任委員会	採 択
陳情第23号	集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法化しないことを求める意見書の提出についての陳情		新日本婦人の会 福島県本部 会長 井上 裕子	総務文教 常任委員会	不 採 択